

令和 4 年

第 6 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 4 年 9 月 9 日

閉会：令和 4 年 9 月 14 日

福岡県東峰村議会

令和4年 第6回東峰村議会定例会

招集年月日 令和4年9月 9日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和4年9月 9日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和4年9月14日 11時28分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9日 10名	12日 9名	14日 10名
--------	--------	---------

欠席議員

12日 高橋弘展議員

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 一成
農林建設課長	白井 耕平	災害対策室長	樋口 修一
住民福祉課長	國松 直美	教育課長	室井 紀代子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋 俊典		

村長提出議案の題目

議案第24号	東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定について
議案第26号	令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について
議案第27号	令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
認定第1号	令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
報告第3号	令和3年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
議案第28号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第29号	人権擁護委員候補者の推薦について

議員提出議案の題目

請願第 2号	「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書
請願第 3号	「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)
7番 大蔵久徳議員 8番 佐々木紀嘉議員

第6回 東峰村議会定例会会議録

令和4年9月 9日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和4年 第6回東峰村議会定例会議事日程

令和4年9月 9日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第 2 4 号 | 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 5 号 | 東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 2 6 号 | 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について |
| 日程第 9 | 議案第 2 7 号 | 令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について |
| 日程第 1 0 | 認定第 1 号 | 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 2 号 | 令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 認定第 3 号 | 令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第 1 3 認定第 4 号 令和 3 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 報告第 3 号 令和 3 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
- 日程第 1 5 議案第 2 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 6 議案第 2 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 7 請願第 2 号 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書
- 日程第 1 8 請願第 3 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和4年第6回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長の諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 大蔵久徳議員、8番 佐々木紀嘉議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和4年第6回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る8月31日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例改正が2件、令和4年度一般会計・特別会計の補正予算が2件、令和3年度決算認定が4件、報告が1件、人権擁護委員候補者の推薦が2件、請願2件が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日9日から20日までの12日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い9名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>決算認定については、決算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。</p> <p>なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略することといたします。</p> <p>14日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決及び本会議における質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日9日から20日までの12日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、9月9日から9月20日までの12日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p>

	<p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日、ここに、令和4年第6回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する村政全般につきましてご尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、長かった猛暑もようやく秋の気配を見せ始め、朝晩は少し肌寒さを感じるようになってきました。今週は台風11号の進路が非常に心配されたところでしたが、風も雨もそれほどではなく、小石原公民館の屋根が一部剥がれたという報告はありますが、他に家屋などの被害報告はなく、ほっとしているところであります。</p> <p>しかし、来週には、同じような進路で台風12号が接近または上陸の恐れがあると予想されています。今後も台風の発生が予想されていますので、テレビなどでの気象情報や村からの情報に注意していただき、安全を確保する準備や対応をお願いしたいと思っております。</p> <p>7月19日から8月9日にかけて、14カ所で開催いたしました行政懇談会につきましては、コロナの第7波の影響が心配される中での開催ではありましたが、たくさんの方にご参加いただきました。この後一般質問もございますので、その中で報告等をさせていただきたいと思いますが、まずもって参加していただいた皆様にお礼を申し上げるものであります。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案等についてご説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の制定について2件、補正予算について2件、決算認定について4件、報告1件、人権擁護委員候補者の推薦について2件、合計11件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第24号、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に関して、人事院規則及び人事院運用通知が公布・発出され、令和4年10月1日から施行されるのに伴い、国家公務員との均衡を図るため、条例を改正するものであります。</p> <p>議案第25号、東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定につきましては、ほうしゅ楽舎の建設に伴い、条例の大幅な見直しが必要となったため、条例の全部を改正するものであります。</p> <p>議案第26号、令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに5,505万3千円を追加し、歳入歳出総額を41億2,059万5千円とするものです。</p> <p>歳出では、財産管理費1,681万9千円、賦課徴収費130万円、保健福祉センター管理費180万円、予防費50万円、中山間地域直接支払事業67万8千円、農山村活性化事業費128万2千円、林道施設費1,000万円、森林環境整備事業費121万4千円、水源地域整備事業費500万円、学校管理費173万7千円、公債費元金930万円、利子54万4千円、簡易水道特別会計繰出金487万9千円を計上しております。</p>

	<p>歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、村債をそれぞれ計上しております。財政調整基金の繰入金は2,006万1千円の減額となっているところでございます。</p> <p>議案第27号、令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに1,034万円を追加し、歳入歳出総額を7,886万9千円とするものです。</p> <p>歳出では、千代丸浄水場系統管理費として1,034万円を計上しております。</p> <p>歳入では、前年度繰越金、一般会計繰入金を計上しております。</p> <p>認定第1号から第4号につきましては、令和3年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>報告第3号、令和3年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、令和3年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。</p> <p>議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員梶原文雄氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものであります。</p> <p>議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員高倉美紀恵氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものでございます。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第14までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第24号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>皆様のお手元の20ページをお開きいただきますでしょうか。</p> <p>議案第24号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和4年9月9日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のために講じる措置」が発出され、地方公務員法第24条第4項により、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本村においても東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。</p> <p>それでは、皆様のお手元のほうにですね、こういった黒刷りのですね、男性育児休業取得の資料をお配りしておるかと思いますが、この資料をもってですね、説明をさせて</p>

	<p>いただきたいと思います。</p> <p>今回のこの改正につきましては、育児休業、育児参加のための休暇をですね、より柔軟に取得できるようにということで、人事院のほうがですね、発出したものでございます。</p> <p>主な改正前後の制度の概要でございますが、まず1点がですね、対象期間、取得可能日数でございます。</p> <p>現在はですね、原則子が1歳までということだけになっておりますが、これに加えましてですね、男性の育児休業取得のための出生時育児休業、通称ですね、産後パパ育休と今呼ばれておりますが、そういったものに関して、子の出生後8週間以内にですね、4週間まで取得が可能になるということでございます。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>そういった申し出につきましては、原則1カ月前までの届出となりますが、これが緩和されて2週間前までのですね、届出の期間ということになっております。</p> <p>それとですね、ここが大きなところでございますが、分割取得が可能になったということで、現行ではですね、原則分割して、そういった育休を取れなかったんですけども、今回ですね、2回取得可能ということで、分割してですね、ご自分の都合に合わせて取れるようになるというような制度でございます。</p> <p>そしてですね、休業中の就業でございますが、これは特段ですね休業を取った中でですね、就業したいという申し出があった場合にだけですね、適用されるというような状況でございます。</p> <p>それでは、皆様、裏のですね、カラー刷りのほうを見ていただけますでしょうか。</p> <p>この上のほうが現行ということで、先ほども申しましたように、大きなところで、今まではですね、1回しか育休というのを申し出た場合ですね、取れなかったんですけども、右下にありますように、分割してですね、2回取得が可能になったというところが、大きなところでございます。</p> <p>これにつきましてはですね、出産された奥さまとかの都合に合わせた形で、父母ともに休暇を融通しあえるというような、そういった制度になったところでございます。</p> <p>以上が補足説明でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第25号「東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第25号「東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和4年9月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、ほうしゅ楽舎の建築に伴い、東峰村簡易宿泊施設条例の内容について大幅な見直しが必要となったため、この条例の全部を改正するものでございます。</p> <p>今回の改正につきましては、現在建設中のほうしゅ楽舎、これの運営に係る事業者公募に先立ちまして条例の整備が必要となります。そういうことで提案をさせていただくものでございます。</p> <p>改正につきましては、29年災害で被災いたしましたほうしゅ楽舎、これの再建という基本的な考え方から、これまで対応しておりました東峰村簡易宿泊施設条例、これの改正をもって進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>主な改正点につきましては、1点目が設置趣旨の一部変更、2点目が名称及び位置に、</p>

	<p>ほうしゅ楽舎の名称と新住所地を追加いたしております。</p> <p>3点目が使用料の変更並びに条文の追加、整理ということになります。</p> <p>また、その他ですね、全般にわたる条文の体裁などの見直しを行っておりますので、今回は全部改正という形で提案をさせていただいております。</p> <p>まず、30ページをお願いしたいと思います。</p> <p>設置、第1条、この条文に、今回の建設コンセプトに基づきまして、交流拠点及び防災拠点として、という文言を追加しております。</p> <p>名称及び位置、第2条第1項第1号の条文にほうしゅ楽舎の名称、第2号に新しく建設する住所地、3066番地1を追加いたしております。</p> <p>第3条から31ページの第10条まで、それから、32ページになりますが、第12条につきましては、村の他の施設の設置条例との整合性を図るためということで、若干の見直しを行っているところです。</p> <p>31ページになります。</p> <p>指定管理者が管理をする場合の利用料、第11条第1項から32ページ、第5項につきましては、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料の徴収等について、分かりやすくするため、今回新たに追加したものになります。</p> <p>それから、32ページになります。</p> <p>読替規定、第13条につきましては、指定管理者に管理を行わせる場合における読替規定を新たに追加いたしております。</p> <p>それから、33ページになります。</p> <p>別表第6条関係で、使用料金の変更を行うものです。</p> <p>改正前のこの条例制定から多くの時間を経過しておりまして、また、最近の物価高騰等を考慮しまして、今回宿泊の1人当たりの使用料金について、一定程度の増額を行っております。</p> <p>なお、この金額につきましては、これまでどおり、あくまで上限の金額として設定しているものでございますので、指定管理者が決定次第この金額の範囲内で料金は決めていくということにしております。</p> <p>戻っていただきまして、32ページ、最後のところになります。</p> <p>附則です。この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>以上が補足説明となります。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第26号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>皆様のお手元の34ページをお開きください。</p> <p>議案第26号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,505万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,059万5千円とする。</p> <p>2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p>

	<p>令和4年9月9日提出、東峰村長名でございます。 次のページ、35ページでございます。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入。 11款国庫支出金、1項国庫負担金50万、国庫補助金15万。 12款県支出金、県支出金31万3千円、繰入金、基金繰入金、マイナスの452万3千円。 16款繰越金4,350万円、17款諸収入、雑入、マイナス445万2千円、18款村債1,956万5千円。 補正額としまして5,505万3千円、総額41億2,059万5千円となるものでございます。 続きまして、36ページをお開きください。 歳出でございます。 2款総務費、総務管理費1,681万9千円、徴税費130万円。 3款民生費、社会福祉費180万円。 4款保健衛生費50万円。 6款農林水産費、農業費196万円、2林業費1,121万4千円。 8款土木費、土木管理費500万円。 10款教育費、2項小学校費173万7千円。 12款公債費、公債費984万4千円。 13款諸支出金487万9千円、これは繰出金でございます。 合計の5,505万3千円、補正後の額が41億2,059万5千円でございます。 続きまして、38ページをお開きください。 第2表地方債の補正でございます。 臨時財政対策債、総務債、これにつきましては、限度額を1,189万7千円から1,276万2千円に補正するものでございます。 過疎対策事業債、総務債2億9,380万円、この額はそのまま、一番下のですね、土木債、これにつきましては5,650万円から6,150万円への変更ということで、限度額を引き上げるものでございます。 続きまして、旧合併特例債費につきましては、総務債、補正前が1,010万円から補正後が1,380万円、緊急自然災害防止対策事業債1億2,050万円から1億3,050万円の補正ということにさせていただいております。 続きまして、42ページをお開きください。 先ほどの歳入の内訳でございます。 歳入、国庫支出金、国庫負担金、保健衛生費国庫負担金でございます。これにつきましては、感染症予防事業等国庫負担金ということで50万円の補正です。 11款国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金でございます。これにつきましては、学校保健特別対策事業費補助金15万円でございます。 12款県支出金、県補助金、農林水産費補助金、中山間地域直接支払の補助金として31万3千円。 続きまして、15款繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金としまして、マイナスの2,006万1千円でございます。 減債基金の繰入金としまして984万4千円、施設改修等基金繰入金としまして448万円、森林環境税基金繰入金としまして121万4千円でございます。 続きまして、16款繰越金、これにつきましては、前年度繰越金としまして4,350万円でございます。 続きまして、43ページになります。</p>
--	--

	<p>17款諸収入ということで雑入、スポーツ振興センター助成金につきまして、減額の445万2千円でございます。</p> <p>18款村債、総務債、臨時財政対策債86万5千円と、旧合併特例事業債370万円を合わせまして456万5千円。</p> <p>土木債、過疎対策事業債としまして500万円、緊急自然災害防止対策事業債につきましては1,000万円ということで、今回補正をさせていただきます。</p> <p>続きまして、歳出に関しましては、各課ごとに説明させていただきますので、私の総務企画課の分をまず説明をさせていただきます。</p> <p>44ページをお開きください。</p> <p>歳出、2款総務費、総務管理費、5目の財産管理費でございます。</p> <p>これにつきましては、旧宝珠山中学校解体工事に係るものでございまして、設計業務委託は152万9千円、解体工事に係るものが1,529万ということで、合計のですね、1,681万9千円を、今回補正をさせていただこうと思っております。</p> <p>そして、45ページの12款公債費でございます。</p> <p>これにつきましては、元金の地方債繰上償還金ということで930万円、利子の地方債繰上償還金54万4千円をですね、今回補正させていただきます。</p> <p>13款諸支出金、操出金としまして、簡易水道特別会計への操出金ということで、487万9千円の操出を、今回補正をさせていただこうと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>44ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項2目賦課徴収費、補正額130万円でございます。</p> <p>22節償還金利子及び割引料でございます。法人税予定申告還付金としまして108万6千円、住民税還付金としまして19万9千円、還付加算金としまして1万5千円を計上いたします。</p> <p>こちらにつきましては、令和3年度の法人住民税につきまして、予定申告額による納付を行った事業者が、確定申告の結果納付額が減少し還付額を支払い、併せて還付加算金の支払いを行うにあたり、予算に不足が生じたためでございます。</p> <p>また併せまして、住民税の年金からの特別徴収による還付が見込まれるために、その還付金についても、併せて補正を行うものでございます。</p> <p>続きまして、3款1項3目保健衛生管理費180万円の補正額でございます。</p> <p>14節工事請負費でございます。こちらにつきましては、バルクの設備更新工事でございます。当初のボイラー系統分の工事に加えまして、新たにガスヒートポンプ系統の交換と、それに伴うタンクの処理の工事が必要となったためでございます。</p> <p>続きまして、4款1項2目予防費でございます。50万円の補正額でございます。</p> <p>10節需用費でございます。こちらは、新たにオミクロン株対応のワクチンの集団接種等を行うための消耗品等の購入費用を計上するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>私のほうからもご説明させていただきますが、44ページをお願いいたします。</p> <p>6款農林水産費、1項農業費、8目の中山間地域直接支払事業でございます。</p> <p>補正額としましては67万8千円で、中山間地域の直接支払の補助金がですね、新たな項目が追加されましたものですから、その交付金が増えた分の補正をさせていただこうと思っております。</p> <p>引き続きまして、17目の農山村活性化事業費としまして、128万2千円という補正額でございます。</p>

	<p>内容としましては、これはライスセンターでございますが、工事の期間の、工期の算定に伴いまして現場事務所のですね、リース代の増額としまして3万2千円、それから、工事の内容としての環境改善工事という事務室の改善工事の、物価上昇に伴う補正としまして75万円、それから、倉庫収納の増設工事というところも、同じく材料の高騰等に伴う補正をさせていただきまして50万円ということで125万円の補正、合計の128万2千円の補正をさせていただくというところでございます。</p> <p>引き続きまして、45ページですが、6款農林水産費、2項林業費、5目の林道施設費でございますが、こちらにつきましては、林道の防災工事としまして、城ヶ迫の排水工事の関連工事を実施いたします。その費用としまして1,000万円。</p> <p>それから、10目森林環境整備事業費としまして、12節の委託料、内容としましては、こちらは環境譲与税の活用をやっていくということですね、121万4千円の補正額を計上させていただいております。</p> <p>引き続きまして、8款の土木費でございます。</p> <p>こちらにつきましては、補正額としましては500万円です。</p> <p>設計監理委託料としまして、こちらは東峰村の水源の森の交流館、今、アクアクレタとなっておりますが、その共同施設の建設工事に係る設計費を補正させていただくものでございます。</p> <p>農林建設課は、以上になります。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>45ページをお願いいたします。</p> <p>10款2項1目学校管理費でございます。</p> <p>10節の需用費30万7千円、学校保健特別対策事業補助金を活用し、東峰学園に新型コロナウイルス感染症予防のための消耗品、手指の消毒、空気清浄機、体温計、掛布団等を整備するものでございます。財源は、42ページの11款国庫補助金で15万円を計上させていただいております。</p> <p>続きまして、14節の工事請負費143万円でございますが、当初予算で体育館の音響設備改修工事を計上いたしておりましたが、当初の予定より工事箇所が増えたため、増額補正を行うものです。</p> <p>内容といたしましては、体育館の音響室内の音響ワゴン及びワイヤレスマイク等の改修を予定しておりましたが、再度詳細に調査を行ったところ、経年劣化によるワイヤレスマイクの受信アンテナ器、館内向けの大型スピーカーの改修が必要になりました。また、文化祭や式典などでオンライン放送に対応した音声録音用の専用機の新設を行うためでございます。</p> <p>続きまして、5項3目の施設管理費でございます。</p> <p>14の工事請負費でございますが、金額に増減はございません。スポーツ振興センターの助成金で、床の研磨塗装の助成金が対象にならないことが分かり、今回その他の財源の雑入を445万2千円を減額し、その代わりに財源を村債で充てさせていただいております。収入の内容は43ページのほうに記載されております。</p> <p>教育課からは、以上です。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第27号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>46ページをお開きいただければと思います。</p> <p>議案第27号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」</p>

	<p>でございます。</p> <p>令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算は、次に定めるところによります。</p> <p>歳入歳出予算の補正としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,886万9千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和4年9月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>47ページをご覧ください。</p> <p>第1表、歳入歳出補正予算、歳入でございます。</p> <p>3款繰入金、1項繰入金の補正額546万1千円でございます。</p> <p>それから、5款繰入金、1項繰入金の487万9千円、合計で1,034万円となります。</p> <p>48ページをご覧ください。</p> <p>歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正額としまして1,034万円でございます。合計額が7,886万9千円となります。</p> <p>ちょっと飛びまして、51ページをご覧ください。</p> <p>2、歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金で、補正額546万1千円、こちらにつきましては、前年度の繰越金としましてですね、補正をするものでございます。</p> <p>それから、5款繰入金、1項繰入金、1目の繰入金で、これは、一般会計から繰入金としまして487万9千円を繰入れさせていただくものでございます。</p> <p>それから、52ページをご覧ください。</p> <p>3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、7目の千代丸浄水場系統管理費、補正額としまして1,034万でございますが、12節の委託料と14節の工事請負費でございます。</p> <p>こちらにつきましては、福井橋梁のですね、架け換えに伴いまして、水道管の添架工事を実施するにあたりまして、その設計費と工事請負費を計上させていただくものでございます。</p> <p>農林建設課からは、以上になります。</p>
日程第10～ 日程第13	
議 長	<p>日程第10 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第11 認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第12 認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第13 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>を、一括議題といたします。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>動議を提出いたします。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの令和3年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することを望みます。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員

5 番	ただ今、高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議 長	ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。 認定第1号から認定第4号までの令和3年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して審議することを望むというところでございます。 この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。 お諮りいたします。 ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、令和3年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決定をいたしました。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	動議を提出いたします。 決算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦したいと思っております。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議 長	ただ今、高橋弘展議員より決算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦するとの動議が提出されました。 この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。 お諮りいたします。 黒川隆康議員を委員長に、大蔵久徳議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、黒川隆康議員が決算審査特別委員会の委員長に、大蔵久徳議員が副委員長に選出されました。
日程第14	
議 長	日程第14 報告第3号「令和3年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 補足説明を担当課長に求めます。 ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	57ページをお願いいたします。 報告第3号「令和3年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より令和3年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により、議会に提出する。 令和4年9月9日提出、東峰村長名でございます。 決算報告書につきましては、58ページから68ページまでお付けしております。以上でございます。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第28号「人権擁護委員候補者の推薦について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長

住民福祉課長	<p>別添の議案書をお願いいたします。</p> <p>議案第28号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。</p> <p>令和4年9月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>住所 朝倉郡東峰村大字福井2025番地</p> <p>氏名 梶原文雄</p> <p>生年月日 昭和30年5月22日</p> <p>理由、人権擁護委員梶原文雄氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、意見を求めるものでございます。</p> <p>略歴書を、次のページに付けておりますのでご覧ください。以上でございます。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第29号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>議案第29号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。</p> <p>令和4年9月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>氏名 高倉美紀恵</p> <p>理由、人権擁護委員高倉美紀恵氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求めるものでございます。</p> <p>略歴書を、次のページに付けておりますのでご覧ください。以上でございます。</p>
議長	補足説明を終了します。
休憩	
議長	<p>10時35分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時23分)</p>

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時35分)
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、9名の議員より提出されています。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>2番 樋口朗議員の質問を認めます。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2 番	<p>私は、選挙公約に係る質問を2件、それ以外のことを1件質問します。</p> <p>まず、筑前あさくら農協の小石原ATMの再設置支援についてです。</p> <p>筑前あさくら農協の小石原ATMが3月末に廃止され5カ月が経ちました。ATMがあれば預金の預け入れ、引き出し、通帳の記入、通帳の再発行ができます。他の金融機関のATMを農協のカードで利用すると、毎回110円の手数料が天引きされます。今までATMがあることが当たり前だった小石原地区の方々にとって、4月以降は大変不便な思いをされていることと思います。</p> <p>6月定例会一般質問で、私は、村が資金援助して小石原ATMを再設置することはできないか尋ねました。</p> <p>村長は、「費用を見て検討する。郵便局もあり農協だけの支援は難しく、協議を検討する。」と回答しています。</p> <p>ATMの再設置に多少の経費がかかると思いますが、小石原地区の方々、とりわけ高齢者の暮らしの利便性を守るために必要な経費だと思います。</p> <p>さて、農協がATM再設置に必要な経費を村に提出したのではないかと思います。村として、ATM再設置の支援をどうするのか、村長にお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員さんのお話にございました、6月の議会ですすね、協議をするという話をしておりました。それから、農協のほうから、その概算と申しますか、設置に関する費用について提出をいただいたところでございます。</p> <p>内容といたしましては、金額としてはすすね、設置に関する初期費用として約28万ほど、また、あとは機器のリース代とかですすね、年間のランニングとして約190万円が最低の費用、また、それに対して通信費等もすすね、契約がございますので、それを加えた部分が、費用としてはすすね、それぐらいの費用がかかるという形で、ご提案と言いますか、提出をいただいているところでございます。</p> <p>再設置につきましては、いろんな形で3月に要望いただいたりしておるところでございますが、そのときの答弁のとおり、全体のこと、他の金融機関とかですすね、それもでございます。</p> <p>あと、村としてすすね、小石原のATM、農協が設置することに対して支援をするのか、また、道の駅とかに、全体的なことを考えて置くものか、そういった部分も含めて、今後どうしていくかという部分については、まだ決定はしてありませんが、それとともにすすね、また、今後計画しております地域交通を活用することにより、東峰支店のほうですすね、利用の促進という部分もちょっと加味した上ですすね、今後検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>

議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>次に、役場・農協・郵便局などのサービスが一つの場所で受けられる複合施設の構想について、質問します。</p> <p>筑前あさくら農協が令和7年度以降に予定していた店舗機能再構築検討案が、6月の総代会の後に変化しました。今後は各支店の複数の運営委員、代表者と意見交換をして、検討し直すことになりました。東峰村にとっては、一步前進だと思いません。</p> <p>しかし、この支店統廃合の問題は、経費削減や業務改善のため、これからも出てくる課題だと思いません。</p> <p>なぜなら、福岡県内の20の農協が一体となる圏域オールJAを目指す構想がすでに決議されていますので、支店統廃合は避けて通れない問題だと思いません。また、人口減少とともに、農協、郵便局の利用者も減少していくと予想できます。</p> <p>私は、この際、各事務所経費の負担削減と村民の利便性の向上を実現するために、役場・農協・郵便局などの事務所を一つの複合施設にまとめる構想を検討する必要があります。既に、全国ではそのような先進事例もあります。</p> <p>今後、各事務所との協議や村民の意見、要望を拝聴しながら、このような構想を進めていただきたいと思います。村長の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど申されました筑前あさくら農協の支店の統廃合の問題につきましては、議員さん言われるとおりの状況であるというふうに認識しているところでございます。</p> <p>ただ、先ほど提案ございました複合施設という話でございますが、これについてはですね、一つにまとめることで、すべての問題が解決するというところでございませぬ。財源の問題もあるとは思っております。</p> <p>また、東峰支店については、比較的まだ事務所が新しいとかですね、そういった部分も含めてですね、いずれにしても近い将来につきましては、村民の半数以上が高齢者となることも予測と言いますか、確実になると思いません。</p> <p>そのような中で、村民が安心して暮らしていく上で、必要なサービスを受けられる環境を維持するために、生活支援機能を集約していくこともですね、一つの必要な手段であるかなというふうに認識はしておるところでございます。</p> <p>先ほど議員さんいただきました全国での先進例等をですね、自分もちょっと調べてはみたんですが、通常合併後の支店等の空きスペースにそういった施設をですね、融合するという例はちょっと見えてたんですけど、複合施設という形でそういったものを設置するというのが、ちょっと自分としても調べが足りておりませぬので、そういった部分のお話等もいただきながらですね、村のほうでも検討を、ちょっとする、しないにかかわらずですね、勉強しなければいけませんので、検討させていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>次に、医療機関や生活必需品売店の整備について、質問します。</p> <p>第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略には、村の問題点として「医療機関が不十分」、「買い物をする場所がない」と記載しています。私も同様の考えです。</p> <p>そこで、前の質問で提案した複合施設構想に加えて、医療機関や生活必需品の売店も同じ地域に整備されれば、村民の健康管理や健康増進、そして、暮らしの利便性の向上を図ることができると思いません。</p> <p>以前、私は遠くから村内の事業所に勤めている方に村の定住住宅を案内し、入居・移住を進めたことがあります。</p>

	<p>そのとき、住宅はすばらしいが子どもが幼く医療機関がないので、不安で移住できないとの返事でした。医療機関や生活必需品売店があれば、村への移住を検討する人たちの背中を押すことになると思いますが、村長の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この議員さんのご提案というふうに受け止めておりますが、どのような経緯の中でこういう提案になったのかということについては、ちょっと分からないところではございますが、内容についてですね、1カ所に施設を集約する、そのメリットもあると思います。</p> <p>また、今度村のほうが、今年度やっております地域交通の整備の中での、それぞれの施設を繋いだ利便性の向上、またそういった部分、現有の施設を利用するなどですね、さまざまな条件を考えた上で、今後の検討という形にはなるのではないかとこのように思っておるところでございます。</p> <p>現状はですね、申し訳ございませんが、以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>次に、質の高い公営住宅の建設について、質問します。</p> <p>合併したときの人口は2,895人、今年3月末で1,961人、17年間で934人減少しています。</p> <p>出生者数は、合併して10年間は年平均13人、その後の7年間は年平均9.6人と減少しています。</p> <p>私は、東峰村の人口減少を少しでも食い止めるには、村外からの移住を進めることが最も有効だと思います。</p> <p>第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略にも、「令和2年から令和7年まで1年に2世帯のファミリー層の転入増加を図ることを目標とする。」と記載しています。</p> <p>ファミリー層の移住を実現するには、他の市町村の公営住宅と比較して、はるかに良質で魅力的な公営住宅を整備するのが一番の近道ではないかと思えます。</p> <p>これには前例があります。</p> <p>今から85年前の昭和12年、宝珠山炭鉱を開発し経営する伊藤伝衛門氏は、交通の便が悪く生活環境の整っていない旧宝珠山村に移り住んでもらうために、宝珠山駅の裏近くに水道設備と庭付きの日本一の鉱員住宅を建設しました。</p> <p>それだけではありません。病院、売店、娯楽施設、集会所、大浴場、グラウンド、テニスコート、弓道場なども整備しています。現在でも学ぶ価値のある施策ではないでしょうか。</p> <p>さて、移住を推進する公営住宅についてですが、私は、木造瓦葺きで、周囲の景観と調和すると同時に、1軒、1軒が違うデザイン、コロナ後に対応できる非接触型の衛生器具や換気設備、ゆとりの間取りなど、夢のマイホームが東峰村で実現したと実感できるものを建設することが、移住を検討しようとする人の心に響くのではないかと思います。</p> <p>村長の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>公営住宅等ですね、今、村営住宅、また特公賃ですね、また一般住宅、定住促進住宅、さまざまな住宅施策を今、村としてはやっております。</p> <p>現在ですね、近年建設している公営住宅につきましては、当然のことではあるんですけど、シックハウス対策や県産材等ですね、木質を前面に出す、利用するなどですね、高品質な住宅を建設していると、村では思っているところではあります。</p> <p>先ほど提案いただきました部分について、ファミリー向け、世帯向けの住宅につ</p>

	<p>いては、その戸建て風、戸建てというかですね、そういった部分については、今後住宅の計画の中で積極的に取り入れていく可能性をですね、検討したいというふうに思っておりますが、やはり建築コストの関係やですね、やはりコストが高くなると家賃が高くなる。それを村としてどう設定するか、そういった部分も考慮いたしながらですね、今後とも若年層のファミリー向け世代が定住したくなるような住宅をですね、計画の中で建設の方向を作成していきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>次に、旧宝珠山小学校グラウンドの活用について、質問します。</p> <p>私の議会だより第1号で、定住住宅の建設候補地として、11項目の理由を示して旧宝珠山小学校グラウンドを提言しました。</p> <p>もちろん広い敷地ですから、すべてを住宅用地ということではありません。住宅を含めた多様な活用ができると思います。グラウンドに建設する住宅は、前の質問と同様に村外のファミリー層を対象としたものです。</p> <p>移住を検討するとき、移住先である東峰村のさまざまな条件が課題になります。職場との距離、交通の利便さ、医療機関や買い物の利便性、住宅周りの環境、学校教育、生涯学習、村の景観、風土等々さまざまな課題があります。</p> <p>その中で最大の課題は、村での生活の拠点、即ち住宅だと思えます。東峰村へ移住を検討するほとんどの方は、東峰村より便利なところに住んでいることが予想されます。</p> <p>つまり便利なところから、今までよりも不便な東峰村への移住を決断してもらうには、村の中でも利便性の高いところを最優先して、建設場所を選ばなければならないと思います。</p> <p>住宅は、利便性の立地が一番ではないでしょうか。立地以外の条件、例えば、建物の内装や設備などはお金をかければ、後でリフォームして解決することが可能です。</p> <p>しかし、立地は、一度建設してしまうと、どんなにお金をかけても変更は不可能なのです。そのような考えから、村外からの移住者を迎える住宅の候補地として、旧宝珠山小学校グラウンドを提言しました。</p> <p>新たな用地取得費が不要で、造成工事費もそれほどかからないと思います。その分住宅の設備や付属施設の整備にお金をかけることができます。今後住宅用地の候補地として、ぜひ、検討していただきたいと思えます。</p> <p>村長の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>住宅をですね、移住政策という形で検討する場合がございますが、先ほど議員さん提案いただきました利便性ですね、これについては、自分といたしましては、都会と同じ利便性を求めると言っても、都会に勝てるということにはございませんので、考え方の一つとしてですね、今ちょうど今年、第2のふるさとプロジェクトというものをやっております。</p> <p>この中で、ちょうど東京に行ったときの話でございますが、やはり村の魅力は何かと言ったときに、何も無いのが魅力であるということに、そのときの人たちはものすごく、「やっぱそうよね」という話もしていたこともございます。</p> <p>それは考え方の一つでございますので、そういった部分もやっぱり住宅の立地という部分については、ただ、村の中で比較検討したときに、やはり少しでも学校が近い、金融機関、役場が近い、そういった部分のメリットをですね、求めるというのは、検討の中ではあるかとは思いますが、そのどちらを重点的に考えるかということについては、今後の課題かなというふうには思っているところでございます。</p>

	<p>旧宝珠山小学校の用地ということでございますが、旧宝珠山小学校含めました活用、また、隣接の村民センターの活用、利用などをですね、考慮したときには、やはりグラウンドの広さはですね、残すべきではないかなというふうに、自分としてはですね、思っているところでございます。</p> <p>ただ、その周辺、先ほど申しましたが、比較的便利なところに住宅を整備するということはですね、方法としては十分考えられるのではないかなというふうに思っているところで、これはもう決定でも何でもございませんで、今後住宅の移住の施策の中でですね、そういった候補地についても検討させていただきたい。</p> <p>また、宝珠山小学校の活用については、地域の方の思いもございませんで、そういった部分も考慮の上ですね、検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>次に、旧宝珠山小学校グラウンド内の枕木の撤去及び旧美星保育所の除去について、質問します。</p> <p>まず、枕木についてです。</p> <p>かつて旧宝珠山小学校グラウンドは、子どもを含む村民が運動したり交流をする場でした。大行司地区はグラウンドゴルフ大会の会場に利用していましたが、閉校後は草刈りや整地が不十分なため会場に不向きで、現在は東峰学園グラウンドをお借りしています。</p> <p>BRT 工事が始まってからほどなく、大量の枕木置き場になっています。枕木置き場になったいきさつは存じませんで。地元にも説明がありませんでした。</p> <p>それ以来、村民は、健康づくりやスポーツに利用できません。グラウンド一面を覆う雑草、剪定されずうっそうと茂る周囲の樹木、そして大量の枕木は、美星保育所から毎日見えます。感性豊かな子どもたちの情操教育に影響しないのでしょうか。</p> <p>友人の話では、枕木は腐食防止のため、大量の油が注入されていて、活用しようとする環境保護団体から「土壌が汚染される。」とクレームが来るので、どうすることもできないとのこと。</p> <p>BRT 開業まであと1年弱、今後枕木をいつまでに、どのようにするのか、村長の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>枕木についてのお尋ねでございます。</p> <p>枕木につきましては、地域振興の目的のため、JRのほうにですね、工事に関して要望を行い、村に無償譲渡をいただくという予定で、今、仮置きという形で旧宝珠山小学校の運動場に約4,000本を保管しているという状態というふうになっております。</p> <p>今後、沿線振興による駅周辺整備等ですね、可能な範囲での利用・活用を計画していくところでございまして、日田彦山線沿線地域振興協議会で、再利用について協議を行っていきたいというふうに思っております。</p> <p>特に、周辺地域の方には大変ご迷惑をおかけしておりますが、枕木の移動や撤去についてはですね、ちょっと今、雨ざらしになっている部分があって、少し状態も心配するところではございますので、ちょっと今仮置きという部分をどういうふうに、今後いつまでですね、動かすとか活用するという部分については、もう少し時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>最後に、旧美星保育所について、質問します。</p> <p>旧宝珠山中学校校舎は、本議会で解体する予算が計上されています。</p>

	<p>旧美星保育所は、東峰村公共施設等個別施設計画に「老朽化のため貸出期間終了後、除去を検討しています。」と記載しています。</p> <p>BRT 開業まであと1年弱、大行司駅周辺整備計画にも影響し、早急な対応が必要だと思います。旧美星保育所の除去について、村長の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>旧美星保育所の施設につきましては、先ほど議員さんおっしゃられました公共施設等総合管理計画の個別計画によって、除却等の行動を起こす時期に入ったという判断がされているところでございます。</p> <p>ただ、今年度につきましては、旧中学校、これについては、ちょっと建物自体が少し危険な状態ということで、至急するというのでやっております。</p> <p>旧美星保育所につきましてはの解体・除却等につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、周辺の整備計画、活用・振興等の範囲の中で、事業絡みでも解体できるのであれば財源の確保もできますので、そういった部分をするのか、やっぱり比較的ちょっと構造としては、まだ中学校よりはもつのかなというところもでございます。</p> <p>ただ、ずっとその建物を残すということは考えてはおりませんので、今後の活用の中で、その施設の除却等についてですね、計画的に進めていきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。
休 憩	
議 長	11時15分まで休憩します。 (11時02分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (11時15分)
議 長	5番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>私はですね、仕事柄大体村内を何回もうろうろすることがあります。で、お伺いしたいんですが。</p> <p>県道ですね、村道も含めまして、環境整備員とか何とかいう人がおらっしゃって、缶とかごみとか定期的に拾っていると、掃除をしているということを知ったんですが、近ごろですね、特に、うちから上の国道沿いですね、缶とかごみがちょっと目につくんですが、近ごろ清掃員がいないのかなという村民の声も聞くんですが、その清掃はどうなっていますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>道路というかですね、不法投棄等の巡視員ということで、環境美化巡視員を宝珠山地区で1名、小石原地区で1名、2名の方をお願いをしているところで、月に2回ですね、まる1日の2回ですので2日間、国道または県道、村道等ですね、巡回をいただいているところでございます。</p> <p>その中で、缶、ごみ等が目につく場合にはですね、そのときに回収をいただいているというところで、報告や確認をしているところではございます。実情としては今、月2回ですね、巡回をしております。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	前ですね、小石原地区やっていたいた和田さんという方がいらっしゃるんですが、やられていたんですが。もう、あのときには自分たちよう見よったんです

	<p>ね、また拾ってもらっていると、いうふうに見てたんですが、近ごろもうほんとあの方が辞められてから全然見ないんですよ。</p> <p>だから、今まだ工事もあってはいますが、酒を飲みながら、もちろん運転手じゃないですけど、作業員の方が帰られるときにですね、窓から投げているというの、村民も見ちゃるわけですよ。宝ヶ谷のところなんか特に多いんですが、缶ビールの缶があるんですよ。村道のほうはそこまではないと思うんですが。</p> <p>だから、そここのところの、もちろん巡視員が回っているとは、月2回回っているとは聞いておりますけれども、その後の回りましたという、確認はどういうふうにしてやっているんですか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>回っていただいている活動記録につきまして、定期的に役場のほうに提出いただきまして、回った場所での問題点とかがありましたら、そこに記入していただくようになっております。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>ということですね、清掃員の方にお任せしているということなんですか。</p> <p>だから、終わったら終わって、日記とかそういうのを見て、それで終わりなんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>巡視のときに不法投棄とか、そういう空き缶とか拾ったものについては、村のほうで一時保管をして、リサイクルとか業者さんのほうにまとめてお渡ししておりますので、そのときに一緒に確認するところまでは、今、確かしてなかったんで、そこはもう善意というか、お任せの世界もあったと思いますので、実際にどれぐらいの業務を、最終的に終わった後に、宝珠山のときには、終わって、車をお貸ししておりますので、ちょうど自分の村長室の前でガラガラ音がしておりますので分かるんですけど、小石原の庁舎のほうも、やっぱりそういった形で、どれほどのそういった収集物があったのかという確認ですね、それをできるような態勢が必要なのかなというふうに、ちょっと今ご質問いただきまして、思っているところでございます。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>それですね、結局、道路等もそうなんですが、公園とかもありますよね。あその草刈りなんかですね、見たら激しいんですよ。きれいには刈ってない。</p> <p>公園とかはその団体に管理を任せていると。指定管理料を払って任せていると。そしたら、そこで終わっているのかなと思うんですよ。</p> <p>今言ったように、草刈りなんか「えー、これ草刈りしたと?」。もう何と言いますか、見た目が汚いところがあったんですよ。</p> <p>そういうところがあるからですね、掃除の後の管理というのを、検査と言いますか、確認は、やっぱ各課いろいろ違うとは思いますが、もう少しきれいにやっていただかないと。あの体育館とかでもそうなんですよ、使用した方が大体掃除はしますよね、終わったら。</p> <p>でも、最初行って、体育館とか見たら埃がすごいけん、裸足で上がろうという気持ちになりませんよ。</p> <p>だから、そういうところも掃除とか管理を任せているんだったら、やっているのかなって、任せときゃ、それでいいのかもしれないですけど、確認はどうにかしてやっていただきたいと思うんですよ、体育館にしる公園にしる道路にしるですね。</p> <p>各課、だから違うとは思いますが、もう一度そここのところの確認の方法を考えていただけますか。</p>

議 長	村長
村 長	<p>どのくらい汚いというか、そういった部分がですね、具体的にどういう形なのかというのが、ちょっと自分が報告というか、あっておりますので、実際に施設について、指定管理が管理している部分、また村がですね、直接草刈り等を行っている部分等ございますので、切った後に片付けてないとか、いろいろあるのかなとは思いますが、ちょっとここで個別の施設の名前を言うと差し障りがあると思いますので、具体的なところをですね、事例を踏まえて議員さん教えていただきたいというふうに思っている部分と、確認については、委託している部分については、きちんと写真で報告等はいただいているというふうに理解しておりますので、それについて、ちょっと確認の方法がそれで十分なのか、それについてはちょっと検討させていただきたいと思います。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>今言ったように、だから、確認がなかなか難しいと思うし、任せているところは写真とかで見ましようけれども。</p> <p>鍵開けとかで頼んでいる施設とかもありますよね。鍵開けだけなんですか、あれ、頼んでいるのは。やっぱり前任者は、前の草が育ってきたら草取りもやっていたと、いう意見も聞くんですよ。</p> <p>だから、どこまでやればいいのか、まだ自分たちもはっきりは分かりませんが、施設の管理をですね、もう少しきれいにやっていただかないと、利用する側もありますし、見た目がですね、非常に目に余るところがあります。だから、さっき言ったように、確認の方法を考えていただければと思うんですが。</p> <p>掃除もですね、だから写真って、毎日使うところだったら毎日写真撮るのかとかなってくるからですね、鍵開けでもお金払っていると思うんですよ。だったら、ちゃんとやっていただかないといけないから、確認の方法を考えていただきたいと思います。</p> <p>というところで、確認の方法を考えてください。答弁をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど写真といった部分は草刈りの所の方でございましたので、施設に埃とか掃除、そういった部分については、大体どの施設も直接職員がやっている、また委託しているところもございます。</p> <p>それについては、必ず週1回はですね、掃除、ワックスがけ等をしているところがございますけど、ちょっと目についたところの環境整理とかですね、そういった部分については、たぶん仕様書等の関係もあるとは思いますが、やはり気持ち良く使っていただくための取り組みということで、そういった部分もそれぞれの管理している担当課のほうとですね、村全体考え方を整理いたしまして、管理のあり方、あと確認の仕方をですね、整理をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>そのところよろしく願いしておきます。</p> <p>次に、行政懇談会について、ちょっとお伺いをしたいと思うんですが。</p> <p>いつも、やっぱりこういう会合と言いますか、集まってくださいというのには、いろいろなんか問題と言いますか、参加させるためのですね、があると思うんです。</p> <p>今度の住民の参加状況は、どのようでしたか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>行政懇談会につきましては、14会場で行いまして、合計で175名の参加をいただいているということで、1会場あたり平均すると13名少々という参加の数になっているところがございます。</p>

議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>私がですね、小石原地区5カ所は行かせていただいたんですが、今言ったように、平均十何名とか言いますけど、今言う参加状況、人数がいつも問題になると言ってますけれども、今回はですね、参加に対しての促しと言いますか、どのように参加してくださいというようなことをしたのか、教えていただきたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>開催にあたりまして、日程の調整については区長会で行ったところでございます。まず、全戸配布のチラシをですね、6月と7月、2回配布をさせていただいております。</p> <p>また、事前に東峰テレビ、また防災無線のほうがですね、ちょっと早めに流す予定だったんですけど、直前に流したということはございますが、東峰テレビや防災無線で告知と言いますか、放送をしております。</p> <p>それと区長さんのほうにもですね、区長会もそうなんですけど、当然開会のごあいさつとかをお願いするときに、地域の方の参加の呼びかけ、その辺りもお願いをしていたところでございます。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>今言ったように、区長とかにお願いはしていたと言いますけれども、やっぱり自分が小石原地区5カ所しか回っていませんけど、やっぱりもうちょっと参加者がほしいなと思うんですよね。</p> <p>別に意見がないと言われれば、それで終わりかもしれないんですけど、やっぱり行政懇談会というよりも、行政からの報告もあるから生で聞いてもらいたいと思うんですよ。</p> <p>逆に言えば、行政のほうも生で聞いてもらいたいと、僕は思ってもらいたいんですよね。</p> <p>だから、参加の方法をもう少し考えていただきたいと思うんですが、テレビで言った、全戸配布を2回したとか言うんですが、もう少しやっぱり声かけの方法を考えたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。</p> <p>区長さんをお願いしております。区長が全部言うてまわるというのは、それは大変だと思います。それは大変だと思うんですが、やっぱり直接会って、参加してくださいというような方法を考えたほうがいいと思うんですが、そのところはどういうふうにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>参加についてですね、区長さんをお願いして、区長さんがやっぱり直接お声がけいただいたところの参加率というのは、非常に良かったのではないかとこのふうには、現実思っております。確か1回地域コミュニティの分をやったときにもものすごく参加が多かった地区があって、そしたら区長さんがみんなに言うて回ったもんね、という話もしていただいたところもでございます。</p> <p>そうですね、本来から言うと、本当は皆さんが集まるときに役場が出前で行って、するとかいう方法も一つ考えられるんですけど、やっぱり行政が集める懇談会と言うと、ちょっと皆様足が鈍くなるというか、そういった現状もちょっとあるみたいですので、やはり参加しやすい懇談会というものについてですね、先ほどご指摘等いただきましたので、考えていかなければいけないというふうには思っております。</p> <p>今回175名ということについて、もう人口から考えるとですね、大体施設等に入ってある方もおりますので、大体ほぼ1割ぐらゐの参加ということにはなりますが、各家庭からお一人、二人来られているところもございましたが、お一人という世帯から考えると、大体4分の1、700世帯でございますので、25%ぐらゐの方は</p>

	来ていただいたというところは、ご承知おきいただきたいなというふうに思っております。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	そのときに、小石原地区のほうですよ、で聞いたんですが、住民の方が質問したことがですね、回答がはっきり伝わってない。そういうところを言われているところがあったんですが、ああいうところを出た、回答はどのようにしてやっているんですか。
議 長	村長
村 長	その場での回答はあれですけど、確認しますとかですね、後でと言った部分については、それぞれその方や地域の状況等、特に工事とかの要望ですね、そういった分について即答できない部分については、現地等確認いたしまして、何らか、そこで回答しているところでございます。 それについても、回答のやり取りについては、やはりまとめてご報告すべきことではあるというふうには思っております。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	今言ったように、後でというのが案外あつてのことだと思うんですね。「私聞いてません。」とか言ってた方がおらっしゃったから。それは、回答はしてましたというのは、だから、どこに回答が行っていたのか分からない。 だから、分かるようなですね、回答の仕方を考えていただきたいと。よろしく願いしときます。 次に、防災について、伺います。 今度7月18日から19日の雨のときですね、が一番いろんな方から私のほうにも電話があつて、のことで質問をいたします。 他の市町村に避難指示とかあつたとは思いますが、東峰村には出てなかったんですね、あのときは。 そのときのいろんな、うちに電話、「なんで東峰村は、はっきり言わんのか」とかいろいろ言われたんですが、その18日、19日のときの、あれ、夜が一番激しかったからですね、いろんな問題はあつたと思うんですが、対応について適切であつたかどうか、伺います。
議 長	村長
村 長	18日から19日の雨の状況につきましては、警報を出す可能性が高いという話の中で、雨量等ですね、予測を行ったところであります。 夜中の雨量また明け方からの雨量で、前日3日間ぐらいの雨の状況、基本的には土壌雨量指数という、土の中にどれぐらいの水分があるかというのが、警報発令の発表の基準になっておりますので、そういった部分を踏まえて、今回避難所の開設というものは行ってないというところでございます。 ただ、警報自体がですね、深夜12時過ぎに出たということもございまして、そのときの雨の状況等を加味した中で、村としては、それでも避難所を開かないという判断をさせていただいたというところで、その判断については、それぞれ自治体等の考え方がございますが、判断については、適切だったというふうに思っているところでございます。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	でですね、適切だったとは思いますが、夜であつたから。 とは思いますが、そのときにですね、結局住民に対して「こうしています。」という対応の仕方とかを放送なり出してもらいたいと思うんですね。 でないと、住民は不安だと思うんですよ。住民の不安を取り除くのは、行政の仕事

	<p>だと私は思っております。</p> <p>だからですね、一応自分のところに電話があったときには、役場のほうにも伝えました。そしたら放送はしていただきました。</p> <p>でもね、あのときがかなり降り続いています。とかいうことが言葉では出ていたんですが、それじゃまだ住民が不安を取り除く言葉になってなかったと言われたんですよね。</p> <p>そのところを、だから、少し考えていただきたいと思うんですよ。</p> <p>だから、まだ補足等はできないと思うんですが、そういう放送をするときに、避難所を開設してないときに、村民の不安をどう取り除くかという言葉を、もう少し考えていただきたいと思うんですが、そのところはいかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>大変貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>放送についてはですね、平成29年災害までは、警報が発表されたときには、まず放送をする。それから、ちょっと雨量の関係とか具体的な数字でですね、理解できるような放送を極力やっていたというところはございます。</p> <p>そういった部分も含めて住民の方に伝わりやすい、分かりやすい放送のあり方、言葉の選び方ですね、これについては、ちょっと今即答はできませんが、十分考えさせていただきますと思います。</p>
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>大体そのようにお願いをしておきます。</p> <p>それがあったからかもしれませんけど、8月17日のときは、あの放送は良かったと言われたんですよね。ああいうふうに、いつもやっていただければいいと思いますので、よろしく願いしときます。</p> <p>次に、東峰テレビについて、お伺いします。</p> <p>東峰テレビには審議会とかあると思うんですが、いろんな番組内容とかお話し合いをやっているとは思いますが、会議の内容、ある程度教えていただきたいと思うし、議事録があるのか、それも開示ができるのか、伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ケーブルテレビ審議会のお尋ねでございます。</p> <p>審議会については、内容についてはですね、要綱上にもございますが、村長の諮問に応じ東峰村ケーブルテレビ施設の業務及び管理運営並びに自主放送制作の番組基準に基づき、放送番組が適正に制作されているか調査及び審議し、村長に対し答申することが主な内容となっているところであります。</p> <p>大体年に2回審議会を行っております、その中で、たまにはアンケートを行ったりしてですね、テレビ放送の内容について適正なのか、より良い放送ができないか、そういった部分について審議、協議を行っていただいているところでございます。</p> <p>会議録については作成しております、一応会議の規則と言いますか、基本的に公開の会議でございますので、要点筆記ではございますが、会議録の公開については、できるものというふうに考えております。</p>
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>私も随分前に言ったと思うんですが、「住民で作るテレビ」というような目的があったと思うんですよ。</p> <p>これから先ですね、住民たちでどのようにやっていくのか、というのを審議会で話されていると思うんですが、これから先東峰テレビというのがどういう方向に向かっていくのか、考えをお聞かせください。</p>

議 長	村長
村 長	<p>東峰テレビ、「村民みんなで作るテレビ」ですかね、なんかそういうキャッチフレーズだったかというふうに思っております。</p> <p>内容については、昨年等ですね、審議会の協議等を受けまして、1つは、番組の更新の頻度が低いとかですね、そういった話もあって、今も毎週特集と言いますか、番組を新しく作っている。それについては、今、協力隊の方々、関岡さんとか高取さん、そういった方の意見等を中心にして、結構、少し楽しめるテレビ内容となっている部分もあるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>今後ですね、そういった形で住民の方を巻き込んで、住民としても、やっぱり技術的な面では、少し専門性もかかるものがございますので、内容については住民の方が積極的に関わっていける番組作りというのについてですね、今後ともやっていかなければいけないというふうに思っております。</p>
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>ほんと、だから、東峰テレビの2階にもテレワークテラス宝珠というのが県の管轄でできていると思うんですが、あれ2年後には村に運営が移ると聞いておりますけれども、これは、東峰テレビと一緒にやっていくんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>テレワークテラス宝珠でございます。</p> <p>現在はですね、先ほど議員さんが言われたとおり、県が事業主体で株式会社プリズムに2年間の運営委託を行っているところでございます。</p> <p>2年後、運営が村へと移管された後については、もう村としての方向性ですね、それについては、まだ検討中というところでございます。</p> <p>2年間のうちにですね、2年間は無料という形でやられているみたいですので、そういった中で、ビジネスモデルとして独立してやっていくように、運営面の課題や経費などの精査を行ってですね、そのときにどこの事業者さんが入るところまでは、村としてはまだ検討中、未定ということでございます。</p> <p>そういった形で、2年後スムーズなですね、運営の移管ができるように検討を重ねていきたいというふうに思っております、県のほうと継続的な協議等をですね、積極的に行っていくというか、いっているところでございます。</p>
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>そのテレワークテラス宝珠そのものがですね、まだ一部の村民にしか伝わってないと思うんですよ。その啓発も行う必要はあると思うんですよ。</p> <p>東峰テレビにしてもですね、十何年経って、全住民に、さっき言ったように、住民みんなで作る東峰テレビになってないと思うんですよ、まだ。</p> <p>プリズムさんのほう、会社名出たからいいんですが、これをやった、できてから、これもうずっと前から考えておった。やっとできたとか、そんなのじゃなくて、今言ったように、村民みんなで作るテレビですから、自分たちもあんまり関わっていないので、なかなか難しいとは思いますが、全村民がみんなで一緒になって作るテレビにしていきたいと思うんですよ。</p> <p>だから、そここのところをやっぱり、将来像はないといけないと思うんですよ。</p> <p>今言ったように、十何年経って、まだそこに行きついてないから、そここのところの考え方ですね、どうして住民がなかなか全員参加にならないのか。そここのところを、将来像を考えていただきたいんですが、そここのところの返答をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>すみません。どういうビジョンで、どういう最終的な形を求めるかどうかというのは、人それぞれ考え方等はあると思います。</p>

	<p>ただ、そういったご意見があるというところについてはですね、真摯に受け止める必要もあると思っておりますので、住民ディレクターとかいろんな事業を行っております。その形で今もやっぱりされている部分もあると思います。</p> <p>村の人がすべての番組を制作するというところが、ちょっと自分として、どれが最終的な目的なのかという部分についてもですね、少し答えを持ち合わせていない部分もございますので、先ほどのご意見等を真摯に受け止める中でですね、ちょっと内部のほうでした上で、東峰テレビのあり方もですね、検討と言いますか、あり方について考えさせていただきたいというふうに思います。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>そんなことでですね、やっぱり村民みんなが参加して、「この東峰テレビがあるけん」というような、良い方向にもっていただきたいと思いますので、そここのところもそういう審議会等でですね、話し合いをしてやっていただきたいと思います。</p> <p>最後に、29年災害等で頂いた支援物資等について、伺います。</p> <p>かなり激しい災害であったので、いろんなものを支援物資として頂いたと思うんですよ。どのようなものをどれくらい頂いたのか、分かる範囲で結構ですのでお願いします。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>まず、支援物資としてですね、先ほど議員さんおっしゃられた多種多様なものを頂いております。飲食物、飲み物であったり、衣類、ティッシュ、タオル、歯ブラシ等の生活用品であったりですね。あとはマスクであったり、ウエットティッシュ等の衛生用品、また、長靴とかスコップの備品等も頂いた記録があります。</p> <p>ただ、災害当初よりですね、多様な方面から非常に多くの物資を頂くと同時に、また、必要とされる方に、その場で物資の提供を行ってまいりましたので、きちんとした明確な数の把握の記録としてはですね、残せていないというのが現状でございます。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>そういうふうで多種多様あると思うんで、全部使ってしまうばですね、それでいいんでしょうし、必要なものばかりやったら、それでみんな使ってしまうんでしょうけれども、それがまだできてない品物はあると思うんですよ。</p> <p>残っているそのようなものがあればですね、それはどのようなもので、今はどのように保管・管理はしていますか。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>現在ですね、残っているものとしまして、衣類、タオル、ウエットティッシュ、あとボディシートやですね、オムツ、あと防塵マスクなどがですね、在庫と言いますか、残っております。</p> <p>大体これらの数としましては、100名程度分残っております、旧ナガノ倉庫でですね、管理を行っております。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>今言ったように、いろんなものがあるから、衣類にしてもですね、もう5年ですか、あればカビ等も生えてくると思うんですよ。そここのところの管理までやっていますかね。</p> <p>だから、そういうふうには置いて使えなくなるというのは、非常にやっぱり頂いた側としてはですね、頂いた人に対して申し訳ないのかなと思うんですよ。</p> <p>だから、そういう日持ちしないものとかですね、あるのは、今後ですね、利用を含めてどのように管理していくつもりですか。</p>
議長	村長

村 長	<p>29年災害のときにおいてはですね、先ほど総務企画課長が申しましたとおり、たくさんの方面から支援物資を頂きました。</p> <p>当初、農協の倉庫をお借りしていただいていたのがですね、もうかなりの量になったということで、ちょっとナガノの倉庫のほうにですね、場所を変えたという経緯がございます。</p> <p>先ほどの分で、物資の受け入れの受付という形でですね、受付に記入していただいた分については、どここの誰々から何を貰った。例えば衣類を頂いた、タオルを頂いたとか、そういう台帳レベルはございますけど、数についてはちょっと把握できてないというところがございます。</p> <p>今後どうするか分につきましては、特に食料関係はきっちり賞味期限を見た上で、古いものと言いますか、賞味期限が切れないようにですね、入れ替えとか、新しく購入とか、そういった部分はしております。</p> <p>物資で、支援で頂いた部分、先ほど申しました衣類とかですね、そういった部分については、ちょっと2、3年前になるんですけど、1回、全部パレットの上に置いていますので、湿気については対策ができていているんですけど、埃とか多少の雨漏りがある場所を動かしたとか、そういったところもありますので、最近、少し在庫のそういった面でのメンテナンス的な管理が、確かできてなかったと思いますので、この件については、これからですね、きっちりしていった上で、やはり使用できないものについてはですね、ほんと申し訳ないんですけど、使用してなくて希望される方がいれば使っていただくとか、もうどうしようもないものですね、実際粉ミルクとかあります。粉ミルクとか頂いた分ははるかに賞味期限が過ぎておりますので、そういった分については、申し訳ないけど廃棄という形等でですね、管理をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>今、村長が言われましたように、いろんなものをいろんなところから頂いているものですので、今言ったように、なかなか処分するというのもね、非常に気が引けるんじゃないかと思うんですよ。</p> <p>だから、そういうふうにならない前にですね、どうにかしていただきたいと思うから、ちょっと質問させていただいたわけです。</p> <p>今の世の中、日本全国どこで何が起きるか分からないと。だから、そっちに回してもいいのかなと思わんことはないわけですよ。</p> <p>言ったように、もう使えないと。処分するということはないようにですね、今後管理をしていただきたいと思うわけでありまして。</p> <p>そういうことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。</p>
休 憩	
議 長	13時まで休憩します。 (11時54分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (13時00分)
議 長	7番 大蔵久徳議員の質問を認めます。 7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>今回、大きく3つに分けて質問させていただきます。</p> <p>まず職員について、そして簡易水道について、そして街路灯について、質問させていただきます。</p> <p>まず、職員についてですが、これは村民の方からよく「聞いてくれないか」とか、</p>

	<p>「これはどうなってるんか」ということで、よく言われるので、ここにいくつか挙げて質問をあげさせていただきます。</p> <p>まず、地域担当職員について、質問いたします。</p> <p>今、大行司地区におきましても1館1運動、また、環境美化、そういったときにも一緒に草切りに加わってですね、地元の人と一緒に活動することがありますけれども、これ非常に良い制度だと思っております。</p> <p>この活動に対してですね、村自体で行政のほうから指導はあるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地区担当職員の制度につきましては、これはもうかなり前から導入している制度でございますが、地域と行政のパイプ役として地域支援、調整活動を行いまして、地域の皆さんと一緒に村づくりを行う目的で設置をしたものでございます。</p> <p>もう当初から地区担当職員の役割ということで、それぞれの職員のほうにお願いをしている分でありまして、主な職務として、地域活動へのいろんな書類を作ったりですね、協働の村づくりの申請書の作成のお手伝いとか、そういった部分の協力、行政懇談会等への参加、また道路・河川愛護、また環境美化活動と先ほど議員さん申されました地域の行事等への参加に、積極的に参加をするようにということで、指導という形というか、お願いという形でございますが、行っているところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>村長の答弁で、書類の作成等々も挙げておりましたけれども。</p> <p>高齢化いたしまして、区長、公民館長におきまして、パソコンを使えないとか、そういったこともあるようでございまして、そういったところの把握とか、できているのかお聞きします。</p> <p>パソコン等々ができないで、じゃあ職員がしたほうがいいんじゃないだろうかというところがあるんだろうと思いますけれども、結局は地区内の別の方に頼むとか、そういったことがありますので、もうちょっと地域に入って行って、「大丈夫ですか、書類のほうは私が作りましょうか。」とか、そういった積極的な働きかけがあるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>例えば、協働の村づくりとか例にとりまして、大体総務課のほうに事前に相談という形で来ます。その中で、採択とかに向けてのですね、打ち合わせ等を行う中で書類の作成を、自分で作るというときはですね、お願いいたしますし、その辺りの作成についての相談があったら、地区担当職員に繋ぐという、そういう形では行っているところでございまして、それがすべての手続きにおいてされているかというところまでは、ちょっと総務課の範囲内では、ちょっと自分も把握はしていませんが、そういった形で、まずは相談等があったときに、書類の作成についての打ち合わせ等をさせていただいているというところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>ぜひともですね、そういった住民の方にサービスのほうをよろしく願いいたします。</p> <p>また、地区担当職員というのは、その地域の方もいらっしゃいますね。だから、そういった人たちがですね、区長たちが役場に要望を上げるとかじゃなくて、その地域の問題点等々は職員の方も分かっているんだろうと思いますのでですね、その地区の問題解決のために、その区長なり公民館長なりと会議等々を行っていかねばならないと思っておりますが、そういったことを地区担当職員がこの行政区の中で、</p>

	今までやっているのか、お聞きします。
議長 村長	<p>村長</p> <p>実情で考えたときに、ちょっと自分も地元でありますけど、地区担当職員だからといって地区の役員との定期的な意見交換があっているというところは、たぶんないのかなというふうに感じております。</p> <p>自分も地域の役員とか連絡員とか子ども会の役員とかしているときには、地区の運営委員会と言いますか、公民館の審議会、そういった形でかかわっているような情報が入っておりました。</p> <p>そういった部分もちょっと入ってない部分がありますので、その辺り、もし地区でのそういう役員会とかの中で、入れるような素地というかですね、それが制度上、こっこの内部のほうでも話さなきゃいけませんけど、がかかわれる、それにかかってこれると、先ほど議員さん言われたような、地域の課題とかが、区長さんとかが直接来なくてもある程度把握できる。</p> <p>ただ、把握できたからといって、やっぱり最終的な要請活動等は区長さん等が主体となってしていただかなければいけません、そういった部分でのやり方について、ちょっと工夫の仕方があるのかなというふうに、ちょっと今思っているところでございます。</p>
議長 7番	<p>7番 大蔵久徳議員</p> <p>ぜひともですね、検討して、お願いいたしたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>今、地域コミュニティ、2年後を目途に推進を進めている状況でございますけれども、この地域コミュニティの推進に向けて、職員の役割はどんなことか、お聞きします。</p>
議長 村長	<p>村長</p> <p>地域コミュニティ、今ですね、先日の行政懇談会を含め、協議会の設立に向けてですね、検討を進めているところでございます。</p> <p>ただ、職員のかかわりというのは、そのときにもですね、地区担当職員が、やはりそういった地域の協議の中でいろんな形でかかわって、連携をしながら作り上げていきたいという話はいたしました。</p> <p>ただ、その中で、やっぱり行政懇談会やっている中で、地域コミュニティ協議会を立てることによって、どこがどう良くなるのかがすぐには見えないという、それは確かなかなか分かりづらい部分はございます。</p> <p>そういったところを課題を受ける中でですね、やはり地区担当職員が、そういった形で設立に向けての協議の中に入っていき、その中で地区担当職員と言いますか、職員が、まず地域コミュニティについての深い理解が、やっぱり温度差があっただけいけないということで、そこをまずやっていながら、コミュニティの設立に向けてですね、職員は積極的に、やはりかかわっていき、その設立後もですね、いろんなそういった調整とか支援とか、そういった部分については、かかわっていかねばいけないというふうに思っております。</p>
議長 7番	<p>7番 大蔵久徳議員</p> <p>村長も前言われましたけど、私たち議会が雲南町、そういったところに、地域コミュニティについての先進地に視察に行ったことがあります、そこでやはり大事なことは、やはり職員の方が地域でいかにこの地域コミュニティというのがすばらしい制度であるか、そういったことを説明していく必要があったと。中には職員が嫌われるぐらい説明をしたと、そういったことも言っておりました。</p> <p>だから、地域担当職員だけじゃちょっと難しいのかもしれないですけど、その地域</p>

	<p>で役員を作ることも大事かもしれませんが、まず先頭になって地域の職員がやっていかなければならないと、私は考えております。</p> <p>その意味でも勉強会なり、そういったことをですね、なるべく早めにしていただきたいと思います。その辺りはどうお考えですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この件についてはですね、やっぱり検討を進めていく中において、やっぱり職員の意識と言いますか、そういった部分の考え方をきっちりレベルを合わせると言いますか、そういった中で、地域のほうにきっちり説明していけるような考え方をまとめなければいけないということで、この前からの行政懇談会では、検討委員さんの話をしておりましたが、やはりまず、その職員に対する共通の認識を持つための勉強会や、ちょっと先進事例等の学習会、そういった部分をですね、きっちりやっていって、その後ある程度のレベルと言いますか、ある程度の水準を求めながらですね、やっていかなければ、実際に地域に入ったときに、職員によっては「コミュニティどうなるんでしょう」とかいう話では全く話になりませんので、そういったところを、まず足元からですね、固めていくということは、一応指示と言いますか、直近から、まずそこから始めようということで、今、話をしているところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	あとにですね、集落支援のことも出て来ますけれども、この地域コミュニティに対して集落支援員はどのような役割を果たすか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	<p>集落支援員自体がですね、元々の設置の理念というものがですね、集落の課題等を地域の方と共有をしながら、そういう課題を解決していくようなことに対しての支援というか、お手伝いというか、中心になって動く場合もございます。</p> <p>そういった形での役割を、これはもう総務省だったですかね、国のほうは想定しているところでございます。</p> <p>その中の1つとして、やはり村としては一番の懸案でございます高齢者の見守りとか、そういった形で現在はですね、それぞれ5名の集落支援員さんが高齢者の見守り支援等を地域に入っているところでございます。</p> <p>支援員さんも一応エリアと言いますか、大体分担している地区がございますので、最終的には地域コミュニティ協議会ができ上がったときには、やはり地域の支援という形で、役場のほうにいるか、コミュニティセンターと言いますか、拠点を重点に置くかについては、まだ今後の協議の中ではございますが、やはりそのコミュニティの地域にとって中心となって支援と言いますか、そういった形で動いていただけるような役割を期待しているものでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>村長は、2年後を目途にということでございます。それまでですね、行政区の充実、行政区によってはもう人がいないとか、そういったこともあっております。</p> <p>そういったことで、地域コミュニティ、コミュニティと言う前に、今ある行政区の充実を図ることも大事だろうと思いますが、その辺りの村としての働きかけ等々ありますか。</p>
議 長	村長
村 長	今ある行政区の充実という部分の観点から言って、具体的にどういうことを指すのかなというのがちょっとありますけど。よろしいですか、すみません。
議 長	7番 大蔵久徳議員

7 番	<p>実は、地区、地区によって、行政から言われなくても、自ら自主防災組織を立ち上げたりとかするところがあります。</p> <p>でもそういった、片や一方で、行政が手伝わなければならないところもあるわけですね。</p> <p>だから、そういったふうに役場が入って来なくてもできるようなところもあれば、役場がどうしても手伝わなければいけないところがあると思うんですよね。</p> <p>それがどんどん人口が減ってくれば、地区の人口が減ってくれば、その辺りはそういったこともできにくくなると思うわけですよ。</p> <p>だから、それだからこそ地域の充実、そういったことです。自主防災組織だけじゃないですけども、例えば1館1運動もできるとか、そういった部分も含めて地域の活性化のために行政が何かできないか、そういったことであります。そういったことで聞いております。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地域コミュニティ協議会の説明の中でも、ちょっと理念として申し上げておりますが、やっぱり今ある行政区の単位としての活動、これがあって初めて協議会の役割が出てくるということで、行政区ごとのですね、協議会があって、基礎集落という言い方をちょっと言っておりますけど、行政区の活動ですね、そこをどういう役割分担をするかとか、どういう人員の責任の持ち方をするかとか、そういった部分については、いずれにしても今後の協議にはなりますが、やはり防災とか、特に、あのときの中で、ちょっと近助という概念のところを言いました。</p> <p>やはり地域に根差した、そういった活動については、協議会という大きい組織ではなかなか動けないという部分がありますので、やはり基礎集落としての集落の単位の活動の充実というのは、もちろんやっていかなければいけない。</p> <p>ただ、そのときに、この前言っておりましたのは、やはりその基礎集落という単位が行政のほうから、ちょっと言い方は悪いですけど、押し付けられたじゃないですけど、行政のほうから決められた単位でいいのか、やっぱり集落の方が集落として一番動きやすい単位でその基礎集落を固めた上で、じゃあ、自分たちのことを決めるためのコミュニティ協議会をどういうふうに作り上げていくか、という視点からやっていかなければいけないのかなというふうに、ちょっと自分としてはですね、思っているところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>地域コミュニティについて、また行政区のことについてはですね、まだまだ勉強もする必要があろうと思いますので、今後また改めて別の機会を設けて質問させていただきます。</p> <p>続いて、職員の方がですね、休職、退職してしまう。そういった数がですね、大変多く感じるんですが、それに対してどのような対応をしているのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>普段から職員の状態についてはですね、所属長でございます課長を中心に、仕事の負荷、また、ちょっと気になることがあったら相談の声かけをしたり、しているところでございます。</p> <p>その中の面談等によってですね、職員の状態を聞き取ることで不安を取り除く、その人の状況をどうにか改善ができないかとか、そういった部分については、総務課人事担当等とですね、連携を取りながらやっているところでございます。</p> <p>それでも、やっぱりちょっと病気休暇、休職等になっていく職員も、現実としてはあるところでございますが、やはりそういった休職中においてもですね、定期的に</p>

	面談等を行いまして、やはり復職に向けてですね、復職支援というのが一番重要なことですので、そういったところの部分を取り組む。病院の先生とも相談をしながら、そういった取り組みを行っているというところでございます。以上です。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	この休職、退職する方は、東峰村に限らず多くの自治体でもあります。また、普通の会社でも辞めている方、休職する方が増えているようでございます。 だからこそメンタルヘルス対策、そういったことは重要課題であり、しっかりとこの地域も取り組んでいることだろうと思います。 東峰村において数が多いと、私は思うわけでございますけれども、そのメンタルヘルス対策が十分であるか、そこはどんなにお考えか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	メンタルヘルス対策、職員さんの状態につきましては、先ほど申しました通常の場合の声かけ等状態の観察ですね、そういった部分とは別に、年に1回ストレスチェックというものを行っております。 これが厚労省のモデルに基づいて、職員に対して年に1回、紙とかネット、パソコンで答えていただくような形で、その診断の結果に基づいて、ある一定の数値以上の方については、まずは状態の経過を見ながら、うちが産業医という形で設定が、前は村立診療所の先生が持っておりましたので、その方と連携をしておりましたが、今の先生も、相談はですね、大丈夫なんですけど。 すみません。資格云々はちょっと今即答はできませんが、そういった形で診療所の先生と連携を取りながら、そういったストレスに関する部分の解消等に向けての取り組みを行っているというところでございます。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	パワハラとかモラハラとかありますよね。 どのくらいでパワハラになるのかよく分かりませんが、自分たちは注意したつもりなのが、いつの間にかそれはパワハラだと言われるようなこともあるかもしれません。 今までの経過として、パワハラがあったとか、モラハラがあったとか、そういった件数等は、件数じゃなくても、あるのか、ないのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	パワハラとかの基準は、する人ではなくて受けた人が感じれば、パワハラという解釈も成立するようでございます。 実際に、うちの職員で、ちょっとですね、相談があつたりする件数というのは、直接的には今のところ件数としてはですね、0ではございませんが、上がってはおります。 ただ、それが原因として病休に入ったとか、そういったところの繋がりと言いますか、関連は、今のところは受けたという、その方、病休とかに入られた方は、ちょっと別の方ということで把握はしているところでございます。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	貴重な職員の方たちですからですね、しっかりメンタルヘルス対策を取っていただきたいと思います。 別の質問に行きます。 職員の方がですね、地元に住居することが強制できないと聞いておりますけれども、こういったことで行政として不便なことはないか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	議員もご承知のことだと思います。何度かそういう話もございましたので。

	<p>住居の自由についてはですね、憲法でも保障されているということで、なかなか強制ができないというのは実情としてご理解いただきたいと思います。</p> <p>ただ、一番不便という心配するところは、やっぱり危機管理面でのですね、対応のタイムラグというか、時間のことではないかなというふうには思っておりますが、この件についてはですね、予め予測できる場合には事前に職員へ周知する。また、一斉メール等でですね、招集についてはすぐ連絡をする。また、警報等が出たときには第一配備態勢を自動招集という形にしておりますので、それによるですね、村外に住まれているということで大きな問題等ですね、そういうのが生じたということはないというか、歴然としてないわけではないと思いますが、そういったことが生じないようにですね、村としては体制を取っているところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>消防主任ですね、主任が今まで、やはり地元に住んでいる方がなっていたと思いますが、その辺り職員の数がどんどん変わってきた場合に、地元に住居してなくても消防主任をするといったことになるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>その辺りの件については、まだ庁内での協議の議題にも挙がってないところではございます。</p> <p>ただ、到着までの時間差とかですね、そういった部分もございますので、やはり人選、異動等の対象の中では、そういった防災危機管理面については、少しでも近くの人という判断にはなるのかなというふうには思っておりますが、まだそういった取り扱いについて、明確に決めているところではございません。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>村内に住むことの強制はできないけれども。</p> <p>じゃあ、村内に住む方に優遇措置はできないか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>優遇措置と申しますか、国のほうの考え方としても防災危機管理関係で、庁舎の近くに官舎を設けてという話も、だんだんこのご時世の中でですね、豪華な官舎に安く住める云々かんぬんとかいうニュースの関係で、なかなかトーンダウンしているところもございます。</p> <p>村に住むことでその優遇というところは、なかなか難しいのではないかなというふうには思っておりますが、やはりまず住むところ、住居対策ですね、そこでやはり住める場所をその職員の、最初が肝心でございますので、就職というか、入庁するときの選択肢として、村への住居があるときにはですね、もう村に住めないかという話はするんですけど、それがなかなか住居等の空きがないときには、あくまで本人の選択になっていくというところで、優遇の関係については協議させていただきたいのですが、ちょっと今の現時点では難しいのかなというふうには思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>改めてちょっと無理なことを言ったなどは思っておりますが、とりあえずそんなことを思っている村民の方もいらっしゃると思います。</p> <p>ぜひとも地元に住居してもらって、村が災害のときでも対応できるようなそういったことのため、ちょっと取敢えて言わせていただきました。</p> <p>続きまして、集落支援員・地域おこし協力隊への村の指導はどのようにしているのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>集落支援員・地域おこし協力隊、それぞれちょっと所管の課がございまして、そちらの各課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。</p>

議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>集落支援員さんの指導について、ご説明したいと思います。</p> <p>集落支援員さんにつきましては、もう村長が再三ご説明をしておりますが、東峰村におきましては、特に集落の問題としまして、高齢化の問題がやっぱり、特に一番深刻なものでございますので、高齢者等の支援を中心にしまして、この集落支援員さんを設置させていただいているところでございます。</p> <p>主な職務としまして、高齢者の方の見守りやいろんな事業を通しての支援活動を行っているところでございます。</p> <p>指導ということで当たるかどうか分からないんですけども、就任当初、就任したとき、それから、毎月1回連絡会というものを行政内で行っておるところでございます。</p> <p>そういった場を利用しまして、活動の心構え等について再度確認をしたりとかです、活動の中で気にかかるようなことがありましたら助言というか、各その場で出席している職員等から意見をもらって、活動を、必要な場合は改善をさせていただいたりとか、そういったことを行っているところであります。</p> <p>定期の連絡会だけではなくて、活動の報告が随時ある場合には、必要に応じてその都度、内容に応じては心構え等について、また再度注意事項をお伝えしたりしているところでございます。以上です。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>地域協力隊員の方への指導ということで、まず、協力隊員の採用時にですね、協力隊員として基本的な活動、それから心構えなどについての、まず説明を行っております。</p> <p>その上で村全体にかかわること、それから、協力隊員が住まわれる集落のことについて、状況等を説明いたしまして、一緒にアドバイス等も行っているところでございます。特に、地区行事への積極的な参加をですね、そのときをお願いはしております。</p> <p>また、研修等についても随時参加をいただくよう、お願いという形をとっております。</p> <p>それから、日々の活動の状況についてはですね、日誌等で担当課のほうに報告を受けております。</p> <p>その中で、村との情報共有、こういったものをお互いに持つということで、コミュニケーションを図りながら協力隊員の方には活動を行っていただいているというのが現状でございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>集落支援員等々は、開始した当初は、村としても何をしてもらおうか、していただくか、まだ分からない状態だったと、前聞いたような気がいたします。</p> <p>今度、それだけやっているなら今はいいと思いますが、地域おこし協力隊ももつと集落支援員よりも前ですけども、これ、前質問しましたけれども、こんなに3年未満で辞めるとか、定着率が低いというのも行政の指導が足りないのかなと、私は思ったりしたことがあります。</p> <p>その辺り、この3年未満で辞めるとか定着しない、そういったことのないように村からの指導というか、村が手助けになっているのか、なっていないのか分かりませんが、その残るような対策をしているのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域おこし協力隊の方についてはですね、元々採用というか募集のときに、村においての、どういう業務、どういう姿を目指すかという中で応募していただいでい</p>

	<p>る。</p> <p>当然その中で、3年後に限らず、やはり定住という部分と起業、村内で仕事を始めるという部分で、一応制度として、村としてもですね、支援をしているところで、そういった部分についての協議、アドバイス等は行っております。</p> <p>ただ、それぞれいろんな思いを持って来られる方、その中でいろんな思いのすれ違いとかですね、そういった部分がやはり出てくるところについては、やはりそういったときにいろんな面談等を通じて、その解消と言いますか、そういった部分については、担当課はもちろんですけど、そういった派遣している施設等もございます。そういったところとの調整の中で、当然やっていっているところでございます。</p> <p>この結果として、途中で辞められるというところについて、極力そうならないように、行政としてもバックアップ支援を行っているところではございますが、ちょっとそこから先については、実情としては途中で辞められている方もいるということで、ご了解いただきたいと思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>通告してない部分もいくつか質問しましたので、答弁しにくい部分があったと思います。</p> <p>また、職員さんについてはですね、改めて別の機会でもた質問させていただきます。</p>
議 長	大蔵議員、申し訳ないです。5分間換気休憩をやりたいと思っております。
休 憩	
議 長	35分まで換気休憩します。 (13時31分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、大蔵議員の質問を続けます。 (13時35分)
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>次に、簡易水道について、質問いたします。</p> <p>29年災害で東峰村は大変な災害が起きましたが、その後災害復旧のために大型トラックとか重機等が結構国道、県道通っております。</p> <p>そういった関係で、これが水道管への影響がどのくらい今まであったのか、ないのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>水道管の埋設、敷設につきましては、当然基準がございまして、水道法、道路法に基づいて、国道、県道分については1.2m、1,200mmですね、の土かぶりというか、1.2m地中に埋設をしております。</p> <p>村道については80cmということでございますが、最近はですね、80cm以上の深さで埋設しておりますので、その周りをですね、保護砂という形で保護しておりますので、国の基準通り敷設しているというところで、その時点で影響はないというふうに理解をしているところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>そういった万全の態勢で工事をしておるならば、大丈夫ということで理解しておきます。</p> <p>続きまして、水道管をですね、経年劣化等々あると思っております。そういった中で管路更新、これを当然行っていかなければならないわけですがけれども、現状としてどうなっておるか、お聞きします。</p>
議 長	農林建設課長

農林建設課長	<p>東峰村の簡易水道につきましては、導水管、あと送水管、配水管という延長が全部で5.2kmほどございます。</p> <p>配水管の法定の耐用年数というのは、40年という形になってございますけれども、今の現状としましては予算の関係とかで、現有の施設自体の維持補修と言いますか、そういったところだけが今実施されているというような状況でございまして、すべての施設が定期的に更新されているような状況ではないというような現状でございまして。</p> <p>平成29年のですね、九州北部豪雨の水道施設の被害の復旧がようやく完了しつつありますものですから、後年に向けてですね、管路の更新計画等を策定してまいりたいというふうに、今考えているところでございます。</p>
議 長	7 番 大蔵久徳議員
7 番	老朽した管路、大体昔のはよく漏水したとか言ってましたが、どの程度、例えば、漏水がしないような新しい管に、どのくらい、何%くらい更新しているのか、そこ辺が分かれば教えてください。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>具体の更新の延長、例えば100%、そこについては今、即答ができませんものですから、またそこは調べてご回答させていただきたいというふうに思います。</p>
議 長	7 番 大蔵久徳議員
7 番	<p>先日の新聞でも、なんか水についてはどこか出ておったようでございますけれども。</p> <p>やはり村民のため、住民のために水道料金を上げないで、そして、こういったことを行政は行っていきました。身近な公共サービスということで。</p> <p>そこで今問題として水道施設、建物、また管路、そういったことに対する更新がなかなかできないということが新聞でも出ておりました。</p> <p>今後そういったことの更新とか施設の改修、そういったことが増えてきた場合、水道料金の値上げ等々が考えられるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そうですね、一番新しい水道管、一番古いやつはですね、千代丸浄水場系統で大体30年ぐらいですね。</p> <p>ただ、配管としては鋳鉄管を使っておりますので、いわゆる昔の漏水の多かった石綿管等ではございませんので、それでもやっぱり40年という法定耐用年数を迎える中で、どうしなければいけないかというのは、今後水道事業の中で考えなければいけない、それは当然のことだと思っております。</p> <p>ただ、そのときの負担のあり方については、うちが浄水場系統が分かれていますので、通常は水道料金に一時的に上乗せをするのか、また、前みたいに布設替えの負担金という形で、受益のある地区のみですね、何年間かちょっと上乗せで負担金を積み立てて徴収する。そういうやり方もやっておりましたので、いずれにしてもやっぱりそういう更新をするところに関しては、全体的に見直さなければいけないという部分と、やっぱりその地区に対しましては、そういった何らかの負担をどういう形で求めるか、それはですね、今後の検討になりますが、やらなければいけないとは思っています。</p>
議 長	7 番 大蔵久徳議員
7 番	<p>住民にとっての公共サービスが上がればですね、ほんと住民は国保も高い、介護も高い、水道も高いということじゃちょっと困りますのでですね、なるだけ施設の改修、管の更新等々行っても、なるだけ上げないような方向を考えていただきたいと考えております。</p>

	<p>また矛盾しますが、次の質問にいきます。</p> <p>行政による漏水ですね、各戸の。あの漏水は個人負担になっておりますね、メーターから先の部分はですね。</p> <p>この前これ調べたら、行政による漏水調査、巡回調査ですか、あっているところもあるようでございますけれども、東峰村では、今予算の関係のことを言いましたけれども、予算かかりますが、こういったことができないか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>漏水調査でございますが、現状といたしましてはですね、月に1回メーター機の検針をしているときに、やはり前月との比較をしますので、そのときに、多いときには漏れよるんじゃないですかとかいうこともありますし、うちにデータとして戻ってきたときに、そういった確認とかですね、そういった部分はしている。これは現状でございます。</p> <p>将来的にテレメーターとか、そういった分までできればリアルタイムに漏水の状況とかが判断できるかもしれませんが、やっぱりそういう先進的な施設になりますと、また費用とか水道料金の跳ね返りとかちょっとございますので、そういった部分については、今後どうなるのかなという部分はございますが、現状としてのですね、メーターの検針のときで、そういった機能についてはカバーできているというところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>どうしても費用がかかることですので、無理に言うことはできませんけれども、もし、そういった水道のメーターを測るときでも、やはりもうちょっと念入りな漏水調査等ができれば、その先でもできればお願いします。</p> <p>そして、次の質問に行きます。</p> <p>次に、街路灯について、質問します。</p> <p>何年ですかね、宝珠山地区で蛍の街路灯ができて、商工会の会員の人たちが電気代を払って維持をしてきました。</p> <p>この商工会から、今度村のほうに管理を返還されたようでございますが、今後の工程はどのようになっているか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在、蛍の絵の付いた防犯灯、街路灯ですね、ちょうど平成4年でしたので、ちょうど30年経っているところでございます。</p> <p>商工会の部分、下に商工会の会員の看板が付いている分については商工会の防犯灯組合、また、残りの50基については、村のほうで電気代のお支払いや管理をしているというところでございます。</p> <p>先般、商工会のほうからですね、やはり村のほうにお返ししたいということをお願いしまして、それについては概ね合意をしたところで、まだ完全にすべてが移ったわけではないというところではございます。</p> <p>ただ、かなり一部老朽化、根腐れ等の分が散見されるということで、これについては今年度にですね、それぞれの100箇所の全箇所を一旦調査を行って、緊急度の高い危険なものについては、至急の撤去を行いたいというふうに思っているところであります。</p> <p>その後ですね、全部の調査が終わった後、来年度以降、全体的に、全村的な考えになります。元々宝珠山地区で付けたものでございますので、全村的にその街路灯、防犯灯をですね、どうするかという部分、蛍の分を撤去するか、またLED等の灯部に何球ぐらい進めるかとか、そういった全体的な計画に基づいて整備をしたいというふうには思っております。</p>

	何年にするということころまでは、具体的な計画はされていないところが実情でございます。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	いろいろ答弁していただいて、次の質問も答えてもらったような感じがしますが。今、国県道が整備されて、しっかりした歩道がありますね。そういった中で、やっぱり夜通ると真っ暗なところが結構あります。 その蛍の街路灯だけじゃなくて、そもそも街路灯が足りない。そういうことを考えるわけでございますけれども、その設置、計画の下にとかいうことを言いましたけれども、今後どのように整備されていくのか、お聞きします。
議長	村長
村長	そうですね、国県道の部分については、やはりこれまでの経過の中から、村のほうで設置、管理を行う防犯灯を設置したいというところで考えております。 ですので、実際に箇所数とかですね、財源はたぶん合併債等の新村建設計画の中にも入っておりますので、そういった形で取り組めるかなというふうには思っておりますので、今の新村建設計画、合併債の期限であります令和7年までには、やはり何らかの整備はしたいというふうに思っているところでございます。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	地区からのですね、要望等々も上がってくると思いますが、それにはすぐ対応できるのか、それとも計画に基づいて順番を決めていくのか、お聞きします。
議長	村長
村長	地元からの要望について、また、現有の灯部ですね、灯部の故障等における更新については、逐次LED灯のほうにですね、村のほうで設置をして、地元のほうで電気代の負担等を行っていただいているところであります。 村道等の防犯灯も結構数がございますが、一つは、宝珠山地区はですね、15年ぐらい前に一度全部交換した、蛍光灯のタイプですけどですね、交換したという経緯もございますが、やっぱりそちらのほうも故障等が見えているということで、故障した分についてはLEDに順次変えております。 ただ、いずれにしても蛍光灯とか白熱灯とか製品としてもう使えませんで、今回財源のあるうちにですね、そういった部分についても、併せて検討できればというふうに思っております。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	最後にですね、街路灯をLEDにするのかという計画があるのかという質問をあげておりましたけれども、村長、ある程度答えたようでございますけれども、改めて聞きます。 村内の街路灯をLEDに変更する計画はあるか、お聞きします。
議長	村長
村長	村内の蛍光灯等の防犯灯もですね、もう将来的には使えなくなり、機具の交換等もできなくなりますので、やはりそういう合併債にしろ有効な財源があるときにですね、やはり一度にやってしまったほうがいいのではないかと、というふうに思っているところでございます。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	いずれにしろ費用がかかることでございますのでね、何でもできますということではできないと思いますけれども、ぜひとも犯罪のない、明るい夜になるように、ぜひともよろしく願って、私の質問を終わります。
休憩	
議長	13時55分まで休憩します。

	(13時49分)
再開 議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	(13時55分)
議長	3番 佐々木孝議員の質問を認めます。 3番 佐々木孝議員
3番	確認を含めて5点について、お伺いしたいと思います。 まず、はじめに、先ほども出ておりましたけれども、行政懇談会について、お聞きします。 今回、コロナ禍とはいえ、久しぶりに開催をされて良かったと思っておるところですが、参加者が175名ということもありました。 同僚議員も先ほど質問しておりましたけれども、もう少し簡単にですね、成果と課題をお聞きしたいと思います。
議長	村長
村長	成果と言いますか、ここ数年まともな形と言いますか、そういう形で行政懇談会ができなかった。 前回のコミュニティの話、元年の11月もですね、一応行政懇談会という形で、いろんなご意見等をお伺いする機会を設けたわけではございますが、今回すべての地区を回ったということで、一部村からの説明がやっぱりボリュームが多くてですね、説明が多いというご指摘もいただいたところではございましたが、そういった村の村政の現状や課題などについてですね、しっかり説明ができたことについてはですね、しっかりした成果ではなかったかなというふうに思っているところであります。 課題と言いますか、いろんなご意見もありました。地区ごとに、長いところは7時から始めましたが、9時15分かですね、2時間を超えたところもございました。 早いところも、いろいろと地区ごとにございますが、やはり村政に対して、皆様方の期待と言いますか、と、それに対する村の答え方がですね、不十分であった部分もやはりご意見等の中でご指摘もございますので、そういった部分についてはですね、やはりきっちり今後改善していかなければいけないとか、いろんな質問、ご意見の中でいただいたところをですね、共有をしながら、また、今度区長会でもですね、報告、共有を図りながら、広報誌でその結果について回答をですね、しっかり皆様にお示ししたいというふうに思っているところでございます。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	今、簡単に、簡潔にお話をいただきました。 コミュニティについては、今回話をしたということでしたけれども、さらにまだまだ煮詰める点があると思いますので、しっかりお願いをしたいというふうに思います。 それから、課題についても、村政への期待があるということで、どう応えるかということですので、しっかりお願いをしていきたいというふうに思いますし、さらに村民との会話をしっかり、お互いにとっていきたいというふうに思います。よろしくお伺いしたいと思います。 続きまして、各地区に掲示板があると思いますが、これ、今使っていないように私は思うんですが、現在、その利用状況等々について、まず聞かせてください。 それから、この役場下にも意見箱というのがあります。過去私も投書したことがありますけれども、今、現在どのように使われているのか、教えていただきたいと 思います。
議長	村長

<p>村 長</p>	<p>掲示板と言われる部分ですね、あれは旧宝珠山時代に立てたものですので、宝珠山の10地区に立てられた経緯がございます。</p> <p>それについては、いろんな村から区長さんへの配布物等があったときに、区長さんや公民館長さん等の判断によってですね、掲示する、しないの判断と活用を、今のところはしていただいているというところでございます。</p> <p>利用度と言いますか、そういう数値的なものはちょっと把握ができかねているところでございます。</p> <p>あとは意見箱ですね、意見箱については、一応各庁舎に1個ずつ置いております。定期的、曜日を決めたりとかはしておりませんが、定期的に中身を確認をいたしまして、入っているときにはですね、それぞれ総務課のほうで集約をして共有をしているところでございますが、ここ数年はですね、利用はされていないところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>3番 佐々木孝議員</p>
<p>3 番</p>	<p>その利用が進められることを期待したいと思いますけれども。</p> <p>3つ目、日田彦山線沿線の地域振興についてのことになります。これまでも何度か質問がなされてきております。今回も出されておるようですね、私は、去る12月の議会だったと思いますが、今後どのように進めるのか、という質問をしたと思います。</p> <p>そのときに村長の回答は、これから村民の意見を聞きながら進めていくということだったと思いますけれども。</p> <p>先日JRのほうが発表されたひこぼしラインとか、あるいは車両のデザイン、そういったものは発表されましたけれども、JRのことですから、私たちの知らないところでの話だろうと思いますけれども、駅周辺の整備も含めてですね、私たち村民の意見がどれぐらい反映されているんだろうかという思いで見たとところです。</p> <p>JRあるいは県の推進協議会ですとか、そういったものの意見のほうが強いのじゃないかという考えも持ったりすることがあるんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>駅周辺と言いますか、日田彦山線沿線の地域の振興につきましては、先ほど議員さん申されましたとおり、福岡県日田彦山線沿線地域振興計画がですね、令和3年2月に策定をされたところでございます。</p> <p>その計画を受けてですね、受けてというか、元々その計画のときに東峰村の日田彦山線沿線地域振興協議会、この中でさまざまな協議を行いながらですね、計画、県の振興計画はどちらかというところとざっくりとした計画ではございますけど、そういった計画のほうに反映をして、それから実施にあたって、また村のほうでですね、それぞれの個別の計画、振興計画の策定や振興を行っているところでございます。</p> <p>流れといたしましては、昨年度ですね、全住民対象のアンケートを行いました。これは、ちょっとBRTに関する分のアンケートに、ちょっと振興の分も入っているやつではございましたが、その分を行って、また、そういった意見を反映しながら、まず3年度、で4年度の事業を行っているところであります。</p> <p>先ほど申されました駅の周辺の方、また、BRT本体の方、BRT本体については、村としてもさまざまな意見や要望を出しているところではございますが、最終的にはJRの判断ということで、バスのデザイン、そういった部分も一応村としては申し入れをして、今回いろんなカラフルと言いますか、色が付いたやつ、自動運転とかいう要望もしてたんですけど、そちらのほうはやっぱり難しいとか、やっぱり村の要望を反映した形でさまざまな回答を受けながら、そういった発表がですね、行われているところであります。</p>

	<p>あと、BRT 駅周辺の整備計画もですね、それまでのご意見を踏まえた上で、本年度協議会のほうで協議をさせていただきながら、基本構想を策定する予定にしているところですよ。</p> <p>住民の声という話になりますが、これについては、協議会の中にも村民の方は当然おりますが、特にワークショップをですね、おそらく今のところ計画としては3回行って、そういった中でいろんなことを行いながら、アイデアを出したり意見を貰ったりやっていきたいというふうに、進めていきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	今、ワークショップ3回というのは、これは、どういう形で、どういうメンバーで、これから3回開くんでしょうか。
議長	村長
村長	<p>これからです。まだ開いておりません。</p> <p>今年ですね、東峰村の協議会、これを予定では今日開くようにしております。</p> <p>その中で駅の4駅と言いますか、JRの駅周辺の整備計画の話もさせていただいて、駅周辺の整備計画をどうやっていくか、全体的な面も含めて、自由に参加できるワークショップをですね、やりたいというふうに考えているところでございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今日協議会を開かれるということですけども、ちょっともう今から1年もないんで、今からでちょっと遅いような気もするんですが、たぶん間に合うから、今からということになるんでしょうけども。</p> <p>いつか駅の整備計画を見せてもらったときに、例えば大行司の駅ですが、計画で出されたものは、住民が希望しているような形と全く違う、という形で出てきているように感じます。</p> <p>それから、住民の人たちは、新しく立派な駅舎ができていますので、大行司駅ですね。あそこまでバスが下りてくることを希望していたんじゃないかというふうに思うんですが、鉄道の軌道法ですか、そういったもので、下のほうにはバスは下りて来れないとかいうようなこともあると聞きます。</p> <p>そういうことで、最初からもうできないことも多々あるんじゃないかと思うんですね。</p> <p>だから、そういったことについては、住民にもある程度教えながら、意見を聞くということが大事じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>いろんな協議の中の進捗ですね。先ほど議員さん申された分についてのいきさつは、ちょっと自分のほうは存じ上げてはいないんですけど、やはり鉄道軌道法とか法律の関係とかで、専用道を通る区間については専用道を通るという、確か話ではなかったかなと。</p> <p>それを説明したかというところについては、もう自分たちもそういう形で、いかに、なんですかね、ホームというか、それについてのアクセスを高齢者でもやりやすくするかという部分でやっておりましたので、その辺についての理解というか、説明不足等はですね、確かにあるのかなと思って、そういう部分については申し訳ない。</p> <p>それについても今後いろんな形で、ホームページや情報を出していく中でですね、説明できる限りの分は、積極的に説明していきたいというふうに思っております。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	詳しい内容については、また、後で質問があらうかと思いますが、私は、大行司

	<p>駅についてはそれくらいにしておきますけれども。</p> <p>村営住宅が今度新しく建てられる計画があるということで、その説明の中で、場所を、宝珠山グラウンド横の空き地ですね、あそこも考えられないのかという意見を私出したときに、そこは今後JRの駅周辺の整備の一環として考えていくので、住宅の候補地には挙げられないということを言われました。そういった計画があるのでしょうか。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>すみません、今年度ですね、BRTの関係につきましては、先ほど村長が申し上げました、今日推進会を第1回目を開きます。その中から、それははじめといたしまして、基本的な構想を立てていきたいということで計画をいたしておりますので、今、佐々木議員がおっしゃった空き地というのがですね、どの部分で、それがどういった計画なのかというのは、もしかしたらあったかもしれませんが、基本的にはそういうものを、すべてないと言いますか、基本に戻って構想は立てていきたいというふうに思っておりますので、ちょっと現段階では、そういった形であれば、それを資料としてお出しして、再度検討していただくというような形にはなるかとは思っております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今の説明で分かりました。</p> <p>新しい年度になって、また再度確認するというので、私は確認したいと思いますが、今年度調査する予定の住宅、村営住宅設置の方向で今年調べていきますよね。検証されると思います。</p> <p>その候補地の1つにグラウンド横の、分かりますかね、宝珠の郷の横の大きな空き地です。ふるさとフェアとかの駐車場で使っている。あそこを私が候補地として、そのときに意見として出したんですけども、それは別の話だという話になりましたので、そのときは聞いておりました。</p> <p>ただ、その活用もですね、今後どうするかということで、一緒に併せて考えていただければと思っております。</p> <p>そういうことでですね、どこで、どういう形で、何が決まっているのかが見えないところもありますので、しっかり説明も含めて、出てきたときにはもう、これで進めますみたいなことにならないように、ぜひ、意見をしっかり聞くステップを踏んでいただきたいというふうにも思います。</p> <p>次に、地域交通について、質問をいたします。</p> <p>これも同じように、村民の意見を聞きながら今後進めていくということでありましたけれども、先日予定表をいただきました。</p> <p>大まかな計画で、今年度実証実験をしていくというようなことが出されておりましたけれども、今後、もう来年の夏開業に向けてということではありましようが、どのような形で村民の意見を聞いていくのか、教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>来年の夏ですね、BRTが開通するという、新しい輸送が始まる、その導入を機としてですね、地域交通の検討を現在行っているところでございます。</p> <p>いわゆる交通の担い手確保、高齢者の外出支援等ですね、東峰村にとって最適な公共交通のあり方を検討し、実現するために東峰村公共交通のマスタープランとなる計画の策定をするための法定協議会という形で協議会を設置し、7月に第1回の会議を行ったというところは説明したというふうに思っております。</p> <p>この内容についても、ホームページ等ですね、会議の確認ができますので、そういった形で情報はお知らせをしているところでございますが、来年の開業時に向け、</p>

	<p>地域交通のあり方をですね、検討して進めていく。</p> <p>その中でも、今後実証実験という話をしながら、そういった利用者、住民の方や利用者の方々からですね、実際に実証に参加していただいた方からの意見やですね、アンケート調査、どの規模になるか、まだ次回の会議ぐらいで決まるかと思いますが、アンケート調査等をですね、行っていく計画としていただいております。</p>
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	<p>6月議会の質問のときに、村長は、オンデマンド方式がいいんじゃないかと思っ ているというようなことを言われたと思いますが、村民の方たちの中には、その言 葉の意味がよく分からないと言う方も多々おられます。</p> <p>どのような方式なのか、ご説明ください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>オンデマンド方式、デマンド交通という言い方もいたします。</p> <p>どういふものかという、簡単に申しますと、利用者、使いたいと思う、移動した いと思う人ですね、利用者の方の事前の予約に応じる形で、運行経路や運行スケジ ュールを、それに合わせて運行するという地域公共交通のことを指すものでありま す。</p> <p>反対語として、バス停を時刻表に基づいて定時走行するという形の、逆の意味と してですね、より村内をくまなく走る、また、できる限り家の近くで乗れて、目的地 の近くで降りれる。ドアツードアが一番いいと思うんですけど、その辺りもですね、 含めてのところということでございます。</p> <p>内容としては、あまり長く言ってもあれなんで、そういう形にはなるということ で、これを住民の方がよく理解されていないところについては、またいろんな 形で説明でございますが、まだあくまで方式、検討の一つとして考えているとい うところで、これの説明がですね、紙面やそういうホームページとかに出すときに ですね、補足という形できっちり説明はさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	<p>地域の方たちに丁寧な説明を、ぜひお願いをしたいと思います。</p> <p>先ほどもちょっと出ておった中でですね、地域の方たちのいろんな意見を吸い上 げる一つが、確かに実証実験に参加した方たちの生の声が必要だと思うんですけれ ども、先日いただいた東峰村地域公共交通活性化協議会のメンバー表を見せてもら いましたが、ほとんどの方が外部の方で、村の方たちのメンバーが少ないように感 じました。これで本当に地域に根差した交通なるのかどうかという心配があるで すが、これは、設置までの委員さんということなんでしょうか。</p> <p>村の方たちの意見が十分反映できるかなというふうに、ちょっと心配したんで すけど、いかがでしょうか。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進 課長	<p>この地域公共交通会議の委員さんについてはですね、法定協議会ということにな ります。</p> <p>ですので、村、それから道路管理者、交通事業者、住民の方、または利用者の方、 それから運輸支局、それから運転者ということで、そういった方々を含め組織して いく団体ということで立ち上げております。</p> <p>ですので、そういったことと、近隣町村のですね、協議会。こちらのほうを参考と させていただいているわけでございまして、現在16名の委員さんが委員さんとし てなっておりますが、その内7名の方が村民の方ですので、半分は若干 いきませんが、大体7名の方に参加をいただくということで進めております。</p> <p>今後についてはですね、できる限り村民の方の声が反映できるような形で協議会</p>

	を進めていきたいというふうに思いますので、先ほどありましたアンケートとか、そういったものを含めまして、検討をしてみたいというふうに思っております。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>法定協議会のメンバーということで理解はいたしました。これからアンケート等を取られるということではありますけど、アンケート等ではなかなかやっぱり意見を吸い上げるには、細かいところまでの意見がなかなか聞きにくいのではないかとこのように思います。</p> <p>今後、これは一つの提案になるかもしれませんが、村民を中心とした協議会的なものを作っていたらいいかと。</p> <p>というのは、この中に全く女性のメンバーがいません。それから、基本的に朝早く、夕方とか使う高校生などの保護者とかですね、そういった方たちのメンバーですね、それから、さっきバスの利用者ということもありましたけれども、やっぱり小石原地区から利用する方と宝珠山地区で利用する方、いろいろおられますので、そういった各地区の代表とかですね、老若男女問わずと言ったら言い方が過ぎるかもしれませんが、いろんな方のメンバーで、やっぱり作る必要があるんじゃないかというふうに、私は思っています。</p> <p>そういったところでのメンバーをしっかりと検討していただいて、村のメンバーを中心とした協議会的なものを作っていたらいいと思います。どうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これは、考え方一つだとは思いますが、今回の地域交通というものが、新たな公共交通のあり方を考える会議というものでございますので、総合的ないろんな利害と言いますか、実際に今、交通サービスを提供している方、そういう方たちと、実際にそういうサービスを受けている方、そういうバランスの中で協議会を作って、やっていって、最終的には住民の方が最も利用しやすい、最も期待する公共交通は何かというところをですね、話すものでございます。</p> <p>先ほど提案いただいた委員会、考え方としてはものすごく理解できるんですけど、その方たちにどのような話の内容で、話の権限と言いますか、そういったものをするかとかいう、非常にちょっと微妙な関係もございまして、やはりいろんなアンケートとかヒアリングとかでもいいんですけど、やっぱり利用されている方の声を生かせる体制というのは、しっかり作っていきながらですね、やっぱり計画については、法定協議会でもございまして、公共交通活性化協議会のほうでしっかり作り上げていかなければいけないというふうに、村としては考えているところでございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>私が言いたいのは、法定協議会を否定するものではありません。</p> <p>それで、村のそういった意見が出てきたものを吸い上げて、この会議ですね、出していただくということで、提案です。</p> <p>だから、村でのこの方たちでの委員会が最終決定ではない。そういう意見を聞く場としての提案をしているところです。いいでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>委員会という形ではなくて、当然意見を聞く場はですね、設けて、やっぱそういった方々の希望とかですね、やっぱり希望を全部実現しようと思うと、どういう形にすればいいかというのはあれなんですけど、そういった希望を聞いて、最大公約数として、どこで、どういう計画で、どういう地域交通を作り上げるか、これについてはしっかりやっていきたいと思っておりますので、そういったいろんな、先ほどおっしゃっていただきました、いろんな世代とか性別とか、そういった形で広く</p>

	意見が集約できるような形は、きっちり取りたいというふうには思っております。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ぜひ、よろしくお願いをいたします。</p> <p>続きまして、教育長にお尋ねをいたします。</p> <p>学校では県の研究指定を受けて、ICT機器を活用した学習が充実してきているというふうに感じております。11月には、その発表会もあるということで楽しみにしているところですが、これもやっぱりすべて、すべてと言ったら言い方はおかしいですが、先生方が熱心に取り組んで来ていただいたおかげだと感謝しているところです。</p> <p>しかしながら反面、タブレット、それから学習中大きなモニター等々で学習を進めていると思うんですけども、最近問題になっているブルーライト等によるですね、子どもたちの視力の低下を危惧するところです。子どもたちの視力の状況はいかがでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、視力低下の実態なんですが、令和2年から令和4年、この3年間にかけて視力の低下の状況を確認いたしました。</p> <p>全体的にはやっぱり学年が上がるにしたがって、視力の低下は見られます。</p> <p>ただ、これかICTタブレットを使ったこととの相関関係があるかどうかについてはですね、タブレット1人1台端末になったのが令和3年から、出発点からですから、この1年間で相関を見るにつけ、この1年間で著しく視力が落ちたということは、今の段階ではまだ言えないのではないかなと思います。</p> <p>ただ、やはりこれはもう日本全国、そういうふうなことは危惧されております。</p> <p>ですので、やっぱり今後も注視していかなければいけないということは思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>教育長おっしゃるようになりますね、こういったものは、すぐにどうのこうのというものではないので、今後もしっかりやっていただきたいと思っておりますけれども。</p> <p>学校でのタブレット学習だけじゃなくてですね、家庭でもタブレットを使ったり、それからスマートフォン、あるいはテレビゲーム、そういったものもかなりの子どもさんたちがやっているということで、その使用状況と言いますか、すべては把握してないと思っておりますけれども、把握している段階というか、部分で教えていただきたいと思っております。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>このタブレットについては、もう大体近隣、また日本全国どこの学校でもですね、タブレットを持っているか、1日どれぐらいしているかというような調査は、もうどこの学校も毎年やっていると思っております。</p> <p>東峰学園でもそれをやっておりまして、大体ですね、授業中においては、かなりICT教育が進んだので、1時間のうちに少なくとも10分、多いときには15分間、それぐらいは、大体初め、中、終わりに、5分、10分、5分とかその程度は使います。</p> <p>ただし、オンライン学習みたいに、ずっと画面を注視するような学習はあんまりありません。ノートに書いたりとか話し合ったりとか、そういったことが多いので、全部が全部はタブレットは使いません。</p> <p>ただ、学校はそういうことですけど、家庭でどういう状況かということで、昨年度の実態調査のデータをちょっとひも解いてみますと、子どもたちはやはり家でもスマートフォンとかタブレットとかですね、またゲームとか、いろんなものを使って</p>

	<p>おります。</p> <p>家庭での自分専用のスマートフォンまたはタブレットを持っている児童生徒の割合は、小学校3年生以下は0でした。ただ使ったことはあるんですよね。所有しているかどうか。そして、小学校4年生から6年生では20%、自分専用を持っているのが20%。中学生、7年生になると約半数、50%。そして、また学年が上がり9年生は80%、自分のスマートフォン、タブレットを持っております。</p> <p>さらにPC、パソコンとかですね、DSとか通信用のゲーム機があります。それを持っている子どもたち、インターネットに接続するような情報機器を自分専用で持っている子どもたちは、小学校低学年で40%、学年が上がるにつれて高くなる傾向があります。</p> <p>もうほとんど自分のものとお父さん、お母さんのものを一緒に供用しながら、例えばスマホのゲームをやっているとか、そうなると小学校3年生以上では、もう100%、小学校3年生でほぼ100%になります。</p> <p>それが今の子どもたちのICT、タブレット、そういった通信機器と触れ合っている実態ということが、東峰学園の場合はそうです。</p> <p>ただ、他の全国的な規模ではですね、非常に高いレベルのところもあります。</p> <p>ということで、以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>かなり使っているなというところですね。</p> <p>私が心配するのは視力だけでなく、ゲームをするときはゲームとかタブレット見るときは、そっちに集中は確かにしているんですが、いろんな意味での集中力が欠けてきたりとか、脳への影響、そういったものも併せて危惧するんですね。</p> <p>これは、小学生、3年生以下では自分専用は0と言ってますけど、今おっしゃったように、おうちの方、お父さん、お母さん、あるいはじいちゃん、ばあちゃんのスマートフォンを借りてやっている幼児の子どもさんたちも多々おると思います。</p> <p>そういった中で、子どもたちのそういう学校での集中力とか、そういったものも含めて、どういう実態にあるか、ちょっと聞かせてください。これは、幼児教育にも同じことが言えると思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>集中力とか脳の発育のですね、関係については、もうある程度、一定いろんなところで研究者が、一定の関連はあるというようなことを言われております。</p> <p>東峰学園において、今、この子の集中力がないのは、このスマホ、ゲームの使いすぎだなというふうな子どもさんは、今のところその報告は上がっておりません。</p> <p>情報機器のICT機器の1日の使用時間が、平日、休日とともに、学年に関係なく、家庭によりさまざまです。</p> <p>平日では、30分以上使用している児童生徒は9割、30分以上は9割、2時間以上使用している子どもも10%程度見られます。</p> <p>休日では、3時間以上使用している子どもも5割から6割もおります。</p> <p>やはり休みになると、かなり暇を持て余して、また、昨今のコロナでの休校とかですね、あれをきっかけにかなり増えています。これはもううちだけではなくて、全国的にそのような傾向になっています。ですから、やはり学年が上がるにつれて、その割合が高まるのは間違いないと。</p> <p>本校ではありませんが、よそでは、やはり1日ずっとゲーム漬けで、それを親が取り上げたら癩癩を回すとかですね、そういう例がよその学校ではあります。うちでは、まだそういう例はございません。</p> <p>だから、今後やっぱり気を付けておかなければいけないということです。以上で</p>

	す。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	今、学校子どもさんたちについてはあれですけど、幼児についても何か分かっていることがありますか。
議 長	通告書にはないけど、答えられますか。 村長
村 長	<p>幼児期と言いますか、保育所につきましては、一応確認はしたんですが、やはりパソコン、タブレット等を使った授業と言いますか、そういったものは一切ないというところで受けてはおります。</p> <p>ただ、テレビ放送的なものを見ながら授業というかですね、そういうのを行っているということは聞いておりますが、やはりそういう電子機器を注視するということは、昼間はないということ。</p> <p>家庭内については、まだ具体的に調査等はしていないと思います。影響についてもあれですので、少し学校教育のほうに準ずるような形で、ちょっと親と子の、そういう約束事じゃないですけどですね、そういった取り組みもですね、やっていくべきではないかなというふうに、今のやり取りを聞いてですね、考えたところでございます。</p>
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	<p>これは、学校に上がったから、すぐするというものではなくて、やっぱり小さいときからですね、そういう環境にもありますので、おうちの方たちのスマートフォンを借りてやっているという実態もありますので、しっかり家庭と連携を取りながら、学校と連携を取って、あるいは保育所等々もですね、連携を取って、子どもさんの視力、いや、健康を守るという意味で取り組んでいただければと思います。</p> <p>その一環としてですね、6月に出された教育委員会の点検評価の中に、「ゲームやタブレット使用等による、健康を自ら守るような児童生徒を育てます。」とありました。教育委員会としてどのようなことに取り組もうとして考えているのか、具体的に教えていただければと思います。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>実際に子どもたち自ら、やはり自分たちの健康は自分で守るという、そういう主体的な子どもを育てなければいけないと思います。自分で考えて行動する。</p> <p>実際、このコロナの時期になっても、私、学校長としっかり連携しながら、まず、「はい、これを守りなさい。」とかいう受け身の子どもではなくて、自分たちでどうしたらいいかというのを話し合っ、そして学校全体で取り決めを作っていく、そういったことをちゃんと東峰学園はやっております。</p> <p>このスマホとかタブレットについては、こういうふうな東峰ファイブと言って、子どもと保護者で話し合っ、そして、きちんとかいこうことを守ろうというふうな取り決めをして、実際にこれをおうちの人とも共通理解して、そしてやっております。</p> <p>例えば、「使用する時間を守ります。」、「友達、個人の情報をネットにアップしません。」、「ゲームの年齢制限を守ります。」、「ネット上で知り合った人とやり取りをしたり、会いに行ったりしません。」とかですね、こういったことを取り決めて、実際タブレットを渡していますけど、家のほうに持ち帰らせていますけど、時間、9時になったらもう使用できないという制限をかけています。</p> <p>それから、いろんなオンライン、ユーチューブとかを見たり、検索したりしますが、それはどういうところに検索をかけたかというのは、全部学校のほうで見れるように、パトロールできるようにしております。</p>

	<p>もう一つ教育委員会として、どれぐらいあれか分かりませんが、こういったことも危惧しまして、この前の全戸配布で、この家庭教育七つの提言というのを出力しております。</p> <p>やはり学校教育だけではですね、子どもを育てることはできません。家庭と地域と一体となって子どもを育てることが大事です。</p> <p>ということから、そのネットにつきましては、駄目なことは駄目、善悪の判断を教えましょうとか、規則正しい生活習慣を身に付けましょうと。ゲームによっても、夜中ずーっとスマホとか扱って、もう睡眠不足で、朝ボーっとしてから来る子もよそではありますので、そういうことを危惧して、それから「約束・ルールを守らせましょう。」、これは、きちんとゲームの時間とか、そういうタブレットの時間とか、そういった時間はちゃんと守りましょうということを含めて、こういうふうな、これを全戸配布しております。</p> <p>大体なら保護者判断でよかろうもんということですけど、やはりおじいちゃん、おばあちゃん方も一緒になってですね、この子育ての一つの基礎基本をマスターしてもらいたいという思いで、やはり家庭が教育の原点だということを実感していただきたいということで、こういうものを作って配布しております。</p> <p>今後も継続的にですね、これを続けていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>先ほどの約束事は先月ですね、私も連絡員ですので、配らせていただきました。全村民が一丸となって子どもたちを守るということで、大事なことだろうと思います。</p> <p>ぜひ、幼児教育ですね、小さい子どもさんたちも含めて、みんなで取り組んでいただきたい、また取り組みたいと思っております。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	14時45分まで休憩します。 (14時37分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (14時45分)
議長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。 4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>私は、4点質問させていただきます。</p> <p>まず、緊急通報生活サポートシステムについて、俗に言う「早助・サスケ」についてです。</p> <p>24時間365日安心と安全緊急通報システムが設置され何年か経過をしております。高齢者は安心して生活をしていると思われれます。</p> <p>実は7月に、このサスケを付けていた高齢者の方が、残念ながら亡くなってしまったんですけども、通報によって発見が早まったということがありました。非常に残念なことではあったんですけども、長い間遺体を放置することなく発見に至ったということは、非常にこのサスケのありがたさを感じた次第でした。</p> <p>ところで、対象者は現在、今何名ぐらいサスケを設置しているのか、教えてくださいませんか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>サスケのシステムにつきましては、現在52世帯、58名の方に設置をしております。</p> <p>内訳としましては、小石原地区が15世帯の17名、宝珠山地区が37世帯の4</p>

	1名となっております。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	この装置で、随分そういう緊急時に対応できていると思います。この装置はどのような役割をするシステムというか、そういうことになっているか、お知らせくださいませんか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	見守りの設置をされている方の対象者の自宅の居間など、そのご本人がよく利用されるお部屋にセンサーを付けまして、12時間そのセンサーに反応がない場合には、オペレーターから安否の確認が行われる仕組みとなっております。 オペレーターでも確認できない場合は、予め登録された関係者の方に、協力員の方になるんですけども、連絡が行く仕組みとなっております。 また、自宅には2種類の端末機が設置をされております。テーブル等に置くタイプの端末機と持ち運びができるペンダント型の端末機がございます。その両方を設置者の方には貸与しております。 テーブル型設置の端末機には相談と緊急の2つのボタンがございます。相談ボタンを押せば相談をオペレーターの方とすることができ、また、緊急ボタンにつきましては、オペレーターの方が対応しまして、状況を確認した上で、内容が火災や救急の場合には、オペレーターが消防署へ通報する仕組みとなっております。 こういった場合には、登録された協力員の方に連絡が行くようになっております。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	それでは、12時間行動が感知できなかつたら、関係者に連絡が行くということですね。 実は、その不幸な事例もそうだったんですね。移動があつてませんのでということで子どもさんに連絡が行って、そして早期、1日ちょっとかかっていましたけども、発見できたということで、非常に、本当にありがたいなと思っております。 これは、必要、希望する人は設置してもらえるのか、他に条件というものがあるのかを教えてください。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	設置希望の対象者の方につきましては、65歳以上の単身世帯を原則としておりまして、その中でも特に見守りが必要と認められる方について設置をさせていただいているところでございます。 希望される方につきましては、住民福祉課までご相談をいただきたいと思っております。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	そうしますと、村に何台という割り当てとかはなくて、もし希望する人があれば、住民福祉課に連絡すれば、その条件に満たしていれば設置できるということになりますか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	台数にはやはり制限がございます。それと設置費用など年間の予算もございまして、必ず希望された方が全部というわけではないのですが、今のところですね、ご希望が上がった方につきましては、すべて設置ができている状況ではございます。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	ありがとうございます。 では、58台の運用を今、東峰村でやっていて、いろいろ条件がありますけれども、その範囲内で誰かが亡くなつたら、また次の人に回すと、そういうふうな形になるのでしょうか。

議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>サスケを設置されていた方がお亡くなりになったりとか、転出をされたりとか、そういったことがあった場合、新しい方に付ける場合もございますし、台数が、ちょうどそういった方がなかなか移動がなくてという場合は、プラスでまだ予備の機械はあると聞いておりますが、あと何台あるかということにつきましては、後ほどまた調べてご報告できたらと思います。</p>
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>ぜひとも安心して暮らせる、一人暮らしは大変夜になると老人は特に不安になって、病院に何回も通うような方も現時点でもあります。安心して暮らせるこのサスケの利用が、サスケがあると安心して暮らせるかなと思いますので、ぜひ、村民に安心を与えてやってください。</p> <p>次に、不燃ごみの処理について、お願いします。</p> <p>小石原、鼓、宝珠山で不燃ごみの処理の方法は違ってまして、地域懇談会の中でも出ておりましたが、こういうシステムが始まってかなり皆さん年も取ってきたと思うんですね。</p> <p>そこで、不燃ごみについては、指定場所に持って行けない状況になっているような気がいたします。</p> <p>可燃ごみにつきましては、申請すれば委託して収集場所に持って行ってくれるようなシステムができていますよね。</p> <p>ですが、不燃ごみにはどうもその制度がないようなので、先日私の近所でも、不燃ごみは重たい、かさばる。それで持って行けてたものが持って行けなくなったというふうなお話もありましたので、可燃ごみのように申請すれば不燃ごみも、どなたかお願いできるというようなシステムを、制度を取り入れることはできないものでしょうか、お尋ねいたします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>現在のところ不燃ごみの搬出が難しい方に関しましてはですね、心身に困難な状況を抱えている方がご利用されている介護保険制度や介護予防サービスによります家事援助のヘルパーさんとかをおうちに来ていただいている方とか、それから、社協とか村の集落支援員による支援を必要に応じて行っているところでございます。</p> <p>ただ、それに対する補助金制度ということについては、現在はまだ検討していないところでございます。</p>
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>ぜひ、住みやすい村でありたいと思いますので、そういうごみも溜まっていくと汚いですし、生活するにも不自由が出てくると思いますので、そういうところを検討していただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、総合検診についてお願いします。</p> <p>年6回行われている検診は、私も受けますが、非常に安価で全身をチェックできて、1年に1回自分の健康を管理するのにとても良いシステムだと思っております。</p> <p>また、全身をチェックし安心して暮らしていますが、受診者は増加傾向にありますか、それとも減少傾向にありますか、よろしくお願いします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>総合検診につきましては、現在のところ令和元年度から3年度までの状況を報告させていただきますと、元年度が413名、2年度が333名、3年度が364名ということで、令和2年度よりコロナ禍となりまして、受診控えの方ということもありましたので減少いたしました。3年度につきましては、少し増加をしている状況ではあります。まだコロナ禍以前の受診者数には満たない現状がございます。</p>

議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>検診というものは早期発見、疾病の早期発見に繋がるものだと思いますし、非常に住民福祉課からの案内、そういうものもテレビ、いろんなことを通じてされています。</p> <p>それで、私の周りでも1年に1回の検診をととても楽しみに、楽しみというか、待っている方もいます。</p> <p>そこで、検診によって早期発見するべく検診だと思いますが、検診によって疾病の早期発見に繋がったケースというのはございますか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>受診をしていただいている中で、いろんなこの住民検診につきましては、いろんな疾患やがん検診等の多くの種類の検診の、早期発見をできる状況に持って行くことを目的としている部分もございますが、やはり確かに早期発見をしていただいて、治療に繋がったという方もおられます。詳細につきましては、控えさせていただきます。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>そして、その次に、検診を受けましたら、「あなたのどこどころが、もう1回受診をしてください。」というお手紙が入ってきますですね。私もそういうお手紙をいただいている身なんです。</p> <p>よく考えてみますと、やっぱり食生活についてとか、いろんなことで指導を受けて、そして、自分の食生活をもう1回見直すとかそういうことができますが、保健師さん、もしくは栄養士さんで、検診の結果で個人指導を行って、お手紙を貰った人、受診をするようにという指導を受けた人たちは、その受診をしたという結果は住民福祉課のほうに届き、そして、それがまた本人の良い結果になっているかと、改善に繋がっているかとかいうことは分かりますか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>受診が必要な方へのこちらからの勧奨につきまして、皆さん多くの方がご案内をしたらきちんと受診をしていただいて、精密検査等、2次検査等行っていただき、それが適切な治療に繋がっていると思っております。</p> <p>それから、保健指導につきまして、一つの例にはなるんですけども、村にとっても多い高血圧症の方々、この検診でもよく上がってくるんですけども、その保健指導を行った方のうち約75%の方が、これは令和2年度の状況なんですけども、保健指導をさせていただいた方のうちの7割の方が、翌年の検診の受診時には改善をされていたというような状況がございました。</p> <p>こういった保健指導をご案内して受けていただくことで、さっき議員さんがおっしゃっていただいたとおり、食事や運動等の見直しや生活の見直しを行っていただいて、それが自ら気付いて行っていただくことで改善に繋がっているのだと考えておりますので、保健指導は有効活用していただけたらと思っております。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>どうか引き続き村民の健康増進のためによりしくお願いします。</p> <p>次に、新型コロナ感染者の支援につきまして、お願いします。</p> <p>東峰村でも新型コロナの感染者が増加傾向にあり、一人暮らしの村民や家族全員が感染もしくは濃厚接触者で、自宅療養している場合が今もあっているようですが、この行政からの食料の支援とか、そういうことはどのようになっていますでしょうか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	一人暮らしで感染をされたという方、または、ご家族全員が陽性になられたとい

	<p>う場合でございますが、自力での食事や生活物資などの調達が難しい場合などの一定の要件を満たす場合でございますが、福岡県から約1週間分の、これはあくまでも目安なんですけれども、食料の支援を受けることができます。</p> <p>手順としましては、保健所からショートメールまたは電話による連絡があった後に申し込みをされますと、数日後にご自宅にお届けすることができます。</p> <p>この場合要件がですね、濃厚接触者の方であればそういったことが認められないとか、いくつか要件が決まっておりますので、そこは確認が必要かと思えます。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>そうしますと、申請をしないと配布はないということになりますね。</p> <p>じゃあ、そういう案内が、このように感染者が増えることが想定もしていなかったと思うんですが、その案内、どういうふうになれば食料の配布が1週間分来ますよというような案内とかはなされていますか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>保健所からですね、感染者の方にいろんなご連絡が行くんですけれども、その中にこの食事支援のご案内もありますけれども、自分で連絡を取らないと、直接の申し込みというのは改めてしないといけないからですね、ご自分が申し込まなくても自動的に来るわけではないです。</p> <p>ですので、そういった連絡手段等がない方、よく理解ができない方につきましては、そういった支援があるということを知らない方もいらっしゃるかと思います。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>実はそういうことをご存じなくて、何も来ないとか、そういうふうに話を聞くこともありましたもんですから。</p> <p>ところが、このコロナというのは症状がそれぞれさまざまで、喉が痛いのも刺すような痛みで水さえ受け付けない、そういう方もいらっしゃる。そういう方にも申し申請して食べ物 came としても食べれるものはないと。そんなふうなこともあるようですので、この村独自のね、行政から配布する方法もでしょうけど、誰か、例えば集落支援員さんとか、今、その人が治していくために、食事をとるために何が、例えばゼリーであるとか牛乳であるとか、そういうものが頼めるような環境というか、集落支援員さんに軒先まで持って来てもらうとか、そういうふうなシステムが村独自で、もう収まって来つつあるけれども、今後のことも考えて、そういうことが考えられないかなというような思いもしております。</p> <p>一人暮らしであれば買いに行くこともできない、誰に連絡することもできないということであれば、やっぱり集落支援員さんたちにお電話かけて、後で料金を貰えばいいことだと思いましたので、食べられるものを食べることが疾病を治していくことに非常に役に立つことだと思っておりますので、そういうシステム作りなどをしていただければありがたいなと思って、今回このような質問をさせていただきました。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
議 長	高倉議員、先ほどの最後のものについては、答弁は要らないんですね。
休 憩	
議 長	15時15分まで休憩します。
	(15時07分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	(15時15分)
議 長	6番 高橋弘展議員の質問を認めます。
	6番 高橋弘展議員

6 番	<p>5点ほど質問をさせていただきます。 まず1点目の大きな質問です。 国道211号線の改良工事について、お尋ねしてまいります。 現在、上福井地区付近で歩道設置工事のほうが行われているかと思えます。その完成予定がいつなのか、あるいは現在の進捗状況について伺ってきたいのですが、 まず、この国道211号線の歩道設置工事については、平成30年12月19日に東峰村の国道改良促進期成会のほうで一応説明等々がっております。その際にはこの工事期間は平成24年度から平成33年度予定という形になっていたかと思えます。 その現況も含め、いつこの歩道設置工事が完了するのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>朝倉県土整備事務所のほうに改めて確認をいたしました。 国道211号の福井地区における歩道の設置事業、改良の総延長が1,360mということでございますが、これについては、先ほど議員さんの説明のとおりですね、の事業計画の予定で進んでいたというところではございますが、現状といたしましてですね、24年度に事業着手を行い、調査、測量、設計、また用地取得等を行いながら、平成28年度から起点部、ちょうどダマワリですかね、あの辺りから川曲にかけての部分の工事に着手したというところでございます。 その後ですね、平成29年の九州北部豪雨災害における終点部、葛生の周辺でございますが、あの辺りの大肥川沿いの道路災害を受けまして、ちょっと一部設計変更を行ったという経緯はあるようでございます。 その分の当該被災箇所において、河川の災害復旧工事と併せた歩道設置工事、これが葛生の入口から屋敷の途中ぐらいまでと置いていてください。を進めてきたというところでございます。 ただ、用地交渉についてがですね、ちょっと予定どおりはかどらなかったというところで、所有権の移転登記や困難な相続案件等があったということで、ちょっと用地交渉が令和3年度までかかったという実情があるというところを聞いております。 この間にはですね、先ほど申しました着工時点からのですね、ところの240mは完成、供用済みというところでございます。これが先ほどのダマワリから川曲、サキバルですかね、のところでございます。 終点部の大肥川沿いの約110m区間の大型擁壁を伴う拡幅工事は完了しておりますが、ちょっと供用まではしていないという、先ほどの区間になります。 今年度新たに260m区間の工事に着手するというところで、今、一部取りかかっているところというところ聞いております。 今後についてでございますが、そういうところでいろいろとちょっと災害や用地交渉等の時間の手間がございまして、大体来年度以降、計画としては概ね5年程度というふう聞いておりますので、少し延びているのかなというふうに思っておりますが、県のほうのご意向ということで、通常予算であれば5年程度、ただ、いろんな補正予算等もですね、積極的に活用を行いながら事業の進捗を加速させて、5年と言わず早めに終わるように努力をするというところで、今のところ回答はいただいているところでございます。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	確認ですけれども、5年というのは、要は、令和何年度完了予定ということでしょうか。

議 長	村長
村 長	来年度以降概ね5年ということで、令和9年度という形になっておるところでございます。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	当初が平成33年度だったんで、令和に換算すると令和3年度というところと6年遅れになるのかなというところですが、今、村長のお言葉からいくと、県のほうがですね、積極的に動いていただければ早く完了する見込みもあるということでした。 もう1つ確認ですけれども、用地買収に手間取ったというご発言ありましたけれども、用地買収自体はもう100%完了ということによろしいのでしょうか。
議 長	村長
村 長	完了しているということでございます。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	通告書のほうに、工事が進まない原因は何かという部分は、お答えの中で、用地買収が進まなかったというのが、1つ大きくあったのかなと思いますが。 1つ飛ばさせていただきますけれども、この国道211号が今申し上げたとおり、6年ほど計画から遅れているということで、他の国道211号線に関しても、これまでさまざまな議員さんもしくは村民の方々から要望が上がっていたかと思えます。 そういった要望箇所等々が残る中で、やはりこの上福井の歩道設置工事のほうが終わっていかないと、また新しい場所の着手というのが難しいかなとは思いますが、その辺、要は、この工事が完了していかないと新たに着手できないのかどうか、お尋ねいたします。
議 長	村長
村 長	この件についてもですね、広域における国道211号改良促進期成会ですね、飯塚市を中心とした長で組織している部分がございますが、その要望等もですね、まずは川曲地区で、現在やっている改良の早期完了、それがまず1つの要望で、それに加えて、いわゆる小石原の鼓地区のほうの箇所ですね、拡幅改良、歩道の設置等について要望しているところであります。 村としては、終わったらすぐ工事にかかれるような準備を、やっぱり準備に何年かかかりますので、という話も要望の中では重ねているんですけど、国とか県のほうでは、ちょっと順番を踏まないという形で、そこのちょっとすり合わせがですね、まだ少しできてない部分もあるのかなというところで、やはり工事の進捗が遅れることについては、次の要望箇所についても少なからず影響があるのかな、というふうには今思っているところで、この活動をですね、要望等を積極的に行っていかなければいけないというふうに思っているところです。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	今、村長のほうから、鼓地区のほうが村としては、今の上福井部分の早期完了と併せてということですが、他に要望している箇所があるのか、現状としては、今、村長が言われた上福井地区と鼓地区の歩道設置工事ということで要望されているのか、お尋ねします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	今のご確認されたことですが、一般国道の211号の促進期成会のほうに要望させていただいているところにつきましては、福井地区及び鼓地区の歩道設置と言ったところを今先行して要望させていただいているところでございます。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	ぜひ、現在の要望箇所に関して速やかに進めて、進捗を見守っていく、要望してい

	<p>くことをしていただきたいとともに、また、新たな箇所のですね、やはりご意見、要望等をですね、持たれている方々もいるかと思えます。</p> <p>そういったところで、最初、冒頭言いました村の国道道の改良促進期成会自体が、平成30年をおそらく最後に、開催されていないんじゃないかなと思っております。</p> <p>やはり声を上げていかないと新たな箇所というの進まないですし、声が大きくなっていかないとなかなか届かないという部分があるかと思えます。</p> <p>この促進期成会の会長は東峰村議会の議長になりますが、事務局、担当課としてですね、こういった準備をしているか、また今年度するのか、そういった流れのほうをですね、確認をさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>事務局としても議員さんおっしゃるとおり、同様に考えていおるところでございます。</p> <p>村としては広域的な促進期成会としての要望活動、これは当然行っているところでございますが、村の国道道の期成会3つございますが、それは先ほど言われたとおり、ここ数年開催できていないという現況、大変しなければいけないと言いながら、なかなか開催できていないことについて、ちょっと反省しなければいけないところでございます。今年こそはですね、開催できればというふうに思っているところでございます。</p> <p>期成会については、これまでが大体そういう期成会における結果を報告したり今年度の事業とか、そういった部分の確認をすることが主なような感じでございましたので、実際に期成会として行動を、やっぱり声を上げていくということも、先ほど言われたとおり大事なことかなというふうには思っております。</p> <p>また、皆さんの合意の中で動く話ではございますので、そういった部分については、まず、期成会を開かないことには話ができませぬので、これについて、やっぱり今年度中には必ず開きたいというふうに、村としては思っているところでございます。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>以前にも少し申し上げたことがあるんですけども、この期成会をやっぱり活発にして、やはり要望を速やかに伝えていくということで、以前、例えば地元選出の県議の先生がいらっしやったりとか、そのことでですね、県土整備事務所の方々が来賓じゃないですけども、そういった形でご参加していただいていたという事例もあっていると聞いております。</p> <p>そういったふうにもう少し工夫をして、やはり県の担当部署に伝わりやすいような開催の仕方というのを、ぜひ工夫していただきたいと思いますが、その辺のご検討はありますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>期成会の活動を有効にやっぱり反映するという形において、先ほど提案いただいた分については大変重要なことではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、いろんな形での開催がございませぬ。前向きというかですね、実現できればというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>ぜひ、検討していただきたいのと同時に、少し村民感情的にというか、村民の方から聞かれる声の中にも、やはり副村長に県からいらしてて、なおかつ農林建設課長に国交省のほうに来ていただいているということがあって、やはりその辺のお力をですね、ぜひ発揮していただきたいと思う中で、なかなか2年ほどの任期の中で難し</p>

	<p>いと思いますが、その2年の中で、ぜひ、ここまでやりましたよという成果をですね、見せていただけると非常にありがたいと思うんですけども、ぜひ、村長の指導力の部分でご回答いただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>それぞれ県から、国から来ていただいて、村の仕事をしていただいているところではございますが、関係する事業等については、常に県の担当とかですね、そういった面のほうもちょっと言いやすいところから、内部の事情、この辺はあんまりあれですけども、していただいたり、やっぱりそういう縁の下の力持ちではございませんが、表に見えないところでも今十分活躍していただいておりますので、さらにそれがスムーズに動くようにですね、村と村長、副村長、農林建設課長、全課長ですね、職員もですけど、手を取り一丸となってやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>次の質問にまいります。 複式学級の可能性について、お尋ねしてまいります。 先般の7月に開催しました議会の総務常任委員会にて、その際縄田教育長のほうより、来年度東峰学園の2年生、3年生が複式学級対象となる可能性がありますよ、ということが言及されました。 そのときにもさまざま教育長のほうから、こうこう、こうでというところの対処方法をご説明ありましたけれども、そこから2カ月余り経過する中で、もう来年度まであと半年に迫っている中で、現状として、どういうふうにか、まずお尋ねいたします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>村としての教育課題にかかわる質問をいただき、本当にありがとうございます。 まず、東峰学園の小学部、今の1年生、2年生は、来年度2年生、3年生になったときに、2学年の人数が15人です。15人の場合はもう複式になります。 これが、あのとき16人と仰いましたけれども、17人、正式には17人おれば複式になりません。だから、あと2人ですね、入ってくれば複式が解消になるんですけど、そういうふうな今の教育課題です。 ただ、こう言いますと、複式というのはマイナスに捉えられてしまう可能性もあるんですけど、日本全国複式の学校って、教室っていっぱいありまして、複式には複式の良さがあります。 一つは、違う学年のお兄ちゃん、お姉ちゃんたちと一緒に、同じ時間帯で1人の先生が授業をする。 1人の先生が「はい、これしよきなさいね。」と言いよって、前の黒板で「はい、これよ。」と言って、その次、今度は後ろの黒板で「はい、3年生こっちよ。」って。ということで渡りと言いますけど、渡っていきながら授業をするんですね。 そういう中で子どもたちは、「お兄ちゃん、お姉ちゃんたちはえらい難しい勉強しよっちなあ」とか、お兄ちゃん、お姉ちゃんたちから優しくされて良かったと、僕もあんなお兄ちゃん、お姉ちゃんになろうとかですね、そういう良さももちろんあるんですけど、ただ、やはりそうなると、1人の担任が2つの学年の教科を1時間にやっていくとなると、これはかなりの働き方の改革の逆行状態になります。 そんな中でもやっている先生はいらっしゃるんですけど、できるならば、そういう良さもありますけど、やはり1つの学年で1人の先生がしっかり子どもと向き合っ、子どもたちを育てるといって指導体制を作りたいという意味合いで、できるならばこの複式を解消したいと思っております。</p>

	<p>その対応策としては、私もあれからいろいろ調べました。</p> <p>1つ目はですね、まず、これは安直なんですけど、どこからか連れてくる。2年生、3年生対象の子どもを移住してもらう。これはなかなか難しいと思いますけど。昔は派出所のですね、巡査さんとかにお願いに行ったりしておりました。そういうふうな動きも村長さんとやっついこうと思っておりますが。</p> <p>2つ目はですね、2つ目の方策は、複式1年目の学校に限り複式特例校というふうな、一生懸命文章を書いてお願いに行ってから、「お願いします。お願いします。」と言えば、「まあ、1年目だけ許してやろう。」っていうような特例校の制度があります。それに応募する予定です。</p> <p>ただし、これも4割程度しか合格できない可能性もあります。</p> <p>だから、これが駄目だったら、もう最後の手段、村単独で教員を1人雇うということです。村雇用の教員を雇うということです。</p> <p>ただ、そこで頭が痛いのが、今全国的に起きている教師不足です。とにかく教員免許を持っている人を少しでも現場に戻そうとかいう動きがありますが、なかなか教員になってくれる人がいません。</p> <p>教員養成大学でも倍率はどんどん下がっています。いろんなブラック職場とかですね、そういうことが流れてしまったもので。</p> <p>それを何とかクリアしながら、この3つの対応策で、なんとか複式を解消していきたいと思っております。</p> <p>これをやっぱり村全体の共通の課題としてですね、自分の親せきとかが帰ってこようかなと言ったら、「帰ってき、帰ってき」とか、そんな感じで、東峰村の子ども数を増やしていただけたらありがたいと思っております。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>大体総務常任委員会でお話していただいた内容かなと思っております。</p> <p>もう教育長が総務常任委員会の折には、入ってくる早々ですね、誰かいませんかとおっしゃるので、すごく印象的だったんですけども。</p> <p>ただ、1つ申し上げさせていただきたいのは、やはりもう少し早く動けたんじゃないかなという部分があって、ちょっと時期遅しの中で動かざるを得ないのかなと。</p> <p>実は私、令和元年の9月の決算委員会の中で、もうこの部分を言った部分そのまま行ってしまう、すごく自分としては読み返していてショックだったんですけども。</p> <p>この決算委員会の折に、平成26年度、27年度生まれが、そのとき7人、7人という数字で決算委員会は上がっていたんですけども、16名下回ったらどうするんですか、複式になるんじゃないですかという質問をですね、教育課のほうにさせていただいた経緯があります。</p> <p>その当時縄田教育長ではございませんでしたけれども、具体的には議論になっていないけれども、やはり予想は一桁に、第2の予想はしているので、具体的には議論をしていく必要があると、このときには答弁がっております。</p> <p>現状として、まず、来年度のことを考えていかないといけないんですけども、教育委員会として、もうこの、要は、児童数の推計自体がですね、今後いつ複式になってもおかしくないというような状況の中で、今後学校運営を考えていかないといけないという、すごい大きな転換期に来ているかと思えます。</p> <p>先ほど教育長がおっしゃった、来年度2年生、3年生は6人、9人ですけども、来年小学校1年生で上がってくる子たちも一応9人の推計になっております。</p> <p>ということは、この隣接する来年の2年生と隣接する両学年に対しては、どちらも複式になる。1年生のときにはならないという話は聞いておりますけれども、そ</p>

	<p>れが6年間にかけてずっと続いていくわけなので、その後もですね、入ってくる1年生が、令和6年度が11、令和7年度が12、令和8年度が8、令和9年度が12、令和10年度が6、のような推計になっております。</p> <p>今の学校の規模感から言うと、半減とまではいかないですけど、かなり3分の2近くになってくるので、学校運営のやり方自体も少し検討していかないといけないかと思えます。</p> <p>現状、ちょっと先行きの部分から話して申し訳ないんですけども、先行きの部分、教育委員会ではどういうふうに検討されていますでしょうか。まだ現状の、来年度のことで精いっぱいでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど言われましたように、もっと早めに対応策をとということですね。それはもう連れて来れるものならどこからでも連れて来たかたんですけど、なかなかその辺りが難しゅうございますから。</p> <p>ただ、経過的にもですね、やっぱりこれだけ手厚い子育ての素晴らしい環境なのに、なぜ人が移住してこないのかなというところがですね、残念なことではあります。</p> <p>今後はどのようにしていくかということになりますと、とにかく人が増えないことには何もなかなか手が尽くせない。</p> <p>結局、村雇いの先生でカバーしていきながら、なんとか複式を解消していくというのが、まずは暫定的なことかなと思っています。</p> <p>それが進めば、今度は義務教育学校という形ですね、小中一貫校みたいな義務教育学校という、ちょっと9年間、うちも小中一貫校であれなんですけど、そういうふうな形で、少しずつもういろんなカリキュラムを変えながら、やっていくというやり方に移行していくのかなと思っています。</p> <p>ただ、なかなかその見通しがですね、できるならばやっぱりその学年、学年のカリキュラムをしっかりとやっていくというやり方をできる限り継続していきたいと。</p> <p>それから、中学校になってくると、今度は8人になったら複式になるんですね。だから、それもちょっと見えてくるなということで、そうなってくると教科の担任が、例えば、すべての教科そろわなくなるんですね。だから、よそからその時間だけ来てもらうとか、非常勤講師の先生に来てもらうとか、そういうことで、非常に子どもに十分向き合える時間が取れない形になっていくので、非常に課題は大きいです。</p> <p>ですから、なんとかその辺りを、交流人口じゃなくて移住人口を少しでも増やしていく方向に、村全体としての共有課題として持っていただけないかなと、教育委員会としては考えております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、そういった形でですね、先を見越したやはりこの東峰学園のあり方というのを、ぜひ、教育委員会の中でも検討していただきたいと思いますし、私たちも考えていかないといけないのかなと思えます。</p> <p>ちょっと現実、現在のほうに軸足を持ってくる形にもなりますけれども、ポジションとしまして、先ほどの一番に連れて来るしかない。誰か来ていただきたいなというのは山々なんですけども、やっぱり頑張ってもできなかつたりする場合、教育委員会のポジション、考えとしましては、やはり複式学級には持ち込まない、解消する施策を取るということの考えでよろしいでしょうか。</p>
議長	教育長

<p>教育長</p>	<p>財政的な側面がかなり影響しますが、できる限りですね、単独の学級で、教員を雇用しながらやっていけるところまでやっていきたいと。</p> <p>ただ、それも限度があると思いますので、その辺りについてはもう開き直って、もう複式で頑張るしかない。</p> <p>ただ、先ほど申しましたように、複式でも非常にメリットはあるんですよ。複式ならではのメリットもあります。</p> <p>複式なら、やっぱりある程度力のある先生が持てば、非常に効果は上がるんですよ。結構複式の学校の子もたちの学力は高いです。人数も少ないということもあるんですけど。複式の学級の子もたちの学力は結構高い方向にあります。</p> <p>ですから、すべてがすべてマイナスだというふうに捉えずに、それをメリットと捉えながらやっていくと。</p> <p>ただし、ぎりぎりまではそれでやっていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>6番 高橋弘展議員</p>
<p>6番</p>	<p>ぜひ、その辺の言及というかですね、やっぱり複式学級には来年度絶対しない方向とか、翌年度何カ年にわたってという方向性をいち早く示していただきたいなど。じゃないと、やはり不安というものが広がってしまいます。</p> <p>やはり今、ここ数年というか、10年近くにわたってこの複式ということを経験というか、保護者の中でもそういう経験をされた方というのはいらっしゃらないような形だと思います。</p> <p>その中で、来年から複式ですよと言われたら、「えっ、どうなるんですか。」という話になりかねないですので、ぜひ、そこを財政の絡む部分もありますので、村長部局の対応になると思いますが、ぜひ、方針を固めていただきたいと思いますが、村長のお答えはできますでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>複式の関係、元々小中一貫校をつくる時ですね、あのときも小中一貫の考え方の中の1つとして、2つの小学校を統合することで複式の解消という一つの考え方がございました。</p> <p>それから11年、12年目ということで、合併しても複式という状況になってきているということについてはですね、現状としては致し方ない部分もあるとは思いますが、やはりなんとか、やっぱり子どもたちの教育というものに対して、決して他に劣るものがあるってはいけないというふうには思っております。</p> <p>子育て世代の定住という観点からいきますと、村としては定住促進住宅を造り、子どもさんがいる家庭の家賃の軽減等を行って、やっていたところではございます。</p> <p>そういった形で、外部から定住してきた方という村の期待もございましたが、村内の方が入られたとか、いろんなこともございます。</p> <p>ただ、今後ともですね、そういう子育て世代の移住・定住については、積極的に特徴のある取り組みをしていきたいというところが、子どもを確保する一つの手にはなるかなというふうには思っている。</p> <p>あと、先ほど議員さんも言われました、来年2年、3年が15名ということで、複式になる、制度上はですね。</p> <p>次の年も合わせて15名ということで、続いている年の分ですので、複複式という制度は今やっているところはございませんが、少なくとも5年間を複式のクラスが1学年というか、2学年ずつずれていく形になりますので、その間については、村としては今、支援員ということで、村独自で職員3名分の予算はずっと確保しております。</p> <p>これについては今、県のほうで災害加配という形で、県のほうが県費で手当して</p>

	<p>いただいでて、この分について村としてはですね、随分助かっているところがございます。</p> <p>その予算もですね、財政的な面ということでございますが、村としては、その予算もきっちり活用しながら、複式については、今の子どもたちが中学校に上がるまでは、絶対にさせないという決意、それと、その後また、先ほど言われたとおり、また4、5年後にはですね、そういった現実がある中で、やはりそこについてはまだ時間がありますので、しっかりそういう子どもが増える取り組み、それと県のほうにも要望にもなりますが、やっぱり16名という複式の基準の緩和とかですね、そういった部分の要望等もですね、なかなか難しいとは思いますが、取り組んでいかなければいけないというふうに、村長部局としてもですね、思っているところでございます。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>もう2点だけ、ちょっとこの複式学級で確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>村長から先ほど、この連なる2学年の複式の対象に関しては、そうならないよという言及された部分がありました。</p> <p>教育長のほうから、村単独で雇わせていただきたいという中で、臨時の教員なのか、要は、もう村単独で正規の教員さんを持って来れるぐらいのものをするのか、その規模感というかですね、考え方としてはどうお考えでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>基本的に教員免許をちゃんと取得して、そして、そういうふうな正式な先生を持ってこようと、第一義的には考えております。</p> <p>ただ、先ほど申しましたように、今教員不足で、ペーパーティチャーと言ったらあれですけど、免許は持っているけど現場に出たことはない、という方もどんどん文科省は吸い上げなさいと言っております。</p> <p>とにかくもう、あれはいかん、これはいかんとかですね、言っている場合じゃなくて、もう教員そのものがないんですよ。</p> <p>だから、とにかく学校でそういう先生を、若い先生で頑張る気持ちがあれば学校で育てますので、そういうふうなところで乗り切っていこうと思っております。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>おそらく臨時の講師の雇いなのかなと思います。</p> <p>今、今年度から教育課のほうでも指導主事の先生も正規の県の職員さんだと思います。そういった形というのは、今の時点では検討せずに、あくまでも臨時の講師としての雇いを検討されているのでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>これがどこから貰えるかというのがですね、貰えると言ったらあれですけど、人事でこっちに派遣してもらえるかというのがあれなんですけど。</p> <p>災害加配もありますし、加配、定数以外にいただいている加配もありますし、ただし、その加配を複式の加配に転用することはできないんですよ、それは。</p> <p>ですので、あくまでも村雇用としての先生をどこからか見つけてきて、そして、しなければいけません。</p> <p>だから、教育事務所とか県のほうに、誰かいませんかってお願いはします。</p> <p>でも、今から10年ぐらい前だったら、「ああ、おりますよ」っていただけたんですけど、今は県も自分の県全体の教員を穴埋めをするのに、今でも埋まってないんです。埋まってないから、教頭先生とか教務主任の先生が担任を持ちながらその仕事をしているんです。教頭先生と。</p> <p>だから、そういう状況ですので、おそらくこっちに回ってこないだろうと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>だから、それ以外のNPO法人とか、いろんな機会のそういう関係団体を、今折衝をしています。なんとか先生方、先生になるスキルを持った人を雇いたいということで。だから、そういう方向で今努力をしています。なかなか現状では見つけにくいというのが本音です。</p> <p>だから、この東峰村でも教員免許持ってるよって、それから近隣の市町村で教員免許持っているよって、前ちょっとしよったよってという人がおったら、ほんとありがたいですね。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>ちよっとこの質問に関しては最後にさせていただきたいんですけども。</p> <p>先ほどから少し申し上げたんですけど、やはり保護者への説明、子どもたちへの説明はなかなか難しい部分もあるのかなとは思いますが、そういった保護者の説明はもう始まっているのでしょうか。そして、どういうふうな形で説明をしていくのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まだその説明については、正式にはですね、まだ行ってはおりません。</p> <p>本年度中にはですね、そういう方向で複式にはなりますけれども、心配いりませんよというふうなことで、ご説明したいと思っております。</p> <p>だから、そのような方向にならないような形を取れるように準備はしていきます。</p>
休 憩	
議 長	<p>16時まで換気休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時52分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(16時00分)</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>引き続き質問させていただきます。</p> <p>次は、インボイス制度の対応について、ということでございます。</p> <p>先ほど資料を配布させていただいております。参考にお目通しいただければと思います。</p> <p>令和5年の10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として適格請求書等保存方式、これがいわゆるインボイス制度ということなんですけれども、その制度が導入されます。</p> <p>それによって、現在商工会さんのほうでもいろいろ講習会があったり、商工事業者のほうは、かなり今後の事業展開であったり、このインボイス制度を導入するかどうか、かなりお悩みになっているということをお聞きしております。</p> <p>その中で、商工事業者に関しては商工会さんのほうが中心にですね、今取り組まれているんですけども、この通告書のほうに書いてある部分を読ませていただきますが、ネックになるのが、考えていけないといけないのは、個人農業者からの農産物等の仕入れ等を考えていけないといけないかと思えます。</p> <p>現状のままだと地産地消を売りにしている飲食店や直売所、あるいは農産物を直接農家さんから仕入れるような事業者等が影響を受けるとともに、個人農業者もそのインボイス制度に乗れないとなると、取引の不利であったり、取引料の減少という部分が繋がってくるところも考えられます。</p> <p>そういった部分に関しまして、現在、東峰村の個人農業者というか農業者に関しては、この消費税の課税対象となるほどの規模の農家さんというのは、かなり限ら</p>

	<p>れた方々になるのかなと思っておりますが、なかなかこのインボイス制度に関しては、商工事業者に関してもまだまだ理解できない部分があって、それになおかつ、この農業者のほうは、さらに情報がない中でこのインボイス制度進んでいっているかなと思っております。</p> <p>かなり端折ったような説明になるんですけども、この農産物の地産地消と言いますか、やはり特産化であったりいろんな部分での、要は、販売ですね、といった部分の観点から、村としてこのインボイス制度、この農産物、農業者への考え方ですね、今後の対応とともに伺いたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>このインボイス制度ですね、かなり前から決まっていたところではございますが、なかなか自分たちも一般的に耳にする機会が少なかったということで、今回質問いただいて、テレビのコマーシャルとかではやっておりますけど、どういうものかというものをですね、まず知るところから始めているというのが実情でございます。</p> <p>ただ、商工会さん等では勉強会をしているという話も、商工会のほうから伺っております。</p> <p>先ほど議員さんが言われました農業者、特に道の駅というかですね、そういった部分については、どういうふうな扱いになるのかということ、やはり心配される場所、これは本当に現実のものとして、来年10月から制度が導入されるということで、これについては、特に最終消費税負担者と言いますか、それが本則事業者のところに対しましては、やっぱり仕入れについては、かなり取り扱いについて、適格事業者でない個人経営とかについては、かなり仕入れと言いますか、影響が出るのではないかなというふうな、見れば見るほどですね、感じるところであります。</p> <p>簡易課税等の事業者であればですね、みなしでできますので、そこまでの心配はないかもしれませんが、ただ、確実にこの制度が浸透したところに、また次の締め付けと言ったらいけませんけど、やっぱり確実に取るための制度の改正もあり得るかなというふうな思っておりますので、まずは、このインボイス制度というのがどういふものなのか、それが農業者にとってどういふ影響があるのか、それといわゆる特例、JA特例とかありますけど、そういった特例を使うメリットとデメリット、あと道の駅のほうにも少しお話はしているんですけど。</p> <p>やっぱり道の駅というのは、農業生産者の方から出荷された顔が見える商品を売ること、やはり一つのブランドというか地位を高めている部分がございますので、その辺りの、実際にその仕入額控除の消費税額をどう計算するかとか、そういった部分も含めて、道の駅は道の駅で連絡協議会みたいなのがございますので、その中で今勉強会をしているという話も聞いておりますので、そういったところで、実際のところでの勉強会、また村としても最終的には農業者さん等へのですね、認識という浸透を図らなければいけない制度ですので、これ反対というわけにはいきませんので、図らなければいけない。その中でどういふ対応を取るかということについては、申し訳ございません。これからしっかり整えて、1年後にはなりますけど、導入に向けて対応を考えなければいけないということを考えております。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>なかなか村長もお答えにくかったり、説明しにくい部分があるかと思えます。</p> <p>僕もちょっと安直にここで申し上げて、この議会を聞かれている方にちょっと混乱を来したらいけないなということで、これぐらいの疑問提起という形にさせていただきます。</p> <p>一番は、影響を受けてくるのは、やはり農産物を仕入れて加工したり、要は、販売を代替したりするようところが、かなり多く影響を受ける可能性があるんじゃないかな</p>

	<p>いか。先ほど道の駅も言及されておりましたけれども、やはり直売所の対応、そして今、第3セクターが担っております、やはり特産品の加工品の原料として、直接農家から仕入れないといけない部分に関してが、仕入れ税額控除がなくなるという、かなり方針としては痛いと言ったらあれですけども、難しくなるところがあるかと思えます。</p> <p>ぜひ、農林業振興協議会等もあります。そういった部分での勉強であったり、行政としてやはりこの告知ですね、JAが担う部分というのものもあるかもしれませんが、JAはJAで、JAに出した場合どうなるのかみたいな話、難しさもありますので、ぜひ、慎重になりながらも1つ申し上げておくと、来年の10月1日から制度が始まりますけども、その始まるまでには、来年の3月31日までに登録を済ませておかないと意味がないと、もっと期限が短い中での話です。</p> <p>もう少し前もってこの話ができれば一番良かったです。私もなかなかこの理解ができない部分があります。ぜひ、良い形で、今の個人の農業者さんが、そのまま出荷、販売等々ができるような仕組みを村でも、ぜひ検討していただきたいというのが現状です。ぜひ、よろしく願いいたします。</p> <p>引き続き質問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>次は、物価高への対応についてということで、今年に入ってからかなり、さまざまな商品、物品、サービス等々が値上がりが続いております。</p> <p>起因するところがいろいろあるかと思えますが、本村におきましても平成29年の豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症等による影響等々で、やはり小規模事業者のみならず商工事業者、農業者も含め疲弊している部分があります。</p> <p>これまで村でもですね、小規模事業者に対してさまざまな支援策打ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症のときと同様に、例えば業務効率化やコスト削減を図って、事業者が活発に活動できるような新規の取り組みに対する支援制度というのはできないか、お尋ねいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰によりまして、地域経済が大きな打撃、影響を受けていることは十分認識しているところでございます。</p> <p>このような状況において、本村では、小規模事業者の方々に対する支援として、先ほどもありましたが、国が創設した地方創生臨時交付金の財源を活用いたしまして、小規模事業者持続化補助金、これは令和2年度、令和3年度、上限50万という事業を行っております。これは、4年度は実施しておりません。</p> <p>あと特別定額給付金ということで、令和2年度に全事業者一律10万円という給付金を支給したところでございます。</p> <p>先ほどご提案がございました業務効率化やですね、コスト削減の取り組みに対する支援というお話でございますが、コスト削減等については、なかなか判定とか事務的な分とかで、村独自で実施するのはなかなか困難だなというふうには、ちょっと実感としては感じているところでございます。</p> <p>その代わりと言っては何ですが、特別定額給付金について令和4年度に、2年度と同様の形でですね、一律10万円の給付金をですね、これはもう物価高対策としてですね、実施するようにしているところでございます。</p> <p>それとですね、令和2年度から商工会が実施主体となって、村と連携して行っております、いわゆる伴走型という伴走型小規模事業者支援推進事業、この中で業務効率化等の計画に基づく支援等も行っているというところを聞いておりますので、そういった部分で、商工会との相談、村との連携、こういった部分の取り組みを今のところは考えているところでございます。</p>

議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>現状の臨時交付金の活用方法として、今まで説明されていた部分を実施していただいているのかなと思います。</p> <p>さらなる今後の国の補正予算等々の措置があった場合に、ぜひ、また令和2年度、令和3年度に行ったような形での支援策ですね、やはりかなり多くの事業者が応募されてですね、実際にその経営に役立たれてコロナからの復活というかですね、を果たされている声も聞いております。ぜひ、そういった部分も検討していただきたいなと思っております。</p> <p>この続きになりますけれども、このコロナに対しても物価高に対しても、やはりこの単発的な支援制度になっております。</p> <p>ではなくて、やはり商工事業者等々が自立して、やはり活発的に雇用であったり新たな新商品、モノづくりであったりサービスの開発、あるいは村の諸課題を解決するようなコミュニティビジネス等に取り組む事業に対して、恒久的な何らかの支援制度というのはいかなるのか、ということについてのお尋ねです。</p> <p>この事業拡大であったり、雇用増、賃金アップによって税収増にも繋がるんじゃないかといった部分でのお尋ねです。そういった支援策は検討できないか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>恒久的な制度を、どこまで見るかという観点もございまして、現状といたしましては、新規にそういう事業を興された方に対する創業支援事業ですね、それと業務拡大等によりまして、新規に雇用をした場合における新規雇用拡大支援事業、こういった事業に取り組んでおりまして、年数件ではございますが、補助金の申請ができておるところでございます。</p> <p>ただ、これはちょっと恒久的というわけではありませぬので、どのくらい、どの程度、どういうものに対して支援をするかという部分について、非常に悩ましい問題でございますので、これについては継続して勉強なり協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、なんかいいアイデア等ございましたら、どんどん投げかけていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>ぜひ、国が行っている小規模事業者持続化補助金であったりモノづくり補助金といった部分も、若干村独自の方向に持って行きながら検討していただけないかなと。</p> <p>なぜかと言いますと、やはりこの言った国の補助金自体が、申請から、要は実施で、完了、その後の補助金交付まで、最初の申請の段階から1年以上かかる場合がある。もう現状としてあります。</p> <p>ですので、資金繰りであったり、やはり事業をスピーディーに進めていくという中では、やはり限られた範囲内、この行政との距離感という中で進めていくというのが、現状村のコンパクトさ、あるいは過疎の部分である過疎計画等々の持ち味等が、もし発揮できる部分があるならご検討いただきたいなと思っております。</p> <p>ちょっと時間がないので、先に進ませていただきます。</p> <p>サイン計画について、最後お尋ねいたします。</p> <p>この数年で、災害後さまざまな施設であったり、大きくは小石原川ダム等々ができたりもっております。近隣では。</p> <p>そういった中で、村内の看板、村外からの誘導看板に関しても、だいぶ現状と異なるというか、現状では載っていないような施設の案内等が必要になってきているのではないかなというふうな中で、村としてはサイン計画を作る考えはありますでしょうか、お尋ねいたします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>いわゆるサイン計画については、村としては、合併以降は確か計画自体は作っていなかったのかな。そのときに、10年前ぐらいに一度杷木に看板とかです、そういったものを作る。その以前、古い話になると、そのとき、そのときの理論の中で作っているということで、同じサインであったもちょっとデザインが違つかいいう部分も、それとちょっと老朽化もですね、あっていると思います。</p> <p>その現実を踏まえて、5年ぐらい前に一度古い看板を含めて全体的にちょっと見直そうということで、村内の看板を全部写真を撮って検討しようという村内部での取り組みをしたんですけど、その直後にちょうど災害があって、実はそのときの資料がそのまま残っているということもございますので、サイン計画、全体的なそういった看板、看板と言いますかですね、取り組みについては、今回提案を受けまして、きっちりやるべきであるというふうに思っております。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>この質問も実は平成27年度の6月定例会でお尋ねして、その際も300万の平成26年度に予算が付いた中ではあったんですけども、九産大がその際先生が入ってこらっしゃって、サインのワークショップとかしている中で、一緒にできないかということで、ちょっと話が流れてしまった経緯があって、それ以降ちょっと過疎計画に乗せてとか等々ありましたけども、あつてなかったのも、ぜひ、だいが施設ができ上がる中ですので、今観光いろいろ取り組みをやっている部分とも併せた部分で、ぜひ、計画を作っていただきたいなと思います。</p> <p>一番最後の質問になりますが、そういうサイン計画、目に見えた部分の観光誘導というの、もちろん来た人たちの中で、大体車で訪れるのに必要なんですけども、同時に今、じゃあ、車で旅行に行きます。旅行に行った際、今どういった部分を現地調べるかという、大体インターネットで検索、特に、どこまでどうやって行くかなというのはグーグルマップであったり、ヤフーマップであったり、いろんなマップがあると思いますけども、そういう部分が多くなってきているかだと思います。</p> <p>やはりこういうふうな検索に引っかかっていくであったり、そういうSEOと言うんですけども、そういった対策というのを今後していかないと、やっぱりいろいろ検索されるけれども、ぴったしあつた情報がはまってこない、なかなか当たらないという、あります。</p> <p>検索したけれども、内容が全然載ってなくて、いいかなと思って通り過ぎられて行くということがあっていく世の中になってきたんだなと。</p> <p>今、いろんな取り組みの中で、やっぱりグーグルマップが一番シェアとして、一番の中で、その検索でストリートビューという、要は、道路の近辺がすべて立体的に見えてしまうという、そういう映像のシステムもあつて、その中で店内を実は撮影して、紹介できるというサービス自体もあつたりすると聞いています。</p> <p>そういうふうに村内が検索で調べやすかったり、調べられて来やすいような環境づくりというの、ぜひ考えていかなければならないかなという中で、なかなかすぐにお答えできる部分がないかもしれませんが、ぜひ、そういったネット対策ですね、という部分も検討できないか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さんおっしゃるとおり、自分たちも調べるときにはスマホで、グーグルで調べるとかいう、ちょっと特定の名称を出すのもあれなんですけど、という現実、もう当たり前のように広がっているところでもあります。</p> <p>特に、観光振興、観光客を呼び寄せるといふ観点から見たときにですね、観光事業については、今のところ日田彦山線の沿線地域振興計画に基づいて策定した東峰村</p>

	<p>観光アクションプランというものがございます。それによる事業をですね、今年度から始めて、推進委員会を設置して検討しているところでございます。</p> <p>そういった取り組みの中でですね、この委員会には村の観光事業関連に携わるほとんどの事業者に参加していただいておりますので、先ほど議員さん言われましたことについて、取り組みやそのやり方とかですね、結構グーグルのほうに申請をして、機械があったり360度カメラを持っていれば、なんか登録できるとか、なんかそういうふうなこともありますので、そういったやり方とか、どんどんこれについては、自分の公約にもございました。</p> <p>やはり情報を使いこなす、情報発信という、村がちょっと一番今のところ不得手としているというか、ちょっと後回しになっている部分をですね、こういった形でやはり情報を制する者が、そういった競争を制するという形で、積極的に取り組まなければいけないと思っておりますので、そういったところで、推進委員会の中で検討できるのではないかとというふうに、今思っております。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>最後に、そういうICT事業者が今後必須になってくる中で、良いタイミングで、このテレワークテラス宝珠というのができているなど、すごく非常に未来的にいいなどは思います。</p> <p>ぜひ、そこのテレワークテラス等をこの2年間の県が持っていただく間に、そういった事業者を引き込んでいただきたいなというのが、最後の意見であり、ぜひ、検討できないかという質問で、終わらせていただきます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>テレワークテラスについてもですね、始まったときに、なかなか事業内容が確定しなかったといういきさつもございますので、とにかくDX、デジタルトランスフォーメーション、デジタルが生活を豊かにするという部分の観点からですね、きちんと住民の方へデジタルを浸透させるという部分と、デジタルの関係をどうやって外部に発信していくか、その辺りも、せっかくものすごい高機能な機器もございます。場所もいろんなスタジオ的なものもございますので、活用についてどんどん提案していきたいというふうに思っております。</p>
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>9月12日は、引き続き一般質問を午前9時30分より行い、終了後、決算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(16時23分)</p>

第6回 東峰村議会定例会会議録

令和4年9月12日
(第 4 日)

東 峰 村 議 会

令和4年 第6回東峰村議会定例会議事日程

令和4年9月12日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>なお、高橋議員からは欠席届が出ております。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1、9日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>1番 和田将幸議員の質問を認めます。</p> <p>1番 和田将幸議員</p>
1 番	<p>私は、大まか4つの質問を伺いたいと思っております。</p> <p>第1に、BRTひこぼしラインについて。</p> <p>来年の夏開業が決まり、JRの工事が着々と進んでおります。路線敷地をバス専用道にすることで、現在の工事において水の流れ、量が極端に変化している。そのせいで土砂が流れ込むなどの被害が出ているが、対策はどうなっているのか、教えていただきたい。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今年度に入って工事が本格化している中で、先日の行政懇談会等でもご意見をいただいたところでございます。</p> <p>大雨等の影響によりまして、BRTの工事箇所から水の流れ、水はけと言いますかですね、土砂流入が数件発生していることは、JR九州にも連絡し把握をしているところでございます。</p> <p>村の職員とJR九州で現地を確認するなどして、現在、応急処置等ですね、対応をしているところでございます。</p> <p>本格的な工事の中でですね、水じまい等について、特に人家や田んぼとかですね、そういった部分に影響のある部分、対応が必要な箇所については、JR九州でも対応の準備を行っているというふう聞いております。</p> <p>ただ、引き続き村と協働しながら、箇所等については協議を行っていきいたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	<p>次の質問に入らせてもらいます。</p> <p>BRTの工事に対して、具体的な説明や説明会がないので住民は不安がっています。JRの発表でしか全体の計画や進捗状況が分からないので、村民の中で安全対策や災害などに対して不安の声があるが、どう対応を考えるか、教えていただきたい。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さん言われるとおり、しばらく前はですね、BRT工事について、東峰テレビ等でお流ししたという経緯もありましたが、工事に関して、そういった情報提供、情報発信等をしてなかったというところは、JR等ともですね、村としても反省すべきところではないかというふうに思っております。</p> <p>先ほどの分で、不安に思うところの対策等はですね、村と協議を行っておりますが、実際にどういうふうにBRTが進んでいるのか等についてですね、広報では確かお知らせしたことはあったかと思えますけど、具体的にそういった部分で、どういう不安と言いますか、工事でどういうところを重点的に整備しているとかいうところをですね、ちょっとここで即答はできませんけど、東峰テレビなりで情報提供を村民の皆様にしなればいけないなというふうに、先ほどのご意見をいただいて、</p>

	ちょっと自分としても思っているところでございます。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	今おっしゃられたように、村のほうからの説明も大切だとは思いますが、工事を直接担当している JR のほうからも、やっぱり住民のほうは声を聞きたいなという思いもあると思いますので、その辺の検討もお願いします。 次の質問に入らせてもらいます。
議 長	和田議員、今の質問に答弁は要りませんか。
1 番	答弁は要りません。 次の質問です。 九州初の BRT 開通には注目が集まっています。この BRT を単なる公共交通で終わらせるのか、東峰村の観光振興の起爆剤になるのか、ハード面が間に合わなくてもソフト面、イベント等を計画して、東峰村の焼き物や農産物、観光などアピールできないか、今後の観光振興にそういうことで繋げていけないか、現在における BRT にかかわる事業の進捗状況を教えていただきたい。
議 長	村長
村 長	BRT にかかわる事業の進捗というところで、そうですね、村で行っております日田彦山線沿線地域振興計画に基づく事業につきましては、これ、説明するとちょっと長くなりますので、この分について、現在進行形の部分はですね、BRT 駅周辺整備計画の基本策定業務、これについては、先日金曜日に第 1 回の会議を行わせていただいたところでございます。 その中でも委員さんのほうから、そういったソフト面の事業、また開通に向けて機運、活用を盛り上げる取り組みがないか、そういった部分についてですね、やはり併せてするべきではないか、というところのご意見をいただいたところでございます。 オープンに向けてのイベント等は、JR のほうは、JR と言えばウォーキングイベントになるんですけど、そういった部分は計画しているようでございますが、村としてオープンに向けたソフト事業についてはですね、この基本構想の中の会議、東峰村の日田彦山線沿線地域振興協議会の中、また、関連する部分で今、観光懇談会、観光アクションプランに基づく協議を行っております。 こういった中でも観光面からですね、BRT 開業に向けて、それに照準を向けて何らかの取り組みを行うところで、観光のほうも一度 BRT に関する視察等も今年度行って、するようにしているようでございますので、そういったところをですね、進めてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。 ハード等現在の状況について、もし他の計画についてもお尋ねしたい分があったら、ちょっと併せて再度質問いただければと思います。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	日田彦山線沿線の 3 駅にかかわる駅の計画などを教えていただきたい。よろしくお願いします。
議 長	村長
村 長	駅周辺の整備計画については、それこそ 9 日の日に会議を行ったところでございます。 その中で振興計画、当初計画はですね、岩屋駅については産業振興の拠点、大行司駅については、やはり村の中心となる、村の顔となる部分で、その利便性をどうするかという視点、宝珠山駅については、県境でもございます。BRT の専用線の終点と言いますかですね、にもなります。県境にもなります。 そういった部分をどう振興策というか、していくかという視点の中で、今回いろ

	<p>んなワークショップ等行いながらいろんなご意見を聞いて、その実現化のためにどのようなものが求められているかという部分を含めて、協議会の中で構想、基本構想ですけどですね、を策定していくという流れになっているところでございます、今のところはちょっと大まかなそういったゾーニングと言いますか、そういった考え方ですね、整理を、ちょっと共有の認識を持ちたいということで、協議会の中でお話をしていたところでございます。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>続いての質問は、移住促進について、質問させていただきます。</p> <p>人口減少は、この村にとって大きな問題です。その一つとして、住居は大きな課題だと思います。</p> <p>いろいろ住居もありますが、単身向け、家族向け、一般村営住宅、譲渡型村営住宅、古民家等いろいろあると思いますが、それにかかる費用や将来の税金など考慮して、何がこれからの東峰村に必要なか、有益であるか、考えを教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>昨年からのいろんな地域振興、地方創生、さまざまな課題等ですね、ご質問等いただいております。</p> <p>当然、移住・定住、また、交流人口、関係人口という地域振興策を進める中で、やっぱり人に住んでもらう、人口減少をいかに、人口増加というところまでは望めないかもしれませんが、人口減少をですね、いかに緩やかにしていくか、その辺りについては、やはり住宅政策、住宅がないと移住政策は進まない。</p> <p>空き家という部分でございますが、なかなか空き家バンクも登録、お声がけとかですね、空き家になった住宅への意向調査等も行っておりますが、これについてはなかなか登録が進んでいない、登録した部分については結構早めですね、ホームページであげた分についてはマッチングと言いますか、成立はしているというところはですね、良いことかなと思っておりますが、まだ、登録件数が絶対的に少ないという課題はですね、あると思います。</p> <p>その中で、昨日来からのご質問にもございました。やはり若い方、ファミリー層、そういった子育て世代の方がやはり村のほうに住んでいただく、そのための魅力ある住宅、それと、また村としてもですね、そういった環境のPR、そういったものを含めてやらなければいけないということで、今回住宅のですね、長寿命化計画というものを今年度策定をしております、来年度から10年の計画を行うところにしております。</p> <p>そういった中で、きちんとそういったターゲットとかですね、内容、具体的にどういふふうな間取りとか、そういった分は個別になりますので、全体的な計画の中で村の住宅政策のあり方については、決めていきたいというふうに思っているところであります。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>移住促進について、仕事も大きな課題です。この先テレワークテラス宝珠でできるような仕事は、移住する上で決断材料の一つになると思います。</p> <p>東峰村のテレワーク環境を広く知ってもらうためにも、テレワークテラス宝珠の活用・周知が必要だと考えられます。</p> <p>今後の展望をどう考えているのか、教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村といたしましてはですね、このテレワークテラス宝珠にはさまざまな期待もございまして、大きく2つの役割を期待しているところであります。</p>

	<p>1つは、住民の方に気軽にご利用いただいて、デジタル活用の推進に繋げる役割、いわゆるDX、DXと申しますが、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術が住民の生活を豊かにする。その観点からですね、住民の方に気軽に利用してもらうことで、やはりそういったところのデジタル活用の推進に繋げる役割。</p> <p>それについてはですね、今月号の広報9月号、今週の全戸配布になりますが、中で特集を組ませていただいているところで、ぜひ、ご覧になっていただきたいというふうに思っております。</p> <p>まずは村内の方にテレワークテラスでどのようなことができるのかというのを知っていただいて、気軽に足を運んでもらいデジタル格差、都会と田舎、田舎でもやっぱりこれだけのことができるんだよという解消をですね、目指していきたいというふうに思っております。</p> <p>もう1つがですね、これこそテレワークという形になりますが、県内外の企業の方に恒常的に利用していただいて、新たな移住者の獲得に繋げるという役割でございます。</p> <p>それについては、村内全域に光ケーブルの敷設を行いもう10年ほどになります。住民のネットワーク環境については、都市部と比べ遜色のないものが提供できていると思っております。</p> <p>そこをですね、利点といたしまして、東峰村という豊かな自然環境の中で仕事ができるテレワークと、コロナ以降のテレワークという流れもあるというところですが、テレワークをですね、やはり対外的にいろんなホームページやSNS、そういった部分、また、それぞれ利用した方からもですね、いろんな形で広げていただく、そういった形でですね、積極的な広報、PRを行うことでですね、やはり興味を引いていただく、利用していただく、その中で移住促進の一助となれるようにというところは考えております。</p> <p>現在、テレワークテラス、当初1社入っております。今のところ数社問い合わせとかですね、いろんな形であっているというところがございますので、少しずつ広がっていければいいのかなというのと、開所式でも申しましたが、まずは県の、県庁の職員さんがですね、こちらに来てテレワークをして、その情報を県のほうも広げていただくとか、そういうふうな協働の取り組みもお願いしたいということで、今のところはですね、そういったところ。あまり欲張っても仕方がありませんので、取りあえずはそういった部分をですね、充実するというところで、展開を考えているところでございます。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>次の質問にまいらせてもらいます。</p> <p>東峰学園の教育方針・現状について。</p> <p>現在、東峰学園では長期欠席の児童生徒が少なくなっていると聞いています。減少した原因は何かあるのか、教えていただきたい。</p> <p>あるとしたら検証等をして、今後より良い学校運営のために反映できないか、考えを伺いたい。</p>
議長	教育長
教育長	<p>全国的な今、傾向なんですけど、長期欠席の子どもさんがやっぱり増えております。東峰学園も例にもれず、ここ数年ずっとおりました。</p> <p>ただ、やはり外部の団体、フリースクールのよつばさん、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから住民福祉課の保健師の方々と連携しながら、そして、子どもさんを真ん中に据えて、どうしたら子どもたちが学校に来てくれるかということをですね、検討してやっております。</p>

	<p>昨年度は、北筑後教育事務所の生徒指導担当の指導主事に来てもらって、一つのプロジェクトチームを作りました。つまりそういう不登校対策の協議会を毎月1回開き、そしてアンケートを実施したり、保護者にアンケート、子どもさんにアンケート、教職員にアンケートを実施して、子どもさんがなぜ来れないのか、そういったことを分析して、やっていったというのが一番、昨年度の効果を上げた実践としては、そういうことではないかなと思います。</p> <p>2つ目に、学校の教職員で、それを共有して、保護者に寄り添ってですね、子どもさん方がどうやったら足が向くのかというのを連携していきました。</p> <p>そして、最終的にはですね、これは、子どもさんのやっぱり自分の進路、高校への進路を考えたらですね、子どもさんがやっぱり自立に向かったというのが、一番大きな原因ではないかなと思います。</p> <p>やっぱり高校に行ってどうしたいのか、将来何をしたいのか、そういった意味で子どもさんが自覚して、自立に向かっていった。これがみんな合わさって、うまく今のところ非常に減少傾向にあると。</p> <p>ただ、学校に行くばかりが学びの場じゃないという一つの柔軟な考え方もしていかなければいけないと思いますけど、やはり学校に行っているいろんな思い出を作ってもらいたい、村の宝としての子どもたちに、なんとか伸び伸びと、昨日の運動会みたいにしっかり活躍してもらいたいという思いで、これからもそういった取り組みを継続していこうと思っています。以上でございます。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>最後の質問に入らせてもらいます。</p> <p>役場の新しい組織体制について。</p> <p>今年度から新しい体制になりました。新しい体制になり半年が過ぎましたが、業務の偏りや不都合など出ていないか、住民が利用しやすく適正に機能しているのか、伺いたい。</p>
議長	村長
村長	<p>今年度から新しく7課の体制を5課という体制で、今現在、行政業務を行っているところでございます。</p> <p>元々この機構改革ですね、目的が2つと言いますか、1つは、住民の方にとって分かりやすい組織体系でありたいということですね、それともう1つは、課の体制として、概ね10名から12名程度の職員体制として、やはり人を育てる、課の中でですね、仕事をしながら研修という形で人を育てていく、その体制を作りたいということで、機構改革を行ったところであります。</p> <p>先ほど質問ございました、業務の偏り、不都合という部分については、今のところですね、業務の偏りと申しますか、業務については突発的な業務、また時期的に過重な業務、また年間を通してという部分があって、その辺りもですね、踏まえて課の体制を今年ですね、機構改革という形で行わせていただいたところであります。</p> <p>また5カ月、ほぼ半年近く経っております。その中で職員の負担等ですね、そういった部分に関してについては、職員の職務状況等をですね、やはり課の中の所属長、課長が把握をいたしまして、月2回ですね、庁議的なことを行っております。</p> <p>その中で問題があれば報告等を行い、共有の認識を取っているところであります。</p> <p>その中で職務等の配分に問題があればですね、それは、課としての職務の配分になります。課の中の職務の配分については、やはり課長と課長補佐で課の中を見ていただいて、そういった部分の状況の判断、配分、またメンタルヘルスと申しますか、そういった部分の分もやっていただいて、いろんな状況については、人事担当の総務企画課とともに検討、また、そういったことをですね、随時行っているところで</p>

	<p>ございますので、そういった部分も含めて、今後、これが絶対的に正しいというわけではございませんので、さまざまな状況を検証いたしまして、より良い形、見直し等もあれば協議等をですね、課長会等で行っていきながら、より良い組織、あくまで住民の方、利用する方にとって、より良い組織という観点で進めていきたいというふうには思っているところでございます。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>より良い村づくりのためにも、住民が利用しやすく、なおかつ職員が働きやすい、そういう環境づくりを、引き続きよろしくをお願いします。</p> <p>以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時5分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時55分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時05分)</p>
議 長	<p>9 番 黒川隆康議員の質問を認めます。</p> <p>9 番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>通告書に従いまして、4つの事柄について質問してまいりたいと思います。</p> <p>まず、はじめに、コロナ情報のあり方について、お伺いいたします。</p> <p>コロナ感染症は第7波に入り、本村でも多くの人が感染しています。新型コロナウイルス感染症の初期には、村内で確認された場合、防災無線により感染状況が知らされ、注意喚起が行われておりました。</p> <p>しかし、最近では、その放送がなされていないように感じておりました。感染が確認されたら、その情報は住民に知らせるべきではなかったのでしょうか。</p> <p>先週から防災無線において注意喚起がなされるようになったと思いますが、なぜそれまで何の放送もなされなかったのか、お尋ねしたいと思います。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>まず、感染症の感染者数の報告の件でございますが、感染拡大の当初から第6波の初めぐらいまでは、東峰村の方の感染が確認される数を、その日の当日または翌日のうちには、保健所のほうから村へご連絡をいただいております。</p> <p>それ以後、7波の現在、感染者数の連絡をいただくことができておりません。この原因につきましては、感染者がご存じのとおり、爆発的に福岡県内も拡大していた関係に伴って、保健所のほうもですね、その対応に追われて、市町村への報告まで手が回っていないというふう聞いております。</p> <p>住民福祉課のほうにもですね、感染された方からのいろんな相談等の対応は随時受けさせていただいてはおるんですけども、それは当事者の方や職場の方の感染情報などの報告では知ることができるんですけど、全体数が今現在何人いらっしゃるのかとかいうことについては、こちらに問い合わせてもですね、教えていただくことはできないようになっております。報告義務が、県のほうから市町村に対してそもそもが、報告義務がないというふう聞いております。</p>
議 長	9 番 黒川隆康議員
9 番	<p>感染者数の把握ができなくてもですね、感染者が拡大していくというような状況に置かれたときにはですね、やはり注意喚起は必要だと思うんですよ。</p> <p>だから、感染者数じゃなくて、村内で感染者がどんどん、どんどん多くなっていく状況の中で、そういう注意喚起がされなかったというふうに思うわけですね。</p> <p>だから、そこはやっぱり気を使っただいて、村内の感染者の状況というのが</p>

	<p>ですね、耳に入ってこない、やっぱり皆さん不安になるわけですよ。どういった行動を取ればいいのかとか、皆さん普段から十分注意はしていると思うんですけども、でも、これだけどんどん、どんどん7波になって大きく広がっていくとですね、自分たちの行動をどうしたらいいのか、どこまで広げていったらいいのか、そういったこともやっぱり判断の材料になりますので、そういうことはぜひ、続けていていただきたいと。</p> <p>全数を把握するのが難しくてもですね、村内の感染がどんどん、どんどん拡大していくような状況を、やっぱりしっかりと見極めるということが必要ではなかったのかなと思いますけども、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>感染者数を含めたコロナ対応と言いますかですね、防災無線の活用につきましては、先ほど議員ご指摘のとおりだというふうに認識しております。</p> <p>7月以降ですね、第7波に入る、それ以降については、村としては行政懇談会を行っていた中で、自分のあいさつの中ではですね、しっかりお伝えはしていたところではあったんですが、やはりそれは全員に伝わるといえるものではございませんでしたので、そちらのほうを自分としてはやって、これはちょっと言い訳的にもなりますので、もうこれ以上は申しませんが、そういった流れで、機会をもってそういったご報告なりは、お願いはしていたところではございますが、防災無線のほうでそういった広報活動がですね、できていなかったことについては真摯に反省をいたしまして、今後、住民の方がですね、欲しいと思う情報、それは決して数字の多い少ないではないとは思いますが、やはり全体的な流れの中で変わらぬ感染症対策についてですね、先週、本当は8月末ぐらいに放送をするところでやっていたんですけど、ちょっと放送が遅れたというところもございます。</p> <p>そういった部分で、放送については、適宜、適切に行わせていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>今、村長の答弁の中でもですね、村民が欲しがらる情報、そうしたものはできるだけですね、知らせてほしいということは、各議員それぞれがですね、今までずっと言ってきたことなんですよ。</p> <p>ですから、これからぜひ、そういうことは気を付けていただいてですね、広報等に努めていただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>農地の災害復旧問題ということで、通告書には書いております。</p> <p>これ端的に申しますと、農地災害に対して、復旧の年数によって何かしらの支援はできないのだろうかということをお伺いしたいというふうに思います。</p> <p>現在、農地の災害復旧は完了しつつあります。ただ、5年経つ今でも復旧されていない場所もあると認識しております。</p> <p>農地所有者にとっては耕作できないことにより収入が減少します。2年あるいは3年で耕作できる方と比べれば、5年経っても復旧できてないということ、これは大きな収入の差が出てまいりますし、復旧が遅くなればなるほど生活に影響してまいります。こうした状況に対し、村として何かしらの支援は考えられないのか。</p> <p>例えば、災害に遭った農地に対して、反当りの支援金額を決定しての支給などを考えていただき、復旧終了までその支援を継続していただくといったことはできないのか、お伺いしたいと思います。</p> <p>もちろん復旧すれば、耕作するという条件を付けてでありますけれども、いかがでしょうか。</p>

議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>農地災害復旧につきましては、日々ご協力いただいているところでございますが、災害によります長期的な農業所得の減収についての支援につきましてははですね、個人の将来的な農業所得ですね、の補填という観点からですね、現在の災害復旧事業並びに農政的な補助メニューの中にはですね、現段階では対応できるものがないのが現状でございます。</p> <p>つきましては、早期にですね、農地のほうを復旧されたい方は、うちのほうで独自に作っております農業災害の各種補助、復旧補助ですね、のご利用、または、遊休農地等ですね、相談を農業委員会のほうにさせていただければと思っております。</p> <p>いずれにしましても、農業意欲の低下や離農に繋がらないため、農地の早期復旧に努めてまいりたいと思っております。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>耕作に対しての支援は、今お聞きしたところ、ないと。復旧に対しての支援というか、今までずっとやってきてますからですね。</p> <p>そういうことを私は申し上げているわけではなくて、耕作できないことによる収入減、それを少しでも支援できないかということを質問しているわけでありまして。そここのところはどういうふうにお考えでしょうか。</p> <p>新しい、今までそういう例がないからありませんじゃなくて、それを作っていただきたい、そういう仕組みを作っていただきたいということを申し上げているわけです。いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そうですね、議員さん言われる意味と内容については、非常に理解するところでございます。</p> <p>まず、復旧をどうするかというのが、一つの村としての責務というところをご理解いただいていると思います。</p> <p>その中で、災害の規模によって単年で終わる場合、2年かかる、3年かかる、今回についてはもう未曾有の災害ということで、ちょっともう5年経っても一部復旧ができてないところがあるということは、事実としてあるところでございます。</p> <p>先ほど室長も申しましたが、村で行っております部分の農地の自力復旧事業ですかね、そういった部分で、やはり村としての事業がですね、やはり一気に発注ができないという部分もございましたので、そういった部分については、自分で農地を復旧する場合についての補助を行っていたところであります。</p> <p>先ほど議員さん言われました、耕作できないことに対する所得補償的な部分については、制度としては現状ないというのが現状でございます。それはもう今のところですね。</p> <p>災害義援金等の中で、農地にかかわる部分というのが、全く確かなかったというふうに思っております。</p> <p>そういった部分で、これについては、答えというわけにはなりません、例えば、何年以上であれば対象になるのかとか、どれぐらいの規模とか、そういったさまざまな要件等がございますので、ちょっとこれについては内部で検討と申しますか、させていただくというところで、実現については、非常に公平的な部分からいくと、農地がどうにかできて水路が駄目な部分とかはですね、ポンプの補助とか設置の部分を行ったりしてはしておりますが、直接的な分については、ちょっと今のところ答えを持ち合わせておりません。検討させていただきたいというふうに思います。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	前向きにですね、検討していただきたいというふうに思います。

	<p>農地によってはですね、復旧するときに、そこに材料を置いたり、置かせてくださいということでも置いたりしているところもあるみたいなんです。それで、なかなか耕作できないとかいうことも聞いております。だから、そういうことも含めて、総合的にですね、判断していただきたい。</p> <p>金額にしても全額じゃなく、例えば、その生産高の全額じゃなくてもですね、例えば半額するとかです、そういうこともいろいろ、私も農業に関しては素人ですので、詳しくは分かりませんが、そういうことをぜひ検討していただいて、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。</p> <p>コロナ支援金について、お尋ねします。</p> <p>事業者に対しては今まで何度かコロナ支援として現金給付がなされております。先日の一般質問においてもですね、同僚議員が、事業者に対しての支援についての問いかけがございました。</p> <p>そこで私は、現金給付等の支援対象外の人、つまり支援金が今まで給付されていない人に対する対応について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>自治体によってはですね、独自の考えの下に、住民全員に支援金として給付していることはご承知であろうと思います。わが村においてもですね、何かしらの支援はできないのであろうかというふうに考えます。</p> <p>今、コロナ感染症とともに物価高騰が大きく生活に影響しています。給付金と同額とは申しませんが、村としてできる範囲での支援金給付はできないのかをお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>新型コロナウイルスの対応、地方創生臨時交付金という形で、県から交付金をいただき、さまざまな支援を行っているところでございますが、内閣府のほうから、これはちょっとあれなんですけど、令和3年の12月に通達がございまして、不特定多数への給付金の支払いはしないようにという通達が、実はあっております。</p> <p>ですので、それまでは全村民とかですね、一律の給付が行われたという事例は把握はしているところですが、それ以降よほどの理由がない限りは、そういった全員一律型、不特定多数の方に給付を行うということについては、できなくなっているという実情があるというところは、一つご理解いただきたいというふうに思っております。現在についてはですね、対象者を限定した給付事業を実施しているところでございます。</p> <p>令和4年度につきましては、子育て応援事業として、18歳以下の子どもさんに対しまして、1人3万円を支給する予定としているところでございます。これは村のほうですね。</p> <p>また、事業者についても、物価高等の高騰による影響を受けた事業者に対しまして、1件当たり10万円を支援するところで、予算は計上しているところでございます。</p> <p>現実としてですね、今、国会のほうでも非課税者5万円という話も出ているようでございますが、広く皆様方への支援という形では、今のところはですね、商工会のほうで行っておりますプレミアム付き商品券、これを、通常10%のところを30%という形で上乗せをしてやっている。これもコロナの関係の交付金活用でございますので、こういった部分で行っているというところで、今のところはですね、今年度については、そういった事業を行っているところでございます。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	今、村長の答弁の中でもですね、子育て世帯あるいは事業者、そして、先日国にお

	<p>いてもですね、住民税の非課税世帯に対して、1世帯5万円の支給ということが決定されたように報道されておりました。</p> <p>今言った子育て世帯それから事業者、そして住民税非課税世帯、これに当たらない人は何もないんですよ、正直言って。</p> <p>今言いましたけど、村長、今答弁の中にありましたけども、プレミアム商品券、それがすべてに回るわけじゃないんですよ。やっぱり一定の人に抽選で、限られた人を買うことができると、利用できるということになってますので。</p> <p>そうじゃなくて、できれば対象外の人、例えば、住民税非課税世帯とはどういう人かと言ったら、1人で住んでいる人だったら、年間所得が確か45万以下だと思いますね、対象者は。収入にあわせると年100万以下かな、それくらいになると思うんですよ。</p> <p>それとか、例えば2人になれば、35掛け2で75のプラス31万、100万ぐらいですね、所得が。</p> <p>ですから、そこからちょっとずれたら、もう全然そういう対象にならないんですよ。102万とか103万とかなる人たちには。その対象にならなくて支給されないんですよ。そういう人に対しても、何かの支援策はできないのかという思いで、今質問しているところです。</p> <p>もし、そういうことができればですね、今度1世帯5万円支給ということがありますので、もしそれに合わせてそういうことができればという思いで、質問しております。いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さん言われることにつきましては、自分としてもですね、やはり同様の考えというかですね、それを持ちたいというふうには思っておりますのでございますが。</p> <p>どういうふうに線引きというか分けるかとかですね、ちょっと一律というのができないという形で、一つは商品券というクーポンみたいな形での検討をですね、ちょっと今年したところではあったんですけど、ちょっと実現できてなかったというところはございます。</p> <p>ただ、範囲を広くすると、それだけ財源が必要になりますので、1人当たりの金額とですね、調整等も入ってまいります。</p> <p>ただ、参考としてですね、3年度と今年度にてですね、住民税非課税世帯等臨時特別給費金というものがございました。12月に現金、3月にクーポンとか、いろんな制度をやっておりましたが、村としては3月に10万円の現金を給付したということで、これについては、3年度に246世帯、4年度に、4年度に非課税になった方ということで、34世帯、合わせて280世帯ほどはですね、住民税非課税の対象になっているということで、それ以上の方、例えば、子どもさんがいて、子どもさんは課税だけど高齢者の夫婦がいて、その方が非課税とか、いろんなパターンが考えられますので、これについて、対象者を絞ってというのは非常に難しいなというのは実感しているところでございます。</p> <p>ちょっと違う方法でですね、なんか少し商品券などでの支援ができないかどうか、これについては、ちょっとコロナの交付金が今後どうなるかという部分もございまして、ちょっとこれについても大変申し訳ないですけど、宿題ということで検討させていただきます。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>財源等ですね、こともありますので、そういうことも考えながら、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、最後の質問になります。</p>

	<p>文化財の保管・管理について、お伺いします。</p> <p>今、文化財はある程度整理された状態で、いくつかの場所に分けて保管されております。できれば一つの部屋で保管することが効率よく管理できると思います。</p> <p>もちろん国や県指定の文化財など、温度や湿気を考えて保管しなければならないものと、それから、土器や陶器などのように、そういうことを考えなくてもよいものとの区別は必要だと思いますが、できれば1つの部屋で保管することが効率よく管理できるものと思います。</p> <p>そこで伺いますが、小石原庁舎の2階が現在活用されておられません。2階には広い部屋もありますので、そこを保管場所として活用できないのか、お伺いします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>文化財については、前回の議会の折にもですね、ちょっと答弁をさせていただきました。いろんな文化財がいろんな場所に分散されて保管されてあります。</p> <p>議員おっしゃるように、1カ所にまとめてする方向では、個人的には思っておりますが、宝珠山庁舎、小石原庁舎、またはいろんな倉庫、そのそういった整備計画と連携しながらやらないと、なかなか進まない問題かと思っております。</p> <p>だから、それも含めてですね、今後そういう保存の計画についてですね、少しずつ考えていかなければいけないと思っております。</p> <p>温度や湿度で劣化しやすい紙とか木製の資料、これも小石原庁舎の昔使っていた金庫の中とかですね、そういうところに、あんまり影響を受けないところに、今の段階ではしておりますが、これもちょっとあんまり劣化してもいけませんので、できるだけ早めにかこうのだけでも集めてですね、劣化しやすいものだけでも集めて、きちんとした収蔵庫なりに入れて、そして管理していきたいと。それをまず一番の目途に、進めていきたいと思っております。</p> <p>ただ、他の部分につきましては、先ほど申しましたこと、それから、かなり十数年前からの懸案事項でもございますので、すぐにはなかなか進みませんので、そこはご了承くださいたいと思っております。以上です。</p>
議 長	9 番 黒川隆康議員
9 番	<p>大変時間のかかる作業だろうというふうには思います。</p> <p>ただ、あそこの小石原庁舎に何部屋かに分けて、1階にしますよね。だから、それを、例えば2階の一部屋に持って行くというようなことは可能ですか。考えられていますか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>今のご質問にかかわってですね、そういうことが可能か、ちょっと模索はしていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	9 番 黒川隆康議員
9 番	<p>できるだけ前向きに考えていただけたらというふうに思います。</p> <p>そして、あと個人がですね、所有しているものがあるそうでございます。</p> <p>それについては、所有者の方が亡くなって、管理がですね、難しくなっているということでございますので、そういうものに対しては、村が預かるなり譲り受けるなりしてですね、管理していただきたいと思うんですけれども、どういうふうにお考えでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>基本的に個人所有のいろんな資料ですね、保存資料につきまして、これがなかなか簡単にお受けできるものではありません。</p> <p>やっぱりその辺りの文化的、学術的な価値とかを分析・精査しながら、そして、これは村にとっても非常に貴重なものだというので、村として保存しようというこ</p>

	<p>とになればですね、可能かと思えます。</p> <p>ただ、個人が持っているもので、これも文化的にはいろんな捉え方がありますが、例えば、昔使ってた農機具とか、そういったものをいろいろ寄贈される場合もあります。特に学校とかですね、そういったところにはいろいろ持って来られることが多いんですけど、なかなかそれを全部保存するというのは、なかなか管理するというのはですね、なかなか難しく、正直学校のほうに持って来られる方がいますが、もう場所がないということ。</p> <p>この村におきましても、いろんな数の多さとか、かさが大きいとか、そういったものに関しては、全部が全部お引き受けできるものではありません。</p> <p>小物ですね、先ほどからお尋ねにありました巻物とか古文書とか、そういったものに関してはあんまり場所を取りませんので、可能なものについては検討させていただくことになろうかと思えます。</p> <p>だから、そこに至るまでにはやっぱり精査させていただいて、そして、これはぜひとも、ということには対応していきたいと考えております。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>今、教育長、ご答弁いただきました。ぜひ、前向きにですね、そういう形で取り組んでいただければと思います。</p> <p>その他展示についてもお聞きしたいとは思っておりましたけれども、もう時間がまいりましたので、次の機会にさせていただきたいと思えます。</p> <p>これで、私の質問は終わります。</p>
休憩	
議長	10時50分まで休憩します。 (10時35分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時50分)
議長	8番 佐々木紀嘉議員の質問を認めます。 8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>通告に従いまして順次質問をしていきますが、村長に答弁のお願いをしておきます。</p> <p>今回は経済常任委員会の委員を代表しての質問ということでさせていただきますので、この質問ごとに1項目ずつの答弁をよろしくお願いいたします。</p> <p>総括的それから抽象的な答弁にならないように、村長にお願いをしておきます。</p> <p>また、今定例議会終了後には、直ちに経済常任委員会を開いて、この質問の内容を協議するようしておりますので、一般質問終了後、または最終議会前までには、この項目内容の答弁書を経済常任委員会のほうにご提出をいただきますように、よろしくお願いをしておきます。</p> <p>これから、棚田親水公園駅及び大行司駅の周辺改修工事について、質問を行います。</p> <p>まず、棚田親水公園について、質問をいたします。</p> <p>去る7月12日に、第2回の経済常任委員会を開きました。</p> <p>その中の説明では、県の補助金それから施工基準、駅の新設の概要などでありますが、担当課長、白井課長、担当課であります。聞けば聞くだけ村民に喜んで利用してもらうような駅の新設には、失礼しました。白井課長ではなく岩橋一成課長のほうです。</p> <p>聞けば聞くほどそのような駅の新設にはなっていないというのが、委員の感想であ</p>

	<p>りました。机の上だけで聞いてもなかなかよく理解がされませんので、8月の3日に現地で再度説明を受けました。また、ここで、聞けば聞くほど懐疑的な説明ではありません。</p> <p>帰って経済委員会を開いたわけですが、その委員会を代表して質問するということの総意を得ましたので、そのとき委員から出されましたご意見を、これから順次質問させていただきます。</p> <p>一番最初に、まず、現在の棚田親水公園駅、進捗状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>棚田親水公園の新駅の整備につきましては、現在測量が終わりまして、概略ではございますけど、概略の設計に取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後の整備について、村のほうで検討をしている段階ということでございます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>この測量設計ということもありましたが、この棚田親水公園駅についての工事費は、概略いくら見積もっているのか、まず、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>現在、検討の中で3つの案が提案されておりまして、約1億円から2億円という工事費が試算されているところでございます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>今年の1月ぐらいだったと思うんですが、3,000万ぐらいの駅の数字を、何かで見たような記憶が私にはありますが。</p> <p>先ほど村長、答弁に3つの案ということをおっしゃいましたが、具体的にはどのような案なのか、説明ができればお願いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>3つの案につきましては、1つは、歩いて上ということでスロープですね、当初は階段という形で簡易なものを想定しておりまして、確か3,000万というお話ではなかったかなというふうに思っております。</p> <p>いろんな協議の中で、やはりスロープの必要ということで、スロープによる歩道のみを設置、それで大体約1億円、ちょっと関連工事等の精査もございますので、最低限が約1億円ということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>それとスロープカー、よく公園とかにあるような感じのやつですね、それで設置、あとはエレベーターですね、エレベーターを設置というところで、3つの方式を考えているということで、当初の階段等については、やはり県の条例等の関係で、それをするにしてもやはりスロープを造らなければいけないということで、そういった費用のですね、概算の積算というか検討の提案をしているところでございます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>村長、3つの案ということで、3つの案があるということは分かりましたが、県の基準ということで、県から5,000万、これは工事の関係の費用ですが。</p> <p>県の基準どおりに造ったときには、かなり高額の工事費になるのではないかとこのように思っておりますが、そのことについてお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどの概略の数字、これはですね、県との打ち合わせの中で県の基準、先ほどの条例等のですね、基準を満たすところで試算をしている金額で、先ほど答弁した工事費がですね、県の基準どおりという形での概算となっているところでございます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>担当課から説明を受けた工事内容であります。県から工事費を出してもらえば、</p>

	<p>県の福祉のまちづくり条例により、工事の内容が基準があるというふうに聞いております。</p> <p>具体的に言えば、勾配の制限があるということで、12分の1以下、約4.7度の勾配。もっと緩やかにした場合は15分の1、3.8度の勾配で、その通路のときに踊り場を造らなければならないと。これが20から25カ所ぐらいは必要ではなからうかというふうな説明を聞いております。</p> <p>バス停に着くまでに相当長い道を、親水公園の場合は歩くのではなからうかというふうに、常任委員会の中でも心配の声も出ておりましたので、そのような工事になるのかどうか、村長に尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど県の条例ですね、これについては、歩道について、今、いろいろと種別で分かれているということでございましたが、やはり駅ということで、すべての方が利用できなければいけないということで、スロープについては、先ほど言われました12分の1、8%ですね、この傾斜以下であることというところが示されております。</p> <p>そういった形で、それを満たす基準で行う。また、75cmだったですかね、上がるごとに平場を作って、1回、1回やる。という形で、先ほどの踊り場が25カ所ぐらいという話になっているところでございます。</p> <p>それで、一応総延長、概略の設計でございますけど、約2百2、30mぐらいの、今のところですね、延長を、車いすが上るといのは、ちょっと想定がですね、難しいとこめろはございますが、そういった形で造るというところで、現在の概略の設計の1つでございますが、そういった形の工事になるというところで、今検討しているところでございます。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村長からテンポよく説明が出ておりますので、意外と質問が早く済むのかなというふうに、今思っておりますが。</p> <p>この棚田親水公園駅を新設しようというふうな決定をしたというときに、新設工事の取り決めと言いますか、どのような駅を造ろうかというふうになっていたのか、お尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>新駅の分については、村の日田彦山線沿線地域振興協議会の意見を基に、令和3年2月にJRにですね、新駅の設置という形で、文書により要望を行ったという記録は残っております。</p> <p>その中で、新駅の設置に係る、JRからはですね、ちょっとJRとしては設置が難しいので自治体のほうで考えてほしい、という回答をいただいたということで、それを基にですね、県の基金を活用して、新駅に向けて実現をしようという形で、決定されたということは聞いております。</p> <p>そのときにはですね、形状、先ほど申しましたとおり、親水公園駅、親水公園を使う比較的若い方の利用を想定している中で、階段をですね、簡易なものを造るという形で計画をしていたというふうに。当初はですね、聞いているところでございます。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	県とJRと村との協議は、現在はどのようになっているのか、お尋ねいたします。
議 長	村長
村 長	<p>県とJR等の協議ということでございます。</p> <p>測量を行い、業者が決まって測量を行いまして、そういった大体概略、当初はです</p>

	<p>ね、やはり階段という形で概略をして、県のほうとですね、協議を行ったところがございますが。</p> <p>やはり県は、福祉のまちづくり条例というものが、やっぱりそれを絶対クリアするべき条件ということで、言われているところがございまして、それを踏まえる。</p> <p>また、JRとの協議につきましては、駅の場所、それについてはですね、基本的に施設関係も村が整備するという形になっていたようでございますので、ただ、場所の決定、それとスロープ、階段等についても、できるだけJRの法面ですね、法面を、工事のときに、できるだけ形状を変えないことが望ましいということで、ご意見をいただいて、それを踏まえた中で、いろんな形ですね、形態を検討したということで、一応協議としてはですね、そういった部分を踏まえて、今、概略の設計という形で3つの案が示されて、それをどうするか、実施に向けてもどうするかということで、今、検討しているところでございます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>今、概略検討しているということなのですが。</p> <p>この駅の新設工事のタイムリミットはいつまでなのか、村長に尋ねたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>JR九州とのですね、本部長等との打ち合わせの中で、いろんな様々な要件、現在の懸案事項等ですね、共通の認識を図っているところではございますが、明確なですね、タイムリミットの提示というのは、されておられません。</p> <p>ただ、方式の中で、例えば、駅の場所が変わるとか、仮に最悪の場合、中止をするとか、そういった判断をですね、村が決断するとなればですね、BRT路線工事への影響や変更に伴うJR九州側からの村への、改修に係る費用等ですね、費用負担等に繋がる可能性がございますので、できるだけ早い段階で結論を出す必要があるとは思っているところでございます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>経済常任委員会の中で、確か担当課から聞いたのは、11月くらいということ、確か聞いたと思っております。</p> <p>いずれにしても、早く決断しないと、この新設駅計画については、問題が出るのではなかろうかなと思っておりますが、村長、どうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>そうですね、タイムリミットについては、先ほどできるだけ早い段階という形は言っておりました。</p> <p>今、概略の設計が出ている中で、もっと費用を抑えられる。先ほど申しました県の基金につきましては、駅に直接ということで、10分の10の基金の補助率と言いますか、そういう形での協議ではございますが、上限が5,000万というふうに決まっておりますので、これを超える部分については、やはり村で何らかの財源を手当てしなければいけないということで、それについては村としてもですね、どのような方を対象にした駅なのか、先ほど村民の方のためにというご意見も、先ほどですね、最初に佐々木議員も申されました。</p> <p>そういった部分も踏まえてですね、どういうふうにするのが一番いいのかというのをですね、考えているところでございますが、これについて、できるだけ早くしないと、工事が進むにつれてですね、やはり変更にかけて難しいところも出てくるとは思っておりますので、目途と言っても、取りあえず11月という期限を一部出した部分でございますが、少なくともそれよりも早く決断をしなければいけない、というふうに思っているところでございます。</p>

議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>今定例議会が終わった後に、経済常任委員会を開いて、この問題を協議しますということを、冒頭に申し上げました。</p> <p>村長と経済常任委員会の中で、担当課からこの柵田親水公園駅の新設については、説明それから答弁を受けました。</p> <p>経済常任委員会とすれば、この柵田親水公園駅の新設については、村民が大いに利用できるような駅計画ではないと、いうふうな委員会の中の考え方であります。</p> <p>それは先ほど言ったように、上りから駅の、駅と言いますか、バス停までの区間が非常に長くなっている。それから、勾配がありますので、本当に工事費が、その金額の中でできるのかどうかという、まだいろんな不確定要素があるということなんです。</p> <p>この駅造りがもし、下手すれば村民から批判を受けるような駅造りになるのではないかなという心配を、常任委員会の中でもしているということであります。</p> <p>村長、本当にこの柵田親水公園駅造りを引き継いで、行うつもりなのかどうか、これは常任委員会の中でも非常に協議しなければならない問題ではあります、村長のお考えを尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この一連の新駅の件につきましては、測量設計はですね、測量と設計を行っていく中で、さまざまな問題が生じたというところがございます。</p> <p>何より大きいのは、やはり村として財源というかですね、費用を出してまで、この駅を造るべきかどうかという判断に、議論に立たされているというところであると思っております。</p> <p>今後、駅設置のですね、実現性また適切な内容であるかを十分検討するということで、できるだけ速やかに村としても決断をしなければいけないというふうには思っております。</p> <p>この場でどうこうという決断まではございませんが、やはり期限を切って、早ければ今月中とか、少なくとも11月よりも早い時期に、村としては決断をすべき案件であるというふうに思っているところがございます。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>先週の金曜日に、この日田彦山線沿線地域振興協議会が開催されたということを知っております。その中でも議論、意見が出たのではなかろうかなというふうに思っておりますが、差し支えなければ、どういうふうな会議だったのかということ、言えなければ結構です。言えれば、どういうふうな内容だったということで、答弁いただきたいと思うんですが。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>先日の協議会ではですね、主には、事務局としては、駅周辺整備計画、これの基本構想を策定するというので、委員の皆様にお集まりいただき、検討を行っていただくということで進めました。</p> <p>その内容としましては、ワークショップ、住民の方のワークショップを開催しようということで、意見交換をさせていただいたものでございます。</p> <p>ですので、その中で具体的な柵田親水公園駅の設置または検討というのは、協議的には上がりませんでした。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>私ども経済常任委員会も、この後また、この問題についてもいろいろと協議はしていきたいと思っております。</p> <p>しかしながら、今、課長言いましたように、日田彦山線沿線の地域振興協議会等も</p>

	<p>ありますので、そういうふうなところの考えと一緒にしながら、このいろんなことも検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>次に、大行司駅の整備計画について質問をするわけですが、議長、換気休憩をお願いしたいと思います。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時20分まで換気休憩をします。</p> <p style="text-align: right;">(11時12分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時20分)</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>次に、大行司駅の整備計画について、質問をさせていただきます。</p> <p>この大行司駅のほうについても、整備計画を委員会で聞きましたが、これもまさに懐疑的な説明でありました。</p> <p>大行司駅についても、経済常任委員会が出た意見を代表して、質問をいたします。</p> <p>先ほど同僚議員の質問で、村長、大行司駅は村の顔ということで、答弁がありましたので、この村の顔となるこの大行司駅の整備計画は、どのように計画されているのか、当初計画されたものを示してほしいというふうに思っておりますし、村長は、スローモビリティとか、そういうものを、確か言っとったのではなからうかというのを思っております。お尋ねをいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>大行司駅ですね、当初の計画の段階では、BRTの駅を利用するということで、利用者の利便性また安全性を確保した上で、地域交通へ繋ぐためのですね、アクセスとして、当初は大行司駅舎の左奥にあります側道と言いますか、管理用の舗装している道がございます。</p> <p>その、JR九州の作業道と書いてありますが、坂道の整備、道路の拡幅、またアスファルト舗装等を想定し、そこに地域交通でのワゴン車なり、そういった車がですね、アクセスするという形で上まで上って、Uターンをして下りてくる。そういった形で計画がされていたというところでございます。</p> <p>その予算編成の段階で、ちょっと自分のほうの意見ではあったんですけど、車が上がると、やっぱり回転、回るときに場所が確保できないということで、その確保をするためには、結構な大工事でも上部のほうで必要ということもありましたので、そういうことであれば、スローモビリティを数台運用することで、待ち時間もなく駅のホームまで行けるのではないかとということで、自分としては提案をさせていただいたところでございます。</p> <p>当初の計画の段階ではですね、そういった形で計画をしていたものでございます。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この大行司駅については階段があり、上り下りと言いますか、そういうものには最初から住民のご意見でも出ておりましたように、支障を来すということは、もう当初から分かっておった条件であります。これは。</p> <p>それを承知の上で、この大行司駅の改修は、周辺整備をどのようにしていくのかというのが、駅整備計画だろうと思っておるんですが。</p> <p>現在の大行司駅の整備計画はどのようにになっているのか、村長にお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在はですね、事業としては、当初の計画に基づいた測量並びに設計等をですね、行っているというところでございます。今のところ測量だけなんですけどね。</p>

	<p>その中で、作業道、管理道を通った方法ではですね、バスがホームまで行かない。ホームと言いますか、プラットホーム、バス停の部分ですね、まで行かないということも、測量とJRとの話し合い、現地確認の中で出てきたことでございます。</p> <p>その中と、また先ほど自分が言っていました、スローモビリティでは行くのではないかというふうには考えていたんですが、実際に図面を示された中で、BRTの専用道の区間、ここはちょうど大行司駅が離合する場所にもなっているということで、離合する部分については、ホームとホームに挟まれて全く通れる場所がないということで、ホームというか、今、残っております旧鉄道のホームですね、そこを通過しなければいけないということで、あそこについてもやはり安全性とか、そういった課題が非常にあるということで、今、当初の計画ではどうなのかという部分をですね、検討しているところ。</p> <p>また、その中でも、1つはJRとの協議の中でも、やはり現在の作業道、そこをですね、一般の車が通るということについては、一応あそこは私道でございますので、やはり村としても問題があるのではないかと提言を受けまして、それについては、方法としてはその道を村が買い取る形で、村道という形で認定する必要があるのではないかとこのところで、そういった問題もですね、あるところでございます。</p> <p>ただ、そのような流れでですね、村道にしまうと、やはり法面の中腹が村道という形になりますので、管理の面、また、もし仮に災害等、そういった部分のリスク等もございましたので、その管理道を使うという方法については、今のところ、それも1つの案として計画、まだですね、可能性について計画をしているところでございますが、そういった状況が確認されていく中で、他に方法がないかという部分で、どの方法がBRT駅利用者の利便性や安全性の向上に繋がるかを、慎重に検討しているところでございます。</p> <p>先ほど申しました、作業道を整備することで、そういった条件をクリアして行く、また、いわゆる先ほど親水公園駅のときにも申しましたが、モノレールを使う、エレベーターを付ける。そこは階段を仮にエスカレーターにした場合にはどうなるか、そういった部分で、まだ概略もですね、できていないところではございますが、やはりそこについては、住民の方の利便性を第一に、なんとかして現況、階段を上がる部分については、なんとかした活用、安全性とですね、利便性について、検討を行っているということで、当初の予定と異なる内容にはなりますが、アクセス道、作業道を使わない方法もですね、案として検討しているところでございます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	確かに側道の関係、それから、階段の上り下り、どうするかと。これが大行司駅の一番肝心なところだろうと思っておりますが、最初に、側道は地域交通バスが上がる計画があったんですが、この側道についての整備計画はどのように考えているのか、再度お尋ねします。
議長	村長
村長	<p>側道、いわゆる作業道と言った部分だと思っております。</p> <p>側道の整備計画については、少なくとも現況がですね、2.5から3mぐらい、ちょっと工事の関係でかなり路側がガタガタになっているというか、舗装が非常に傷んでいるというところで、現況としては、今、ガードレールの代わりに木杭を打って紐で引っ張っているというところの状況でございます。</p> <p>そこをですね、大体計画としては3.5mほどの拡幅と舗装を行って、ちょうどホームの、今現況のホームのところに行ったときに、車が、たぶん1回で回るというのは難しいので、少なくとも切り返しで回れる幅を確保するというところで、整備計画については、そのように現在のところは考えていたところでございます。</p>

議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>側道関係は、今の答弁にありましたようですから、分かりましたが、バス停の位置なんですね。</p> <p>バス停の位置は計画では、階段から上がったところに、確かなっているんだろうと思います。</p> <p>側道をバスが上がることはないみたいなんです、乗降によってバス停の位置が変更できるかどうか、というふうに思っているんですね。</p> <p>階段をいろんな、すぐ上がって行けば、すぐバス停になるんでしょうけど、今度は側道のほうから上がって行ってしまうとかなりの距離があって、バス停が遠くなってしまうというのも、またこの大行司駅の関係だろうと思っています。</p> <p>先ほど離合をする場所だから、なかなかホーム辺りの構造物の関係も改修が難しいのかなというふうに聞いておりましたので、バス停は、上がる方法によっては変更が利くのかどうか、村長に尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件についても J R 九州のほうに確認をいたしております。</p> <p>J R 九州としては、移動にかかる費用ですね、村が出すのであれば、変えることは可能という返答はいただいておりますが、それに伴うロケーションシステムとかですね、そういった部分にもちょっと影響があるのかな、というふうには言っておるところでございます。</p> <p>それと、1つの案として、例えば、やっぱり階段を上るルートがこれまでのルートでございますので、そこのホームと、あと側道を上がって車が停まる所周りでも、便宜上停まれないかという話も、ちょっと要望として出したところでございますが、やはり駅に停まる所は1カ所という形で、それはちょっとできないという返事をいただいております。</p> <p>これは、ちょっと要望として出した分ですけども、これについては、もう J R としての考え方ですので、これは、そういう回答があっているというところでございます。</p> <p>というところで、変更としては最初に言いましたように、可能ではある。ただ、ちょっと費用面の問題があるというところでございます。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村長、ここの関係はいろいろ J R との協議とか、いろんな中であるんでしょうが、もう少し何か具体的な案、説明ができればお願いしたいんですが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>バス停の移動については、先ほど申したとおりで、それ以上の協議というのはですね、村が費用を負担するのであれば可能である。ただし、バス停については1カ所という回答が出ているところで、ちょっと現状しても補足と言いますか、説明できる所は、以上のことでございます。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>大行司駅の整備計画では、やはり周辺の整備計画が必要ではないかなというふうに思っております。</p> <p>周辺整備の形がですね、どういうふうに周辺整備をしていくのかが出なければ、なかなか経済常任委員会としても検討、議論ができないのではないかなというふうな意見が出ておりました。</p> <p>経済常任委員会とすれば、そういうふうな周辺整備の計画等が出されたもので検討したいというふうに思っておりますが、村長、その辺はどうでしょうか。</p>
議 長	村長

村 長	<p>そうですね、先ほど申しましたが、9日の日に開きました東峰村日田彦山線沿線地域振興協議会、これについて、現在議員としては3名、議員として2名で、地元の方として1名が参加した中で、協議をしているところでございます。</p> <p>この協議会の中で、駅周辺の整備計画、整備構想を現在取り組んでいるということで、これについてですね、その組織の中で協議を進めているところでございます。</p> <p>その中で、今年度中に整備計画の基本構想を策定する予定としておりますので、議会また常任委員会等においてもですね、その進捗状況について、村としても会議の状況についてはホームページ等で、広報誌という時間がずれ込む、1カ月後、2カ月後になりますので、会議の分については、ホームページでですね、報告をするという形にしております。</p> <p>常任委員会等についても、内容について適宜現状の報告等を行いたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この岩屋・棚田親水公園・大行司・宝珠山駅、来年の7月には開通ということに予定されておりますので、やはり住民、村民によれば、どのようになるのかなど。特に大行司というのはどのようになるのかなど。</p> <p>階段があって、もう最初から上り下りはきついということは分かっている。その中で大行司駅の整備計画をするということでしたので、特にこれについては、またご努力をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、枕木の利用について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>同僚議員からもこの枕木については、質問がございました。また、西福井地区の行政懇談会の中でも住民の方から、この枕木についてのご意見が出ておりました。</p> <p>村長の答弁の中でも、この枕木の雨ざらしと言いますか、保管の問題等も出ながら、恒久的なものでないこの枕木をどのように使うのかと、その質問ですが、枕木をどのように使っていくのか、村長、ご意見をお願いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>重複する部分もございますが、枕木につきましては、地域振興の目的のため、JRのほうに譲渡の要望をしたということで、村へですね、無償譲渡される予定で、現在、旧宝珠山小学校のグラウンド、運動場に約4,000本ですね、保管している状態でございます。</p> <p>今後の活用という面でございますが、枕木の利用については、沿線の振興計画、構想の中で、どのような活用をするかという部分もワークショップ等で行いたいという思いはございますが、駅周辺整備等で使用するところをですね、見込んでいるところではございます。</p> <p>ただ、先ほど申されたように、やっぱり雨ざらしの分では、やはり10年、15年経つと朽ちるという状況でもございますので、外に使うのか屋根があるところに使うのか、そういった部分等も含めてですね、最初から譲渡のほうを要望している関係もございますので、村としてこれをいかに活用するかという部分を、この基本構想の中で進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>当初の計画ではですね、宝珠山駅の周辺の公園化や駐車場の整備、また、鉄道が通っていましたがレガシーと言いますか、記念としての線路と一緒にモニュメント等への活用で、枕木の利用をですね、想定していたようではございますが、駐車場とかになるとですね、やはり雨というか水分の関係が非常に重要になってきますので、今後ですね、その協議会の中、先ほど申しましたが、そういった中で十分方向性等のですね、協議・検討を行いたいというふうに思っているところでございます。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員

8 番	<p>何千本の利用になるのかどうかは分かりませんが、この枕木の利用については十分検討して、利用を図っていただきたいと、このように思っております。</p> <p>以上が、経済常任委員会を代表しての質問であります。</p> <p>次に、自治公民館への助成について、質問をいたします。</p> <p>これは財政の問題ですので、教育長ではなく村長のほうに質問をいたします。</p> <p>地域の公民館は村からの補助が出ておりますが、施設修理費等に対する補助は出ていないというふうに思っております。ときには大きな支出が公民館に発生している地域もあります。</p> <p>大きい金額のときに、一部助成ができないかどうか、村長にお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在、自治公民館のですね、施設の修理等に対する補助の制度はですね、ないのが実情でございます、これまでもちょっと修理、床が少しボコボコになっているのでやりたいとか、畳を変えたいとか、そういったちょっと要望も実際あったわけではございますが、そういうのについては、やっぱり地域の管理の中で地域の負担でやっていただきたいという、回答をさせていただいていたのが実情でございます。</p> <p>ただ、実際にはそういった費用、修理とかがですね、やはりそれぞれの公民館の活動の中での負担となっている。そういった費用が発生しているという実情も理解しております。</p> <p>またですね、地域で、特に避難所とかですね、いろんな活動でも使われているというところでございますので、何らかの助成ができないか、既存の制度、既存の制度と言ったら地域協働のむらづくりの自主防災組織等の関係の解釈で、なんとか負担としてはですね、いくらかでも補助という形で対応ができないかなというふうには、ちょっと今、質問を受けてですね、内部で検討しているところでございます。</p> <p>通常、自主防災組織の育成ということで、トイレの洋式化とかですね、エアコンを付けたり、そういったマットを買ったりとか、避難袋を買ったりとか、そういった部分については、やはり積極的にやっていただきたいということで、10分の10という補助金をやっているところではございますが、やっぱり地域の負担を受けた上で、そういった助成という形で、制度上は10分の10以下という規約ではございますが、そこら辺りをどうするかという部分もございまして、ちょっと対応については、これについてはどうか、それぞれの地域で抱えている課題も把握しておりますので、なんとか少しでも応えることができないかなというふうに、ちょっと内部でやっているところでございます。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>公民館という特性なのか、一般住宅保険で自然災害保険には公民館が入ることができません。火災保険のみしか、今現在の公民館では入っておりませんので、これから台風被害等出るようなことがあったときに、やっぱり公民館で被害が出ると。</p> <p>全労済とか農協とかいろんなところ確認はしましたけど、住宅火災保険のみと、自然災害は入られないということで、どこかあれば、逆に役場のほうから教えてもらいたいぐらいなんですけど、現在はないということで聞いていますので。</p> <p>合併浄化槽なんかもちろん付いておりますので、機械装置などのポンプ等も、公民館によってはかなりの高額な修理代が出るということも聞いております。</p> <p>自分たちの公民館ですから、できるだけ自分たちで運営してほしいという行政の考え方は、分かるのは分かるんですが、公民館は、まずは避難場所、それから社会福祉関係、そういうふうな面で各地区の公民館使われておりますので、共助という観点に立って、行政のほうからも高額な修理代については、一部助成をぜひ検討して、実現をしてもらいたいというふうに思っております。</p>

	村長の答弁をもって、私の一般質問を終了します。
議 長	村長
村 長	<p>公民館という特性、先ほど議員さんからもございました。やっぱり指定避難所という形ではなくても、やはり長期にわたるときには、そちらの集会施設、公民館を避難所として使っていただいている。そういう観点が公民館の維持という考え方から言えばですね、重要ではないかなというふうに思っておりますので、ちょっと危険性が伴うような部分とかについてはですね、村として、先ほどの繰り返しにはなりますが、何らかにご支援はできないかなというところ、あと保険についてもですね、保険は先ほど議員さん申されたとおり、通常の火災の保険しかないというのが実情です。</p> <p>村の保険に入れんのかという要望もちょっと伺ったこともございます。これについては、村が保険者になって公民館の保険に入るというところは、ちょっと今確認はしておりますけど、明確な返答が保険の共済のほうからあっておりませんので、そういった部分、例えば名義をどうするかとか所有の関係ですね、そういった部分もございますので、その辺りについては、また情報が分かり次第ですね、共有させていただきたいと思っておりますのでございます。</p>
議 長	以上で、一般質問を終了します。
散 会	
	<p>午後から決算審査特別委員会を開催します。 13時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時46分)</p>

第6回 東峰村議会定例会会議録

令和4年9月14日
(第 6 日)

東 峰 村 議 会

令和4年第6回東峰村議会定例会議事日程

令和4年9月14日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 議案第 24号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 25号 東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 26号 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について
- 日程第 4 議案第 27号 令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
- 日程第 5 認定第 1号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2号 令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3号 令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 4号 令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 報告第 3号 令和3年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
- 日程第 10 議案第 28号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 11 議案第 29号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 1 2 請願第 2 号 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める
請願書

日程第 1 3 請願第 3 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願
書

日程第 1 4 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 (10時30分)
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	日程第1 議案第24号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員
6 番	21ページをお願いいたします。 この条例の新旧対照表の中でも出てくる非常勤職員という記載がずっとあります。 今、職員の体制と言いますか、中で一般職と会計年度任用職員みたいな形になっておりますけど、この非常勤職員というのは会計年度任用職員という部分で読み替えても間違いないのでしょうか。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	会計年度任用職員のことでございます。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	総務常任委員会のほうでも少しこの会計年度任用職員の育休については、ずっとお尋ねしてきた経緯もあるんですけども。 今回の改正も含め、会計年度任用職員の方が育休を取った際にどうなるかというのは、たぶんこの2条のところの、2号以降のところの条件にかかわってくるのかな。ちょっと文章が複雑でなかなか読み込みにくくてですね、どういった場合に取れないのかというのがちょっと分かりにくいんですけども、もしその辺の説明が可能であればしていただきたいんですけども、たぶん難しいのかなと思いますが。 一つは、会計年度任用職員の方がもし育休を取っていく際に、年度をまたがってしまったら、そういった場合に対して雇止めのようなことが起きないのかどうか、ましてや年度を超えるようなことに対しては、育休は会計年度任用職員の方が取れないのか、そこについてお尋ねします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	そうですね、制度的に私も大変理解を今ですね、ずっとしているところでございますが。 要件としてはですね、いろいろございますが、会計年度任用職員の育児休業に関しましては、1歳到達のところでございますね、ちょっと資料をですね、後ほど提出させて。 更新する年度をまたいで、可能性がある場合、再度任用のですね、する場合であれば、育児休業は取れるというような形になります。それが明らかな場合はということですね。
議 長	村長
村 長	内容について少し曖昧な部分、これなかなか難しいところではございますが。 まず1つが、どれぐらいの期間と言いますか、勤務日が週3日以上又は年121日以上非常勤職員、会計年度任用職員さんが該当になるという部分が1つ。 それと、先ほど課長が申しました、子が1歳6カ月になる日まで、それは再度の任

	用を含んで、それで、1歳6カ月になるまで、満了することが明らかでない場合ということで、明らかに村として、内規の中で5年までですよという形で、5年で一旦契約が終わるというところで、再度の任用が、ちょっと可能性としてはない、そういう明らかである場合以外を除いては、基本的には取得できるのではないかと、というところの条文でございます。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第24号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第25号「東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員
6 番	昨日までのほうしゅ楽舎再建の全部を改正する条例の検討が行われてきました。 その中でも少し疑問点が残っておりますので、継続してお尋ねしたいんですけども。 昨日の全員協議会の中では、この防災に関しては、第3条の業務の中では、入れないということでご発言がありました。その部分に関しては、募集要項といったところで謳ってまいりますということをお尋ねしております。 目的にもある、この防災拠点という部分に関して、事業者にどういった内容を求めていくのか、そういう募集に対してですね。条例には載せないけれども、載せないとしても、そういう防災について、どういった項目を求めていくのか、その内容について、お尋ねします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	基本的にはですね、昨年度、先ほどお渡しいたしました計画書、これに基づきまして、詰めていきたいとは思っております。 ただ、内容的にどちらかというと、村が関わるほうが多いかなと、防災面に関しましては。 ですので、その辺りを詳細に詰めていくような形になろうかと思っておりますので、特に防災に関しては、そういう形を取らせていただきたいというふうには思っております。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	防災自体、指定管理事業者にお任せするというのはなかなか難しいと、以前から思ってきた部分です。 もちろんそれもあって、なかなか条例に載せにくいという事情があるのかなと、こちらの推測はしているんですけども。

	現時点です、大抵事業者がすること、村がすることという部分の仕分けというのが、一切この条例とかでも謳われてないので、改めてお聞きするんですけども、こういったことを事業者に求め、こういったことはもう村がすることですよという、その辺の取り決めというかですね、大抵の考えというのをお示ししていただきたいなと思います。
議長	村長
村長	<p>具体の取り決めというものはございませんが、通常今、村の中の施設で、指定管理施設で防災としての機能を持っていただいている、宝珠の郷の例がございます。</p> <p>あそこは常に職員が常勤しておりますので、避難所を開けるときには事前にご連絡を申し上げて、基本的には職員が開閉をしに行くという形になっております。</p> <p>ほうしゅ楽舎の場合、ちょっと職員というかですね、経費の関係、また今後検討していきますコミュニティ施設の関係で、職員の在中の仕方、役割分担の仕方、今の想定と少し変わる部分はあるかもしれませんが、基本的には指定管理施設の管理者のほうにご連絡を申し上げて、ちょっとどの時点でその避難所を開けるかという話には、ちょっと村の判断にはなりますが、その中で指定管理者が開けるか、地域の方に最初お任せするものか、職員が行くものか、その辺りについては、今後の協定書の中で取り決めたいというふうに思っております。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結します。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第25号「東峰村簡易宿泊施設条例の全部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 議案第26号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっておりますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>45ページをお願いいたします。</p> <p>12款1項の公債費の部分です。償還金利子及び割引料ということで、地方債繰入償還金が計上されております。</p> <p>これに対しては、どこの事業の分になるのか、お尋ねいたします。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	これに関しましてはですね、河川の工事関係でございます。
議長	農林建設課長
農林建設課長	この費用に関しましては、緊急自然災害防止対策事業債の元金を償還するといったものになってございます。河川の工事です。
議長	村長
村長	この地方債の繰り上げ償還金でございますが、これは、繰越明許の中で起債を借

	<p>りるという計画をしていた事業、先ほど申しました緊急自然災害防止対策事業債の、河川の工事の1つの契約が期日までに執行できなかったというところで、契約を出来形で確定した部分で、当初の借入額よりも事業費が低くなった部分、これについて、借入れの決定ができた時期と、その決定した時期の時系列的に、借入額を下げるができなかったところをございましたので、実際に昨年度借り入れた部分について、未執行分を繰上償還という形で返すという形で、今回金額を計上させていただいているものでございます。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>この事業に関しては、やはり早期完成ということを地域の方々も求められていたので、致し方ない部分もあるんですけども。</p> <p>やはり執行されなかった部分で、利子まですべて、要は、通常払う分のすべての額を、利子払わないといけないという部分に関しては、なかなか由々しきことかなと思っております。</p> <p>6月の定例会でも申し上げましたけれども、やはりこういったことになっているのは、事業者が期間までに工事が終われなかったということに、起因していることにしかならないと思うんですよ。</p> <p>そういった場合に、やはり強く事業者に対していかないと、これは誰の責任になるんですか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>工事に関する部分と、この今回の起債の償還という観点から、ちょっと2つございますが。</p> <p>工事の未竣工の件につきましては、これまでその業者、場所については敢えて明示しなくてもお分かりかなとは思いますが、これまでの経緯を踏まえて、必ず工期内竣工また、誓約等を取った中でそのような事態になった。</p> <p>それについては、一義的には事業所ではございますが、その中でしっかり違約金と申しますか、そういった部分については法に基づいて請求をし、それについては回収と言いますか、納めていただいたところでございます。</p> <p>この償還金が、実際に繰上という形で生じた部分、これについては、ちょうど年度末の時期で、それぞれ事業課と財政課、その連絡がスムーズにできなかったという部分で、ちょっと数週間の差ではあるんですけど、そこで緊急の協議、ある程度もう年度末に向けて金額が確定いたしますので、これを3月になって急にできないので、落とすという、1つの事業を落とすというのはできるんですけど、1つの緊急自然災害防止事業債という総枠の中で、1つだけ落とすというのがちょっとできにくい状況でございましたので、これについては、減額できなかったというのは、やはり役場内部の責任であるというふうには思っております。</p> <p>今回、利子について、大体違約金、通常の利子プラス繰上償還の部分という形で試算した部分をお出ししておりましたが、今、最終的に機構のほうから来た数字によると、一応想定はしておりましたが、実績としては、利子分については0で済んだという、これはもう結果論ですけどですね、というところで報告は受けているところでございます。</p> <p>これは、起債に関する部分の事務の整合については、役場内の事務の手違いと言いますか、時期的な部分ですね、そういった部分の反省があるところでございます。</p>
議 長	最後です。
	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>確認になるんですけども、村長が今、0で良かったですという利子の分の予算が上がっておりますが、これは、実際には支出する必要がなくなったということと捉</p>

	えていいんでしょうか。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	この補正予算を計上する段階においては、こちらで想定される、この金額を計上してはいましたが、今、やり取りをする中でですね、どうも0でよさそうだとということですね、なっておりますので、その際はもう未執行という形で取らせていただきたいと思います。
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第26号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第27号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員
6 番	52ページの歳出のところの、事業は1つしかないんですが、工事請負費で、福井橋梁に水道管を切り替えるということだったんですけど、この福井橋梁自体は、今度、今建設中のBRTに係るところ、延田地区のところの話でよろしいんでしょうか、というのと、現在は、おそらく宝珠山駅前の橋に添架されて水道が行っているのかなと思うんですけども、それを切り替えないといけないということなんでしょうか。お尋ねします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	この福井橋梁の件につきましては、BRTの絡みで今、JRと協議しながら施工している橋梁になりまして、こちらのほうに水道管を添架するというものになってございます。 この添架につきましては、宝珠山駅のところの延田橋、あれとは別のルートの水道管の添架になります。切り替えではございません。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	では、この福井橋梁に添架される水道はどこに行くんでしょうか。どこに供給される水になるんでしょうか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	この新たに福井橋梁に架ける分については、古城原のほうに配水する管になります。
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第27号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5～ 日程第8	
議 長	<p>日程第5 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第6 認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第7 認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第8 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 は、決算審査特別委員会に付託をいたしました。 決算審査特別委員会、委員会報告をお手元に配布をしております。 それでは、決算審査特別委員会委員長の報告をお願いします。 決算審査特別委員長</p>
委 員 長	<p>決算審査特別委員会委員長報告をいたします。 令和4年第6回東峰村議会定例会、9月9日、本会議において、決算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。 付託を受けた案件は、 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 以上の4件でありました。 審査期日は令和4年9月12日、13日、14日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。 審査の結果は、原案どおり認定するものと決定しました。 決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告します。 以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、決算審査特別委員会委員長報告がなされました。 日程第5 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。 委員会報告書のとおり、認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>

議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定するものと決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第6 認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決いたします。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第7 認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することと決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第8 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、報告書のとおり認定することに決定いたしました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 報告第3号「令和3年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>このふるさと村、先日決算報告を受けましたが、やはり問題は、毎年毎年の赤字で、資本金が毎年毎年減っているということであります。 やはり努力は認めますが、このまましておけば資本金がすべて0になるまで、このような状態でもいいのかと、というのが一つの問題だろうと思っておりますので、ふるさと村の社長である村長、この業務をどのようにするのか。 やはりふるさと村の会議の中で、一つ諮っていただきたいと、そのように思っております。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>ふるさと村の決算状況については、報告、説明したとおりでございます。 内容については、昨年に引き続き、ほぼほぼ同じ額ぐらいの赤字の状況ではあったんですが、中にも書いておりますが、昨年のコロナウイルス関係の給付金を除いた場合ですね、200万円程度の収支の改善があっているというのは、やっぱりきっちり認めてあげるべきことかなとは思っております。 その中で、今ふるさと村の中で収益モデルとなっている事業、今、特産品の部門、また岩屋の湧水の部門、それと、ちょっと今年までは開設ができませんでしたが、親水公園のプールの部門ですね、こちらのほうを、あといぶき館のほうは、やはりある程度文化施設というのもございますので、致し方ない部分はございますが。 そういった収益が見込める部門については、今後、社長と言いますか、そういった</p>

	<p>部分では、もう一言目には、赤字解消に向けての努力と方針をですね、きっちり示していきながら、やっていくという形で、毎月の役員会を開いているというところでございますので、これについては、ここ数年の良い流れ、また、いろんな事業所さん、Fコープさんはじめですね、そういった繋がりを大切にしながら、収益の向上に向けていくという話は、毎回の役員会の中では確認をしているところではございません。</p>
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	<p>今、村長も岩屋湧水のことを言われました。</p> <p>先の一般質問の中で、私が岩屋湧水を積極的に販売しないかというお尋ねをしたときに、日田彦山線沿線の振興計画と併せて計画していくというようなことを、回答いただいたんですが。</p> <p>ふるさと村の会計報告のときにお尋ねをしたら、全くふるさと村としては、そういったことは考えていないと、今のような状況でいくというような回答だったんですね。</p> <p>そしたらちょっと回答が違うので、そういう話がなされてないのかなと、ちょっと思ったところですが、そこはいかがでしょうか。ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思っているところですが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>岩屋湧水の活用につきましては、先ほど申した分は、九州北部豪雨災害前の売り上げと言いますか、その、今少しずつは上向いておりますが、ほぼ半分ぐらいしかまだお客さんが来られてないということで、その岩屋湧水自体を汲みに来るお客さんを、いかに元に戻していくかという部分での活用を言っておるところでございます。</p> <p>水自体はですね、ペットボトルに入れて売るとかいう分であれば、かなり設備投資とかロットの問題とか、結構ハードルが高い部分ではございます。</p> <p>ただ、活用としては、岩屋湧水を利用した特産品とかですね、そういったイメージ戦略と申しますか、そういった特産品の開発、今、ヤマメ等もですね、岩屋湧水を活用したという部分で、一つ付加価値も得られている部分も少しあるかとは思いますが、そういった形での活用は積極的に行っていくべきであるというふうに、今のところはですね、自分としては考えております。</p>
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	<p>最初から大きい工場を造ってですね、ペットボトル云々というのは、それは厳しい話だと思いますので、まず小さいところからでもいいので、取り組めることをですね、しっかりやっていただきたいと思います。</p> <p>それからもう一つ、確認ですが、決算書の28ページの企画振興対策費の一番下です。岩屋湧水共同事業負担金19万円ほどありますが、これは、ふるさと村への、一緒にやるというところでの負担金でしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>決算書における岩屋湧水共同事業負担金という部分については、元々岩屋湧水自体がふるさと村が投資をして造ったもので、あの施設はですね、と滅菌施設は造ったものということで、当初はふるさと村に全額売上げというか、入っていたわけです。</p> <p>それを、ここ数年の中で、協議の中で折半しようと、折半をするという話、その代り村の施設としての活用も行うということで、その中で災害以降、やっぱり設備の維持費と売上げと言いますか、それに赤字が出たというところで、黒字については折半する、赤字についても折半するという取り決め、そのときにはなっておりま</p>

	<p>したので、この時点でこの共同負担金という形で、一応経費のマイナス分をですね、その取り決めに基づいて村が負担したという決算になっておるところでございます。</p> <p>これについては昨年度、今年度からやったかな、はまた元に戻して、ふるさと村のほうで全部やるという形に、確か戻したというふうには聞いております。</p>
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	<p>ということは、村が関わらないで、ふるさと村独自でやっているというふうなことだろうと思いますけれども、ふるさと村独自では、従業員の方たちも人数が少ない上にですね、仕事量がいろいろあると思います。大変だと思いますので、独自ではなかなか、やっぱり積極的に販売、広報等難しいと思いますので、ぜひ、村も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>売上げと申しますか、湧水に来られるお客さんが増えれば増えるほど、やっぱりふるさと村の収益になるという形での努力をしていただくという観点から、今、ふるさと村のほうにお願いと言いますか、すべてやっているところでありますので、必要に応じて村としてもですね、岩屋駅の管理について、ふるさと村にお願いして清掃代を村のほうで委託をするとかですね、そういった形ではやっておりますが、湧水の事業自体については、ふるさと村独自でやっていただいているという、今の考え方については、このままで、ちょっと状況を見ながらにはなりますが、しばらくはそのまま収益の改善状況を見たいというふうに思っております。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>先ほどの佐々木紀嘉議員の質問ととても被ってしまう部分もあるんですけども、大まかな方針だけちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>営業利益のほうがマイナスの820万ということで、これまでもですね、マイナスの700万前後ぐらいコロナの前でもあった部分もありまして、なかなかこのままの状況で企業努力、改善という部分はもう限界が来ているのかなという部分があると思います。</p> <p>一つ改善としては、収益率をさらに上げていくこと等も考えられるんですけども、新たにやはり稼げるというかですね、しっかり地域に貢献しながらも稼ぐ事業展開を進めていかないと、なかなかこの800万ぐらいの営業赤字というのは埋まらないと思うんですね。</p> <p>まだ村長になられて間もないところもあるんですけども、現状として村長、社長としてもですね、ふるさと村でこういう事業を展開していきたい、そういった構想があるのかどうか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>流れをいろいろとですね、確認しているところではございますが、やはり特産品という部分については、限界というよりは、これは自前で作る部分、また商品については地元の商品を使いながら、やはり専門的な部分、缶詰とかですね、そういった部分については、外部の事業者さんをお願いする。</p> <p>そういった中で、いろんな今研究、普及センターさんとかとも通じてですね、新商品の研究を行っております。</p> <p>これで、例えばいろんな商品が出る中で、その販売先を確保しながらしなければいけないので、やはり今、Fコープさんが結構協力的ではございます。その関係を続けていながら販売の利益、販売高を上げていく、この努力はやはり積極的に、これ基本的には特産品の販売がやっぱり収益としては最も大きいというか、努力すれば努力するだけ上がっていくものではございます。</p>

	<p>それについての人員の配置とか人的リソースとか、そういった部分もございませうが、やっぱりそこを創意工夫してやっていくというところ。</p> <p>後は、あくまで株式会社でございますので、定款に基づいて事業を行っているというところで、あとはいぶき館の施設をですね、今後、今のところコロナ禍もございまして、なかなか集客が、月でいけば数十名とかですね、低迷している分もございまして、そちらのほうについても展示内容の検討、また、イベント等、そういったところで集客を進めていく、そういった、あまり手を広げすぎるとあれなんですけど、本業であるいぶき館、特産品、親水公園、岩屋の湧水、そこら辺りをきっちり見直して工夫をしながら、まずそこで改善を行っていくというふうに、今のところはですね、自分もなつてと言いますか、それほど期間経っておりませんので、その改善を見ながら、ちょっと余力に基づいて新しいことについてのチャレンジ、そこはやっていきたいと思っておりますが、チャレンジは基本的に特産品加工、そっちのほうをベースにやっていきたいと、今のところは思っております。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号「令和3年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告」を終了いたします。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第28号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第28号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第29号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。</p> <p>本件については、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、高倉美紀恵議員の退場を求めます。</p> <p>(高倉美紀恵議員 退場)</p>
議長	<p>説明は終わっていますので、質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第29号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p> <p>高倉美紀恵議員の入場を求めます。</p>

	(高倉美紀恵議員 入場)
日程第12 議 長	<p>日程第12 請願第2号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、議題といたします。</p> <p>紹介議員 佐々木孝議員の説明を求めます。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3 番	<p>請願第2号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書」</p> <p>説明につきましては、意見書案の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書(案)</p> <p>請願事項</p> <p>(一) 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること、また、さらなる少人数学級について検討するとともに、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>(二) 教育の機会均等と水準に維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。</p> <p>請願趣旨・理由</p> <p>2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>萩生田前文部大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。</p> <p>学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、上記の措置を講じられるよう要請します。</p> <p>令和4年、東峰村議会。</p> <p>提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛です。</p>
議 長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これより、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、採択することに決定いたしました。 また、この意見書につきましては、後日関係省庁に提出をいたします。</p>
日程第13	
議 長	<p>日程第13 請願第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」を、議題といたします。 紹介議員、和田将幸議員の説明を求めます。 1番 和田将幸議員</p>
1 番	<p>地方財政の充実・強化に関する意見書の提出でございます。 東峰村議会議長 伊藤均様。 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書 請願者 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山4625、自治労東峰村職員労働組合、執行委員長熊谷貴範。 紹介議員 和田将幸。 意見書の一部を読ませていただきます。 今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少化における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。 しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」においても、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとされていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。 このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍での対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に対して、お配りした資料に記載のある事項を、実現を求めるという請願でございます。 なお、内容については、1から10までございますので、どうぞお目通しをお願いします。 提出先は、衆議院・参議院の両議長、それから内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、地方創生担当及び経済財政政策担当の両内閣の特命大臣でございます。 東峰村議長名で送付します。以上です。</p>
議 長	<p>以上、説明が終わりました。</p>

	<p>質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 請願第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書を、 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、採択することに決定いたしました。 この意見書につきましては、後日関係省庁に提出いたします。</p>
日程第14	
議 長	<p>日程第14 「閉会中継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から閉 会中の継続調査の申し出がなされております。 お諮りいたします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありません か。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査をすることに決定を いたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたし ました。 村長よりあいさつの申し出があります。これを許可いたします。 村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日、令和4年第6回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただ き、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決い ただきましたことを厚く御礼を申し上げます。 9日金曜日から本日まで、議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言 につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。 さて、新型コロナウイルス感染症の状況については、報道でもされておりますが、 福岡県では3千人前後まで落ち着いてきており、昨日13日に福岡県コロナ特別警 報を解除し、コロナ警報に切り替えたところです。状況としては良くなっている と思えますし、新たな変異株の情報も聞き及んでおりませんので、このままより良い 状況を続けていくためにも、感染症対策、もちろん外で人との距離が保てる場合な どは、健康第一でマスクを外すなどありますが、屋内、人との距離、会話の有無など 考慮しながら、積極的なマスクの着用など、基本的な対策を今後も続けていただ きたいと思っております。</p>

	<p>9月11日には第12回東峰学園運動会が、規模縮小、半日開催ではありましたが、雲ひとつないすばらしい晴天の中開催されました。直前の台風やコロナによる欠席など、十分な準備ができなかったと思いますが、一致団結、児童・生徒と先生方が力を合わせて、村の宝である子どもたちの成長を見ることができたすばらしい運動会でした。東峰テレビでも放送されると思いますので、ぜひ、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>今週予想された台風12号はかなり西にそれていきそうですが、新たに発生した台風14号の進路は、農繁期にかかります農作物への影響が心配されるところです。今後の進路に十分注意していただくようお願いするものでございます。</p> <p>今年は台風の発生が多いと予想もされており、10月の秋の民陶むら祭への影響も気になるところでございます。秋の民陶むら祭は10月5日から10日までの6日間の開催となりました。春に引き続き密を避けるための開催期間となりましたが、春に負けないぐらいのたくさんの方に来村いただくことを祈念し、まだまだ残暑が厳しい中ですので、議員各位におかれましてはお体をご自愛され、さらにご活躍ください心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和4年第6回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (11時28分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>